矯正図書館

刑政

第五十一卷　三月號　第三號

刑務作業と國民經濟（卷頭言）　日沖憲郎　二
犯人分類と囚人分類　小川太郎　七
明治監獄年譜（十二）　辻敬助　三
看讀私本の狀況に關する考察　名古屋刑務所教務課　三六
海外時報　四四
二つの話を想ひ出して（隨筆）　長谷川劉英
刑務所の一日（懸賞二等入選）　中村松太郎　四三
彙報
□ 恩赦の大詔渙發さる
□ 戰陣日記より（梅村重義）

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政

三月號

第五十一卷
第三號

刑務作業と國民經濟

日沖憲郎

刑務作業は經濟的でなければならぬと云はれてゐる。謂ふところは能ふる限り多くの收益を擧ぐることを目標とせねばならぬとするのである。しかしながら國家の再認識が今日のごとく明かにせられたとき、刑務作業は啻に經濟的であるばかりでなく、さらに出でて「國民經濟的」"volkswirtschaftlich,,であることを要請される。民業を壓迫しない限りにおいて自由競爭裡に最大の收益を追求するといふことに止まつてはならない。それは「國民經濟的」たること、すなはち計畫ある統制のもとに國家の目的を實現することを企圖しなければならぬ。

偶々想起するのはドイツにおける四箇年計畫の實施と刑務作業との關係である。彼の地の行刑家によつて刑務作業は四箇年計畫の要求に應ずべきことが主張されてゐる。周知のやうにドイツにおいては國民に必要な生活資料および原料の八〇乃至八五パーセントは內國において生產されるが、殘りの五分の一は外國よりの輸入に俟つてゐる。さればヒトラー總統は一九三七年五月一日の演說において獅子吼したのである。「我々ドイツ人は他國より少さい原料しか持合はせない。そこで全力を擧げて物資の生產に不足な原料を確保するといふことが我々の任務なのである。我々が他國民との交易によつて事足る限りにおいては、それでよい。だが、これができないからとて萬事休すと濟ましてゐるわけに行かない。我々は人間の全精神と全意志を振ひ起して自らを救はなければならぬ」。すなはち、彼の地における刑務作業は此宣言に卽應しようとするのである。斯くして國內の原料不足を補はんがため荒蕪地の開墾その他農事經營に受刑者を動員せんことを企圖する。ドイツの經濟狀態はかうした原料不足の時代に何等の寄與なき、四箇年計畫に何等の意義なき經營乃至作業部門を廢止せんことを要求してゐる。しかも斯くすることによつて行刑の本領は斷じて見失はれるものではない。否、國民經濟的に重要な作業を課することは受刑者にとつてまた重要な教育手段の一つなのである。專ら四箇年計畫の必要上に出でた作業にあつては特に教育的意義が拒否されてはならぬとするのである。

今や我が行刑の分野においても「殊ニ事變ニヨル緊急軍需作業ノ實狀ニ徵シ刑務作業將來ノタメ作業統制ヲ一層強化整備スルノ必要」から劃期的な飛躍が遂げられようとしてゐる。その精神とするところは非常時局のもとにおける國策の一線に沿ふべくあくまで刑務作業の國民經濟化を意圖することを知らねばならぬ。

昭和十三年二月下浣

二月十一日憲法發布五十年祝賀式典ニ於テ賜ハリタル勅語

朕惟フニ皇祖考夙ニ大憲ヲ制定シ勵精治ヲ圖リタマヒ民情以テ暢達シ國運以テ興隆シ玆ニ五十年ニ及ヘリ今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ朕カ忠良ナル臣民宜シク憲章ヲ奉遵シテ愆ラス至公無私唯國家ヲ是レ念ヒ擧國一體億兆一心日ニ新ニスルノ氣運ヲ振興シ日ニ進ムノ事勢ヲ振作シ朕ヲシテ皇祖考丕顯ノ遠猷ヲ對揚シ以テ丕承ノ美ヲ濟スコトヲ得シメヨ

內閣告諭

本日憲法發布五十年ニ際シ　聖恩宏大特ニ恩赦ノ惠澤ヲ施シ給ヒ更ニ祝賀式典ヲ行フニ當リ畏クモ　御名代秩父宮殿下ノ台臨ヲ辱ウシ特ニ優渥ナル勅語ヲ賜フ　聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ恭シク惟フニ　明治天皇憲法ヲ欽定シ給ヒ以テ肇國ノ本義ヲ明徵ニシ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ給フ是ヲ以テ國家ノ丕基益々鞏ク萬民悉ク奉公ノ道ヲ得タリ爾來星霜玆ニ五十年國運ハ振暢シ國威ハ宣揚セラル謹ミテ聖德鴻業ヲ仰ギ奉ル

今ヤ肇國ノ理想ヲ顯揚スルノ實力內ニ充溢シ東亞永遠ノ平和ヲ確立スルノ局面外ニ展開ス凡ソ立憲治下ノ國民タルモノ宜シク立憲ノ本義ニ稽ヘ憲章奉遵ノ途ヲ愆ラズ常ニ世局ノ進展ヲ察シテ奉公ノ方途ヲ圖ルベシ現下希有ノ時局ニ際會シ國民悉ク其ノ分ニ於テ忠誠ヲ效シ和協一心克ク國體ノ精華ヲ發揮シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルハ蓋シ　聖慮ニ應ヘ奉ル所以ニシテ是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ

昭和十三年二月十一日

內閣總理大臣公爵　近衞文麿

内閣訓令

各官廳

本日憲法發布五十年ニ際シ　聖恩宏大特ニ恩赦ノ惠澤ヲ施シ給ヒ更ニ祝賀式典ヲ擧行スルニ當リ畏クモ　御名代秩父宮殿下ノ台臨ヲ辱ウシ特ニ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ臣民輔翼ノ道ヲ諭シ給フ　聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ乃チ内閣告諭ヲ發シ全國民悉ク其ノ分ニ於テ忠誠ヲ效シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルベキヲ期待セリ

凡ソ職ヲ官ニ奉ズル者ハ施政奉公ノ重責ニ顧ミ常ニ時勢ノ進運ヲ察シ須ラク大憲ノ條章ヲ奉遵シテ慾ラズ其ノ職司ニ恪循シテ苟モ私アル無ク和協一心至忠至誠以テ報效ノ誠ヲ效シ肇國ノ理想ヲ中外ニ發揚シテ立憲ノ鴻猷ニ應ヘ奉ランコトヲ期スベシ宜シク　勅語ノ　聖旨ヲ奉ジ自ラ恪勤精勵シテ時務ノ重キニ任ゼムコトヲ望ム

昭和十三年二月十一日

内閣總理大臣公爵　近衛文麿

犯人分類と囚人分類

小川太郎

目次

一　犯人分類と囚人分類
二　アメリカに於ける囚人分類
三　わが國分類制度の展望

犯人分類といふものは古くロンブローゾ以來の議題であつて、犯人の人格調査が科學的に行はれ、刑事政策的な諸活動が活潑に行はれるに至れば、益〻その重要さが前景に出て來るわけである。國家の刑事政策的活動の一である自由刑執行の內部にも犯人分類の結論を充分に採り入れねばならぬことは勿論である。が、如何に採り入れるかについては問題がある。行刑は技術（アート）であつて科學（サイエンス）ではない、行刑に犯人分類を採り入れるには、それは囚人分類といふ形に於てでなければならぬ。こゝにわれわれは改めて犯人分類と囚人分類との二つを並べて見て、現行の囚人分類制を擴充する必要に迫られる。思ふに、囚人分類制は昭和九年の行刑累進處遇令以來、わが國に於て新しい段階に入つて來たかに見えるのである。卽ち、分隔主義（客觀的分類）に加ふるに處遇主義（主觀的分類）の方向が新しく採られて來たかに思はれるのである。行刑累進處遇令自身が、大きな觀點に於ては、處遇主義の分類態樣であり、又そこに採られて居る所謂「受刑者の分類」は斷じて分隔主義の分類制を豫想したものではない。のみならず、昨年の所長會同に於ける短期受刑者の處遇對策如何といふ諮問事項に對して、所長答申は處遇主義の分類制を短期受刑者處遇の基本的な對策として揭げてゐるのである。そして其處には犯人分類の結論が多分に盛り込まれてゐる。

右の様な點を考慮しつゝ、又アメリカに於ける實踐の幾許を顧みつゝ、わたくしはわが國の分類制に若干の展望を試みようと思ふのである。

一　犯人分類と囚人分類

犯人分類と囚人分類とはその發達の端初に於て既に異なつてゐる。犯人分類は犯罪の科學的認識から發してゐるに對し、囚人分類は遇囚の實際から生じてゐる。ロンブローゾが生來性犯人、激情犯人（熱情性犯人）、精神病犯人、偶發犯人（機會性犯人）の四つの分類を求めて以來、フェリー、ガロファロ、クレラ、エリスと分類の態様は異るけれども、イタリヤ學派の犯人分類は專ら犯人の科學的認識を土臺としてゐるものであることは間違ひあるまい。ドイツ社會學派の犯人分類はリストに於て、又ラードブルツフに於て、これと稍〻趣きを異にし、刑罰の作用を分類の標準とし、刑事政策的顧慮が前面に出て來てはゐるのであるけれど、そのまゝこれを行刑に於ける囚人分類に移すことは出來るものではない。犯人を分けて偶發犯人、激情犯人、機會犯人、豫謀犯人、累犯的犯人、常習犯人、職業犯人となせるところのアシヤフエンブルグに於てもこの點は同樣である。たゞ最近に於て、サルダニヤ、ヴェルヴェック等の勞作は遇囚の實際に犯人分類を寄與せしめやうとしてゐるのであるが、なほそれらは「行刑處遇の客體を定める程度まで進んだものではない」、のみならず今日の行刑の機能を中心として考へる場合、その機能に直接するといふことはできない。勿論、それだからといつて、犯人分類が遇囚の全體に何等の關係なしとするのではない。犯人分類は犯人の科學的認識に出發し刑事政策的諸活動の全般に寄與しようといふのである。だから檢察、裁判、行刑の全體を通じて常にその所與を顧ることは極めて必要である。行刑が科學化し科學の所與を重んずるに至れば益〻犯人分類は

行刑の分野に一つの地位を得て來る。しかし、犯人分類はその發達の端初に於て犯人の科學的認識を意圖したものであり、又現在に於てもさういふ基本的な性格は失はるべきものでない。勿論それが政策的意圖を姙むとしても、それは決して行刑といふ如き局限されたものに止るものではない。(一)

囚人分類の發達はこれと異る。それは全く直接に遇囚の實際から生じてゐる。ワインズもいつてゐるやうに行刑は科學であるよりもまづ技術である。(二)囚人分類はこの遇囚の第一の技術として發達してゐる。自由刑が改善主義の上に築かれたとき、行刑の人道化の立場から行刑の改良が唱へられたとき、刑務所の管理が念頭におかれたとき、まづ第一に着眼され採用された方策はこの囚人分類であつた。一五九五年にアムステルダムの監獄が改良主義の上に築かれるや、幾許もなく、一五九八年女子紡績監が設立され、又改善主義の極めて前面にあらはれて來た一七〇三年のサン・ミケーレの監獄は少年監獄であつた。更に十八世紀後半のベルジックのガンの監獄は正しく分類制を基本としてゐた。(三)かくて一般の囚人から女囚が分離せられ、少年囚が分離せられ、そして一般の囚人自體もその惡性の度合、年齡等によつて夫々分隔せらるべしと氣付き始めたとき、實に改善主義の技術は礎を置いたのである。かういふ分類制を更に人道化の立場から拍車をかけたのはいふまでもなくジョン・ハワードであつた。(四)惡風感染（infection）は彼以來分類制の基本的な動因となつた。さういふ方面からの要求の徹するところ、極めて消極的なゆとりのない行刑に外ならぬ獨居制萬能の思想が擡頭したのである。(五)しかし、獨居制はそのまゝ個別處遇であるといふことは出來ない。否寧ろそれは只消極的な行刑方法でしかあり得ないのみならず、それは人的、物的な經濟關係からも、又人間生活の眞正な發展からも到底支持し得べきものではない。そこで、雜居制が行刑の基本的な形式として强く肯定せられるや、分類制は獨居制のもつ消極的機能の外に積極的な機能をもつてあらはれて來たのである。(六)十九世紀に入るや、少年、狂人等を分隔し特別處遇を講ずる氣運が動いて來た。同時に累進處遇——累進的分類——廣い意味に於ては一つの分

類の態様である累進制が行刑技術として採られるに至つたものであつた。

二十世紀に入ると犯罪學上の科學的な犯人分類の結論が漸く囚人分類のうちに採り入れられるに至つた。犯罪原因の研究が發達するにつれて、年齢とか性別とか犯罪の輕重とか以外に、體質的な差異、心理的な乃至感情的な差異、健康上の差異、職業的な熟練の有無等が囚人分類の標準にとられて來た。シンシン監獄に於けるクリヤリング・ハウスや又前記のサルダニヤ、ヴエルヴエツク等の勞作はこの傾向を指し示すものである。それは分隔主義(刑務所の分類)を實に科學化してアブノーマルな囚人を分離し、治療的な考慮を拂はしむるものとして分類制の上にあらはれて來た。同時に各國に於ける累進制の採用は、累進適用の可能な囚人、不可能な囚人、改善の容易な囚人、改善の困難な囚人を見分ける必要に迫られ、夫々かゝる觀點から囚人を分類する傾向を生じて來た。それが內容的につき進んで來れば、たゞに「刑務所の分類」に止らずして、刑務所內の分類、行刑のあらゆる機能を中心として主觀的な處遇主義の分類に至るものであることは容易に想像される。それは囚人分類の根本的な要請である個別處遇を徹底せしめる所以でもあるのである。(七)

本來、罪刑法定主義の基本となつてゐる純粹な思想に從へば、刑は囚人の個人的な事情に從つてその處遇を別異すべきではない。であるから此の場合にあつては囚人分類の效果は主として惡風感染を防止するといふ點にのみ存する。然るに、刑が敎育的な構成を有しなければならぬとされ、罪刑法定主義は極めて制限された意味に於てのみ妥當する今日に於ては、かういふ惡風感染の防止といふ消極的な機能ばかりでなく、もつと積極的に、本來集團處遇である行刑に如何に個別處遇を徹底せしめるかといふ契機にその機能を求めるものであることは疑ない。(九)ハワードに發し今日に至る行刑改良の發展は一にこの囚人分類といふ基線に沿ふてゐるといつても大して過言ではあるまい。行刑が

現在に於て技術であるといふことは囚人を如何に經緯に分類して現行の行刑機構を百パーセントに利用するかに在るのである。加ふるに後述する如く生活を管理するといふ場面も考慮せねばならない。(一〇)多くの監獄學者が犯人分類の科學的な結論を利用しつゝも、なほその結論の導入のみで滿足の意を表しないのは、犯人分類と囚人分類とが以上の樣に發達の端初に於て又經過に於てその樣相を異にし、原理を異にすることに竊に氣付いてゐるからであらう。たゞ學問と實際とは異るといふ單純なありふれた理由からではない。

然らば犯人分類と囚人分類とは如何なる點に於てその原理を異にするか。第一に犯人分類の對象は犯罪者なるに對し、囚人分類の對象は監獄內にある旣決の囚人である。(一一)從つて一は犯罪人類學的乃至犯罪生物學的要請に基くに對し、一は監獄學的要請に基く。犯罪者はいふまでもなく總て囚人となるものではない。勿論自由刑は今日の刑罰組織にあつて基本的な形式であり、多くの犯罪者は自由刑の對象となるべき犯罪者がなほ多く存することも否定さるべきではない。のみならず、今日の犯罪生物學の結論は何れかといへば寧ろこの保安處分の對象となるべきものを見分けることに專ら役立つてゐるやうである。同時に囚人の總てが犯罪者であるといふことも刑罰制度が人の制度である限り必ずしも斷言し得ることではない。寃罪といふ事例は今日の科學的な搜査技術の發達した場合に於てさう多くあるべき筈はないが、又さういふ極めて稀な事例によつて行刑制度の基本的な性格を云爲すべきでもないであらう。然し飜つて考へれば我國五萬人の囚人中たつた一人でもさういふ刑罰の對象にならぬといふ者があるならば、各〻の囚人は夫々五萬分の一宛刑罰の對象にならぬものを堅持してゐるのであるといふことになる。もつと直接にいふならば、寃罪の有無に拘らず、囚人は犯罪生物學の構成した人間以外の人的な要素を各〻堅持してゐるのである。犯罪が過去のエピソードに外ならぬ偶發犯人に於てはかゝるものを多分に持つてゐることは何人も肯くところであらう。だから犯人分類と囚譯である。

人分類は丁度二つの輪を掛け違ひに重ねた様なもので、兩者の一致したところに於てこそ犯人分類の結論は益々尊重さるべきであらう。

第二に囚人分類は現在の行刑の機能に基いて囚人を改善し得るか否かにその基準をもつてゐる。これに對して犯人分類は一には智慧の木の實を食ふて分析のやむにやまれぬ追求に於て行はれるとともに一には前述した様にその實際的效果を行刑をも含めて廣く社會の方策に求めてゐる。卽ち分類の基準を異にしてゐる。從つて犯人分類に於てはその分類されたものはその立場から夫々擬制された人物であつて、一人の具體的な人物は各種の擬制された數人の特徴を有することがあるに對し、(一二)囚人分類は何時も或る瞬間に於ては具體的人物を一個の類別に包攝しなければならない。勿論犯罪生物學は具體的人物全體を一個として捕へようといふ努力を續けてゐる。それにしても、今日の寧ろ極めて制限された行刑の活動に於てそれがどの程度に採用され得るものかは甚だ疑問である。

第三にこれは第一の事實から派生するのではあるが、囚人分類は犯罪といふ事實と關係なく多衆の集團生活の統制の方法でもあるといふことも考へねばならぬ。秩序の維持といふことはそのまゝで改善への努力を指し示すものではない。改善といふことはその上に初めて築かれるのである。ハワードの所謂「惡しき習慣」の除去が行はれて初めて積極的に改善の策を講じ得るのである。男女の分隔、少年の分隔は第一次的には寧ろこの點から主張さるべきであらう。又累進的分類が教育法たる反面に、生活法たる役目をもつといふこともこの點に存するのであらう。

以上、三個の點を考へて、今日の囚人分類制を眺めると、そのどの部分も未だ完全には充たされてゐないといはなければならない。或る場合に於ては犯人分類は囚人分類に對して水に浮く油のやうになつて居り、或る場合に於ては犯人分類に捉はれて動きのとれぬものとなつてゐる。かういふ意味ではアメリカの行刑は比較的實際化されたものをもつてゐるやうである。

(一) 木村龜二氏「犯罪人の分類」刑政第四九卷第五號第一一頁以下
正木亮氏「自由刑に於ける累進制度」法學協會雜誌第五二卷第六號第一〇四七頁

(二) Wines and Lane, Punishment and Reformation, 1923, p. 324.

(三) 正木亮氏前揭第五二卷第五號第八〇八頁以下

(四) John Howard, the State of the Prisons (Evreyman's Library) p. 16

(五) 正木亮氏「自由刑執行の累進制度」法學志林第二五卷第七號第二四頁

(六) Wines, ibid. p. 326. Gillin, Criminology and Penology, 1926 p. 485.

(七) 私は處遇主義の分類制といふ言葉を用ひた、刑務所を別異したり、區隔を設けたり、工場を分けたりしないでも分類制は行はれ得るといふ意味から分隔主義、別異主義の分類制度に對立せしめたものである。

(八) Gillin, ibid. p. 487. なほ一九〇五年ブタペスト國際刑務會議に限定能力者及酒精中毒者の特設刑務所設置如何が議題となつてゐる。

(九) 處遇の平等の愷ふべきものなることにつき Wines, ibid. p. 325.

(一〇) 正木亮氏「自由刑に於ける累進制度」法學雜誌第五二卷第六號第一〇四九頁

(一一) ハワードの考へてゐたものは既決囚ばかりではない。

(一二) 從來の犯人分類の各カテゴリーは明白な限界を有しないとされてゐる。(木村龜二氏前揭第一九頁)

二 アメリカに於ける囚人分類

今日のアメリカに於て囚人分類を必要とする理由に二つのものがある。一は端的にいへば改善容易な囚人をピック・アップせんとする要求からともいふべきものである。エックスナーは從來の行刑が徒らにその範圍を廣め改善の實效なきものまで包攝しやうとした點に行刑の今日の不信任を來した原因ありとして、われわれが一般に今日の全行

刑制度を前進せしめんとするには、われわれの見解に於て多分改善し得るであらうと思はれる囚人に對して、これを社會に復歸せしむるために、時間と金とよき人とでできる限りのことをこれになすべきであり、そして一方その他の囚人に對しては靜かに從來の行刑方法を用ひ、年齡や刑罰の經驗を重ねるに從つて氣の付くのを待ち或ひはそれが當てにならぬならば、社會的に危險なものとして無害ならしめたいものである、この方策を充たすためには卽ち囚人の分類を必要な前提となすのであるとしてゐるのである。(一)

も一つの囚人分類の要求は行刑技術的な經濟的な方面に存する。卽ち逃走の虞なき囚人に對して戒護設備を極力節約するといふことである。戒護設備を節約した刑務所、開放刑務所 (die offene Anstalten) prison farm が通常の刑務所よりも遙に少なる經費によつて賄はれるものであることは極めて明かである。かくの如き刑務所に收容せらるべき囚人を選び出すには囚人分類が益々行はれねばならぬことは勿論であらう。現在のアメリカではかゝる點からmaximum security の刑務所 medium security or limited security の刑務所 minimum security の刑務所にほどこした必要な設備によつて逃走防止をはかつてゐる。(二)それは決して所謂中間刑務所として社會への緩衝地帶を成すものとは異なつて、單に逃走の危險の有無のみが係つて問題なのである。善き囚人は必ずしも善き社會人ではない。逃走の危險のないもの必ずしも社會復歸の可能性を多分に有するものではない。しかしともあれ、かういふ處置を講ずることは正確な身上調査に基く囚人分類を極めて必要とするものであることは間違ひない。

さて以上の如き分類の要求に從つて、アメリカに於ては身上調査 (case work) の結果をまつて分類の基準を次の如き數個のものに求めてゐる。(三)それは何等アカデミックな乃至學問的な要求からされるものではなく、極めて實際的な刑務所の管理の必要から出たものであることを注意すべきであらう。

一、拘禁　拘禁について考慮すべき第一は囚人を安全に拘禁 (safe custody) するといふことであり、第二は所內部の秩序を維持し乃至集團衛生を保持するといふ立場から集團への適應力がどうであるかであり、第三は所內の管理上の便利如何であるとし、同時に拘禁自體を過囚の根本的な要件なりとして、「刑務所の分類」、所內に於ける拘禁の別異が考慮せられる。それはある場合可動的なものである。特定刑務所へ移送すべきか否はこの點から考慮せられる。

二、訓練　刑務所の管理のためにも囚人の社會復歸のためにも訓練を單純化し統制することが必要である。訓練の方法は囚人の心理的な態度、社會復歸後の態度に影響するところ大である。殊に初犯者に於ては訓練の方法にして當を得なかつた場合、監獄神經症 (prison neurosis) を來すことが多い。身上調査の結果より有效なより構成的な訓練の方法を發見することが必要である。

三、健康　健康の良好は構成的な作業の必須條件であるが、不健康は刑務所內全體の脅威となる。だから囚人の健康狀態は處遇の基本である。それは傳染病とか其他の衛生上の考慮以上に涉らねばならない。檢疫、治療、診療、外科手術、齒科的治療、體育、特殊的治療に關して身上調査の結果を考へこれらの必要の有無が考へられる。

四、心理狀態　精神病の囚人、精神薄弱の囚人、其他精神に缺陷のある囚人は特別な處遇を必要とする。從つてそれらは適當な刑務所（多く minimum security の刑務所）に移送せられねばならない。同時に心理狀態の檢査は所內に於て作業の賦課をなし乃至釋放時に條件を決定する場合にも重要な要點である。

五、一般的才能　學校教育、職業訓練を必要とするか否、乃至作業の賦課を如何にするかといふ點などを決定する

ためには一般的な才能、特殊的技能を知悉するの要あることは極めて明らかである。經理作業に付すべきか、事務的作業に付すべきかもこれに關聯して決定されねばならない。

六、慰安　適當なる慰安は、適當なる食事や適當なる訓練の方法と同樣に行刑の重要な因子である。慰安施設は圖書室、運動會、競技、音樂、劇、集會などその機會が多い。囚人の分類を決定する場合にはこれらの點にも考慮を及ぼさねばならない。

七、假釋放　刑務所のあらゆる活動は釋放を中心として考慮せられる。假釋放の可能性はそれらの條件を充たした時に考へるのでは遲すぎる、收容の直後に於て既に假釋放の可能性の有無、釋放時の考慮が豫定さるべきである。

大體以上の如き七個の觀點からして「刑務所の分類」「囚人分類」乃至「處遇要綱」が決定されるのである。これらの觀點に資するために要領を得た身上調査（casework）がなされる。卽ち、囚人の生活史（性別、年齡、國籍、住居、犯行、刑期、學歷、家族關係等）社會的地位、健康狀態、精神狀態、智能、敎育狀態、職業關係、宗敎及道德的關心などについて、識別係（identification officer）、social case-worker, 醫師、精神病醫、心理學者、主任敎師、作業技師、牧師から詳細な調査が遂げられ、例へばニュー・ジヤシーに於ては、それらは簡明な報告乃至意見となつて、分類委員會の書記に送られ、そこで概括表（summary sheet）が作製せられる。そして收容後一月以內に第一回の分類委員會（classification commitee, classification meet）が開催せられ、以上の七個の觀點から、移送の要否、移送先、醫學的、外科的乃至精神的治療の要否、拘禁上の分類、處遇の要綱、が討議せられ、最後に分類委員會の議長（普通の場合刑務所長であるが、假へばニューヨーク州では醫師が議長となつてゐる）の概括的意見が確定する。この場合各調査者は他に顧慮せず忌憚なき意見を吐露することが必要とせられ、刑務所の諸般の事業其他を顧慮するのは議長の職務となつてゐる。その後の變更は progress report によつて報告せられ、又第二、第三の再分類（the second, the third reclassification meeting）、假釋放前の調査（Pre-Parol examination）が委員會の仕事となつてゐる。(四)

身上調査の結果は、その觀點が種々なところから爲されて居て單一な囚人分類は不可能となる。總括して大體二つの分類態樣が出て來る。一は管理上の分類（administrative classification）二は專門の研究領域からなされる特殊の分類である。後者は各專門家の擔當するところであつて處遇上は各專門家の意見となつてあらはれるのであるから、直接には刑務所の處遇に關係ない。前者は管理の一般的な目的、例へば移送、拘禁、訓練、其他の處遇に實際有用となる樣に分類の態樣を持たねばならぬ。例へば次の如き分類が行はれねばならぬ。

A類　囚人中の善良な部分、偶發的乃至機會的犯人、境遇の困難や、家政上の理由や、職業上乃至個人的な理由などの悲慘な事情から罪を犯すに至つたもので、反社會性から犯行に至つたものでないもの。これらには社會感情を顧慮して maximum security の刑務所に送らねばならぬが、行狀もよく、心理的、肉體的、社會的にもよきところを多くもち、假釋放の見込が大なるものである。

B類　累犯者、反社會的性向をもつた確乎とした犯人、乃至善良な市民となるには社會的態度に缺陷ある者。これらの多くは不幸な環境、不幸な訓練の結果であるが、假釋放の見込は極めて少ない。

C類　著しく心理的な缺陷を有する者、精神病者、精神薄弱者、癲癇、其他顯著な缺陷ある犯人であつて、これらは治療的乃至拘禁上考慮を要するが、社會的危險は割合少ない。

D類　心理的、肉體的無能力者、低格者、これらはその犯罪から離れてその低格の故に社會的にも面倒をみなければならない。

かゝる分類は多くの因子の複合であつて、その爲に種々な困難に逢着するのであるが、個々の場合の大きな特徴をつかむことによつて妥當な分類に入れることができ、又一の分類から他に移動せしむることを可能ならしめるならば、因人の處遇の上に大きな效果をもつであらうとしてゐる。そしてこれらの分類に示された意見は特に釋放時にも考慮せらるべきものなりとしてゐる。(五) 次に、管理上の分類の結果は移送といふ場面に於て執行刑務所が指定される。數個の刑務所其他の矯正施設が一つの監督系統の下におかれてゐる。例へばニュー・ジヤシーに於てはかゝる施設はDepartment of Institution and Agencies の管轄に屬してゐる。即ちトレントンにある州刑務所、ラウウエイにある矯正院、クリントンの女子の矯正院、ジエームスバークの少年ホーム、トレントンの少女ホーム、それからリースバーグの農園刑務所(Farm)、ボーテンタウンの農園刑務所、アナンデールの男子の矯正院がその Department の管轄下にあるのであつて、そのうちトレントンの州刑務所は所謂クリヤーリング・ハウスとしての役目をもつものであり、ニュジヤシー州に於て有罪の判決を受けたものは大部分こゝに送致せられ、身上調査がなされるのである。それから、ラウウエイのものは Maximum security の刑務所であり、リースバーグ、ボーデンタウン、アナンデールのものは minimum security の刑務所であるといふことになつてゐる。かくて以上のうちにつき執行刑務所が指定される譯である。

アメリカに於ける囚人分類を中心とする制度は大體以上の様なものである。その詳細の點は後日の業として、こゝに注意しなければならぬのは、アメリカに於ても分類自體は分隔主義を採つてはゐるのであるけれど、分類の決定の最初に於て、又特定刑務所を指定、移送せられた後に於ても、その分類は概括表に記載せられてゐる處遇要綱(Treatment Program) を絶えず顧るといふことによつて、個別處遇が徹底せしめられてゐることである。それは同時に處遇主義の分類、事務的の分類を豫定するのであることは勿論であらう。

(一)(二) Franz Exner, Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935, S. 375

(三) Edgar A. Doll, Handbook of Casework and Classification Methode for Offenders, 1934 p.p.11—14 pp. 28,29

(四) 本稿中 New Jersey のものについては Winthrop D. Lane, Parole Procedure in New Jersey といふプリントに據つた。前掲 Handbook と共に椎名府中刑務所長から恩借を得たものである。Parole Procedure には極めて詳細にニュージヤシーの行刑制度が書かれてゐる。

(五) Handbook, pp. 26,27

三　我國分類制度の展望

わが國現行分類制度は監獄法に基いて刑名別（第一條）、性別（第三條）、年齢別（第二條及少年法）の絶對的分類に加ふるに第十六條の相對的分類を基本として、大體次に掲ぐる刑務所の分類が行はれてゐる。(一)

一　性別　男女の別による刑務所又は區
二　年齢　少年刑務所、老年刑務所、成年刑務所
三　刑期　十年以上の長期刑務所
四　犯數　初犯累犯の別による刑務所又は區
五　精神狀態　心神耗弱少年の刑務所
六　作業業種　農園刑務所、漁撈刑務所

ところで、これらの分類態様が普通常識的に考へられる様に囚人の惡性如何を分類の基準として社會復歸そのものを直接の目的としてゐるのでないことは明らかであらう。蓋し以上のうち囚人の惡性の程度を指し示すものは僅かに犯

數による分類あるのみである。年齢による分類は少年と成年とに於ける悪性の固定性を標準としてゐるかも知れぬが、少年の範圍を擴張しなければならぬとされる最近の狀態に從へば今日の制度そのまゝがさういふものを目的としてゐるのであるといふことはできぬ。(二)累犯、初犯の別に於ても、ドイツの法制における如く初犯者も行狀によつてこれを累犯刑務所に送ることができ、累犯者も行狀善良なれば初犯刑務所に送ることができるといふ樣な手段が講ぜられぬ今日に於ては、直ちにこれを悪性による分類なりとすることはできぬ。で、現代行はれてゐる分類の總ては消極的には悪風感染の防止を目的とし、積極的には寧ろその直接の目的を刑務所の管理といふ點にもつてゐるのである。卽ち前述せる管理上の分類であり、主として多衆の生活を統制する便宜から行はれてゐるのである。悪性による分類を直接の目的としたものとしては嚴に兒悪不良囚を考慮して內種拘禁制があつた。第一にその審査が科學的でないといふこと、第二に分類制度殊に分隔主義の分類制度の目的として多衆の生活を管理するといふ大きな側面があることを忘れたこと、從て第三に犯人分類を囚人分類と同一視してそのまゝ分隔主義の分類制度に採り入れやうとしたこと(三)第四によき者を選び出すよりも悪き者を選び出すことに力が用ひられたことなどによつて結局これは失敗に歸した。

行刑累進處遇令が採用せられ、そのうちに受刑者の分類といふ制度を採り入れるに至つて、我國の分類制は別の態樣を備へて來た。それは假釋放審査規程によつて裏づけされて、第一に悪性による分類を可能ならしめ、第二に分隔主義の分類のみが分類制ではなく處遇主義の分類も分類制であり、寧ろそれが改善の效果を擧ぐる上には必要なることを氣付かしめた。昨年の所長會同に於て短期受刑者に對する處遇方策如何といふ諸問事項に對して偶發犯人、常習犯人を中心とした分類を採るべき旨の答申をしたのであるが、それは又最近の動向としてのピック・アップ主義の分類制を示唆するものとして興味深いものがある。

要するにわが國の分類制は既に分隔主義の分類、「刑務所の分類」如何を脫して、第一に「刑務所の分類」を統合

するの方法を確立すること。第二に改善の見込ある者をピック・アップし、改善の困難なる者にも尙百パーセントの行刑機能を擧げて用ふるために、しかもそれらを最も經濟的に合理的に實行するために、刑務所內部に處遇主義の分類制を擴充することの二つに向つてゐると思はれる。(四)第一については夙に拘禁ブロックを形成すべきとの聲がある。第二については、改善の見込あるものをピック・アップすべく主として犯人分類の結論がより以上に敏活に採用されねばならぬ。そしてその犯人分類は其の他の學問の分類（例へば心理學的分類、醫學的分類、社會學的分類）と合して改善への度合を示す一聯の基本的な囚人分類を作り出すことに共同しなければならぬ。同時に少許と雖も囚人の主なる缺陷に向つて刑務所の機能が動員さるべきである。囚人の社會復歸といふ點に對して爲し得る刑務所の活動は大きな社會の機能、犯罪を發生せしめる事情に比すれば極めて制限されたものである。われわれの爲すことの出來るものは極めて僅かである。けれども囚人に當面した場合どんな囚人でもこれに何物かを與へることは可能である。拘禁、治療、勞働の賦課、訓練、敎誨、親族との交通、敎育、他の社會施設への附托、環境の整理、讀書、そして累進處遇はわれわれの手中にある。われわれの手中にあるものを特定の囚人及びその缺點との關係に於て常に整理して持つてゐるといふためには、其處に必ず事務的且つ主觀的ではあるが一種の處遇主義の分類を前述の基本的な分類に副へて有することを要するであらう。わが國の如く原則として大刑務所主義をとつてゐる國に於てはそのことは技術的な意味から必要である。囚人と全人格的に觸れ合ふといふことは極めて必要である。しかし、行刑を技術的な基礎(五)におくことも亦肝要であることは既に明らかな事實である。かくて分類制は累進處遇——縱の分類——と相俟つて改善の網を縱橫に張りめぐらす二つの技術的基礎となるであらう。「行刑は修道院的な洩頭と諦觀を必要とする。役人は囚人社會の中の生活のために自分の固有な生活を殆んど放棄することを必要とする」(六)として行刑を幽玄の彼方に押しやるよりも、よしやドンキホーテの譏を招くとも、かなはぬまでも精神と技術とによつて改善への努力を續くべ

きであらう。

（一）正木亮氏「新訂增補監獄法概論」第四五頁
（二）木村龜二氏前掲第二二頁
（三）正木亮氏前掲「自由刑に於ける累進制度」第五二卷第六〇號第一〇五三頁
（四）正木亮氏「收容者の個性審査に關する我法制」刑政第四八卷第一〇號第一五頁以下
（五）アメリカに於ては累進制は progressive classification（累進的分類）といふ言葉を採つてゐる。(Wines, ibid. p. 190)
（六）Gustav Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft, 1924, S. 106

——末筆ではありますけれども、書物を貸して戴いたり上司として談笑の間に種々と示唆を賜はつた椎名府中刑務所長に厚く謝意を表します。——昭和十三年二月十七日

明治監獄年譜（十二）

辻　敬助

明治三十二年（續）

七月

(1) 外國人拘禁處遇標準竝食物衣服等種類製式調理方法を定む。七月改正條約を實施し、外國人の內地雜居の自由を許し、且つ一度失ひたる法權及稅權を回復した。條約改正問題は我國多年の懸案にして、明治初年以來銳意諸外國との折衝に努めたるも、容易に其目的を達する能はざりしが、日淸戰役に依り我國力の充實を認識せられ、一面又我國制度、法典等の次第に完備せらるゝに及び漸く之が成功を見るに至つたのである。監獄改良事業も此條約改正を目標として拍車された傾があつたが、風俗習慣を異にする歐米人を拘禁するに付ては當局の苦心亦容易ならざるものがあつた。內務省は曩に數度の典獄會議に於て屢々本件に關する諮詢を行ふ等愼重審議の結果、「外國人拘禁處遇標準」を定め、監房の構造、暖房の設備、寢臺、寢具、衣服、雜具、より食物、祈禱、說敎、作業、接見、衞生に至る迄二十項目に涉つて訓示する處あり、尙衣服食物に關しては更に細目に亙て詳細なる通牒を發し實施上遺憾なきを期したのである。

(2) 我法權下外人拘禁の嚆矢。改正條約實施の第一日に於て北米合衆國、紐育州、ロバート・ミルラーは橫濱に於て同國人一名及び銘酒屋の主婦竝雇女を殺害し、直に我官憲の手に捕へられ、神奈川縣監獄署に拘禁された。これ條約改正後外國人拘禁の嚆矢である。事件は橫濱地方裁判所に於て死刑の言渡を受け、控訴審に於ても同樣死刑の判決あり、終に三十三年一月市ケ谷監獄署に於て刑せられ、死骸は引取人なき爲、雜司ケ谷墓地に埋葬された。當時の報知新聞は「根岸監獄にては內地雜居となりしより、監房を外人に適する樣修繕せんとなし居りし所

へ、實施當日より外人の犯罪者入り來りしに狼狽し、取敢えず第三號室を以て之に充て、食事にはナイフを用ひさせぬやう細かに切りたる肉片を與へ居れり」と傳へてゐる。

(3) 大日本監獄協會雜誌及監獄雜誌との合併。久しきに亙る協會雜誌と監獄雜誌との對立相剋は、心ある者を顰蹙せしめたが、（刑政第五十巻第六號坪井氏刑務協會前半生の回顧參照）今回部内の輿論を代表して石澤、千石、千頭氏等種々兩者間に斡旋盡力する所あり、協會創立者の一人たる佐野尚氏退き、雜誌名より大日本の三字を削り單に監獄協會雜誌と爲して兩誌を合併することゝなつた。乍併之が爲協會の實權は學會派の小河氏及其與黨の占むる所となり、所謂廟を貸して母家を取られた形となつた。而も其後小河派の暗躍專横一層甚しく、部内に永く暗翳を殘したのは遺憾であつた。

(4) 監獄則竝同施行細則中改正。監獄則發布以來既に十年を閲みし、規定中往々にして時世に伴はず實施上の不便少からざるものあり、尚外國人拘禁に關しては何等規定する所なく、差當り改正條約實施に支障を感ずる等、之が改正の急務なるものがあつた。而も刑法附隨の性質を有する監獄則の全般的改正は刑法の改正に俟たざるべからざるの事情あり。旁今回は必要差擱くべからざるものに付、部分改正を爲すに止めたのである。監獄則及同細則改正の主要事項は大凡左の如くであつた。

1. 携帶乳兒の收容年齡を一年に短縮せる事。
2. 作業賦課の標準を定め、監獄作業の職業訓練的意義を明確にしたる事。
3. 日曜就役を廢し、教誨、書信、書籍の看讀等に充つる事となしたる事。
4. 臨時服役を免ずる規定を置き、外國人に對しては各其國の國祭及宗教的祭日に免業を認むることゝしたる事
5. 給與工錢の割合を變更し、重罪、輕罪に依る區別の外、犯數、賞表箇數等に依り差別を設け改悛の助長誘導を計りたる事。
6. 教誨規定に於て教誨師の文字を除き、教誨は普に教誨師のみに委すべからざるの意を寓したる事。
7. 刑事被告人に對しては、監獄規律を害せざる範圍内に於て、其人權を重んじ待遇を寬にせる外、教化を考慮し其請願に應じて教誨を加ふる事と爲したる事。
8. 懲治人の發する信書の制限を緩和し、保護者との接近を計る等、一層教化に重きを置きたる事。

9. 減食に付て從前の不給榮を改めたる事。
10. 食物の分量及費額を增加し、凡外國人に對しては適宜其の食物を變更し、自ら共體質に應ぜしむるの食物及分量を給せしむる事を得せしめたる事。

(5) 警察留置場に拘禁又は留置する者の食料費額を定む。明治三十年八月一食五錢以下と定めしを、今回十錢以下と改正したのである。これは主として外國人留置の場合を考慮し改正せられたのである。

(6) 改正監獄則實施打合に關する典獄協議會の開催。七月長崎縣々會議事堂に於ける九州地方典獄協議會を魁として、八月兵庫縣に於ける關西、中國、四國地方、宮城縣に於ける東北地方、警視廳に於ける關東地方の各典獄協議會を開催した。先に内務省は典獄協議會は徒に議論に囚はれ形式に流れ、實益なきの故を以て之が開催を制限せるも、今回は改正監獄則、同施行細則の實施に關し充分なる打合を遂げしむるが爲、特に認可となつたのである。

八月

(1) 在監人遵守事項を定む。今回監獄則施行細則の改正に依り、在監人遵守事項は監房揭示を改め冊子として監房に備置することゝなつたのであるが、從來各府縣揭示の遵守事項は概ね簡單に過ぎ文意又曖昧なりしを以て、今回内務省に於て編纂の上各府縣に配布し、之に適宜增補せしむることゝしたのである。

(2) 監獄茶話會の再會。久しく中絶の姿なりし監獄茶話會を監獄協會主催の下に再開した。これ現在に於ける監獄協會茶話會の濫觴にして、爾來每月第二土曜日に於て青年會館又は教育會講堂等に開催して連續して今日に至つてゐる。今回は警視廳に於て開催中の典獄協議會を機として開催せられたのであつて、藤澤典獄の挨拶、有馬、木名瀨兩典獄、原胤昭氏の講話あり頗る盛會であつた。

(3) 警察留置場設備準則。各地方に於ける警察留置場は、概ね其構造不完全にして、改正條約實施の今日到底從前の儘放置すべからざるの實狀に在るに鑑み、今回其設備準則を創定し之が改善を期せんとしたのである。

九月

(1) 巡査看守俸給令改正。巡査看守俸給令を改正し、刑事專務又は通辯其他特別の技能を有する者に對し、一ヶ月十圓以内の特別手當を給する事とした。これ巡査看守

特別手當給與の嚆矢にして、看守巡査優遇の方法として始めて設けられたのである。尙新任者の月俸十圓以下なりしを十一圓以下とし、前職判任官以上又は巡査看守の職に在りたる者は十二圓迄を給するの道を開く等、巡査看守新募の便を得せしめたが、尙當時の募集難を緩和するに至らなかつた。

(2) 獄制考古物品の保存を命ず。曩に大久保監獄局長は宮城縣に開催せる東北地方典獄協議會に出席し、宮城縣監獄署に保存しありたる舊牢獄の模型、刑具、古記錄等を見て、全國的に是等資料の蒐集保存の必要を痛感し、之を八月警視廳に於て開催の關東地方典獄協議會に詢り、九月改めて「維新前後の刑具、戒具、書類竝監房模型、在監人犯則品、當局者の意匠新案に依り改良せられたる監房の鎖鑰、便器、唾壺、連鎖、手錠等」の送付方を照會した。かくて蒐集せられたる資料は、久しく飯田町監獄協會刑事參考室内に陳列し一般に公開せられたが、協會の日比谷移轉改築に際し之が保管を巢鴨監獄に依托した。爾來屢々之が陳列の議ありしも、屋舍狹隘の爲之を果さず、今尙府中刑務所に保管中であるが、年所を經て破損蟲蝕せるもの少くないのは遺憾である。

(3) ラッド博士の巢鴨監獄參觀。帝國教育會に於て招聘來朝中のエール大學教育學教授ラッド博士は巢鴨監獄及原氏の東京出獄人保護所を視察する所あつた。博士は「斯く立派に整頓したる監獄は予曾て見し事なし、歐米の監獄は幾倍の警戒檢束を要せり、思ふに日本の罪人は歐米に比し柔順にして溫和なり、故に斯かる有樣に所遇する事を得べし」と感嘆した。以て當時我國獄制整備の一端を窺ふ事が出來る。

十一月

(1) 月刊雜誌勝友叢書の創刊。四人看讀書籍の缺乏を補ふ爲、佛教主義に基き全國本派、大谷兩派教誨師の協力の下に刊行せられたものである。發起人は河野純孝、佃離見、高安博道、本多澄雲等にして、本多師大谷派本山の命を受け各府縣監獄巡回の序でを以て、各監獄教誨師に宣傳協力を求め、成立を見るに至つたのである。爾來十數年間刊行を續け、漸次一般家庭への進出等を試みたが、大正三年三月監獄協會雜誌に合流の爲廢刊した。大正三年より大正七年に至る迄共同生活、迷の跡等の題下に看讀書籍五篇の發刊を見たが雜誌勝友叢書の延長と見るべきものであつた。

(2) ペスト豫防の勵行。兵庫縣下に於てペスト病發生し追々蔓延の兆ありたるを以て、內務省は各監獄署に對し監內の淸潔、鼠族驅除、囚人使役上の注意等に付き詳細なる通牒を發したが、各署の豫防措置宜敷を得たる爲該病の侵襲を見ざりしは幸であつた。

(3) 工場手風呂の開始。茨城縣監獄署は凍傷豫防の爲各工場に手風呂を備付け、一般就役囚をして順次手を溫めしむることゝしたが、成績頗る良好にして爾來殆ど凍傷患者を見ざるに至つた。此年以後他の府縣に於ても之に倣ふもの續出した。

(4) クルーゼン氏來朝。ドクトル・クルーゼン氏警察監獄學校敎師として來朝した。同氏は獨逸區裁判所判事の職に在りしが、我國招聘の爲特に本年六月より九月末日迄ハンノーベル地方監獄に於て專ら實務を研究の上赴任せられたのであつた。

十二月

(1) 監獄費國庫支辨法律案通過。多年の懸案たる監獄費國庫支辨案は、政府案及議員案合併審議に付せられ、十二月二日衆議院を通過し同月廿日貴族院を通過した。監獄費は從來地方稅負擔に屬したるが爲、動もすれば行刑の統一を缺き且監獄建築の如き多額の經費を要するものに在りては、勢之が負擔を肯ぜざるの事情あるに因り、政府は夙に國庫支辨の必要を認め、明治廿四年以來幾度か該法案を議會に提出し、又議員案としても屢々之が提出を見たるも、容易に之が協贊を得るに至らず、提案實に九回にして漸く今回の通過を見たのである。されば監獄界の歡喜は譬へん方なく監獄協會雜誌は「苟も吾人と共に斯社會に身を存する者の永久忘却すべからざる紀念とす」「政府當局の勞效の偉大なるを深謝し、以て監獄萬歲監獄費國庫支辨萬歲を三唱せざるを得ず」と祝福してゐる。かくて翌三十三年七月監獄事務の司法省移管を見、越えて三十六年司法省直轄となり、監獄改良は愈々發展の地步を確實にし我國監獄制度は玆に劃期的の發達を遂ぐるに至つたのである。

(2) 逃走者の減少。本年度逃走者は總計六十四人にして、明治廿五年以來頻年其數を減じ、特に昔時の如く兇暴を逞ふし破監を企つるが如き者は全く其迹を絕つに至つた。行刑處遇の改善殊に治獄監督の方法の進步の一證と爲すに足るものと思はれる。

○逃走者累年比較

年次	囚人	刑事被告人	別房留置人	懲治人	計
明治二二年	三七三	四五	一七	一	四三六
明治二三年	五一四	一〇二	二四	一	六四一
明治二四年	三二四	五二	二四	一	四〇一
明治二五年	二六八	四二	一〇	二	三二二
明治二六年	一二七	四四	一九	〇	一九〇
明治二七年	一二八	五二	一三	一	一九四
明治二八年	九一	三九	一一	〇	一四一
明治二九年	七九	五一	二〇	〇	一五〇
明治三〇年	六八	三九	一六	〇	一二三
明治三一年	九三	四〇	一三	〇	一四六
明治三二年	三九	二三	二	〇	六四

明治三十三年

一月

英譯在監人遵守事項出版。監獄協會は外國人拘禁者の日に增加するの傾向あるに鑑み、客年八月監獄局に於て編製せる遵守事項を英譯出版し、實費一部十五錢を以て各府縣監獄に頒つた。

二月

クルーゼン氏、獨逸監獄建築圖を寄贈す。警察監獄學校教師として先に來朝せるドクトル・クルーゼン氏は、內務省に於て當時立案中の監獄新築計劃の參考資料として、獨逸國最近の監獄建築圖數葉を監獄協會に寄贈した。明治末葉に於ける我國監獄建築が隨所に獨逸流の手堅い手法を見せてゐるのは當時に於けるク氏の影響と見るべきべあらう。

三月

(1) 第七回典獄會議開催。監獄費國庫支辨實施準備等諸問の爲、內務省樓上會議室に於て開催した。西鄕內務大臣の獄政改良に關する訓示演說、小松原內務次官訓諭(久保田局長代演)、久保田監獄局長の新任挨拶竝に大臣次官訓達の趣旨敷衍、指示事項說明、野崎檢事總長の意見聽取の外、前例に依り諮問事項及協議事項の審議を行つたが、諮問事項中重なるものは左の如くであつた。

1. 國庫、地方費の整理手續(內務省原案提示) 2. 監獄作業を特別會計と爲すの可否、3. 在監人の食糧區分に對し、作業の種類、體力の强弱等を斟酌して標準を定むるの件、4. 日曜日半日就役の件、5. 囚人の食物購求廢止の件、6. 統計小票記入心得(內務省原案提示)

(2) 監獄協會の會則改正及役員の確定。日本監獄協會は昨年六月組織變更後、藤澤、畑、山上、眞木の四整理委員の手に於て會務整理中の處、未だ會則の一定したるものなく、會務遂行上不便勘からざるを以て、今回の典獄會同を機として會則の制定竝役員の決定を見るに至つたのである。會頭には清浦司法大臣、副會頭には小河事務官を推薦し、委員長は山上敎授に、委員は集治監典獄、警視廳第四部長等に囑託した。

(3) 典獄の俸給改正。地方高等官俸給令を改正し府縣典獄の年俸は六級六百圓より一級千二百圓に至り、尙東京、京都、大阪、神奈川、兵庫の三府二縣の典獄は二百圓、長崎、新潟、愛知、宮城、廣島、福岡、熊本の七縣の典獄は百圓の加俸を受くることゝなつた。この改正は一般地方高等官俸給の改正に伴ふものであつたが、府縣典獄の俸給は加俸を加へて最高千四百圓となり、警視廳第四部長は一級千六百圓を給せられ、典獄の待遇は漸次向上を見るに至つた。

(4) 感化法の公布。感化法案は時の內務大臣西鄕從道、監獄局長大久保利武の下に於て內務省參事官笹田靜太郎、監獄事務官小河滋次郎の兩氏の手に依りて起草せられたのである。當時不良少年の都鄙到る所に增加するの傾向あるに鑑み、左記提案理由に因り制定せられたのであるが、本年十月より監獄費國庫支辨となりたるを期とし、府縣經濟に生じたる幾分の餘力を轉用せしめんとしたのである。

「乞丐、遊蕩者等犯罪の虞ある不良少年、懲治場に留置すべき幼者及懲戒場に入るべき者(民法上親權の效果に基くもの)を收容し、適當なる感化敎育を施す爲感化院を設置せしむるの必要ありと認む。」

然るに之が施行期日は議會の修正に依り、府縣會の決議を經地方長官の具申に依る事となりたる爲、各府縣に實施を見るには尙多くの年月を要し、明治四十一年同法の第一次改正に至る迄之が實施を見たる府縣は東京、大阪、神奈川、埼玉、秋田の二府三縣に過ぎなかつた。然るに同年刑法の改正に依り懲治場の廢止を見、之に伴ひ感化法を改正して、之が設立に對しては補助金を交付す

ること、爲したる爲、明治四十三年には沖繩縣を除き全國を通じ感化院の設立なき府縣なきに至つた。

(5) 控訴豫納金制度を廢止す。從來濫訴の弊を防ぐが爲、輕罪被告人控訴を爲さんとする時は金十圓を、重罪被告人は同金二十圓を豫納せしめたが、國民均しく權利の伸張を得せしむるが爲廢止せられたのである。之が爲被告人の控訴頓に增加し、控訴院所在地の監獄は何れも監房の不足を訴ふるに至つた。

四月

(1) 監獄事務の司法省移管。內務省官制中監獄局を削り、司法省に監獄局を置き此年七月より施行せられた。從來內務省の主管たりし監獄及假出獄、監視假免に關する事項を司法大臣の管理に屬せしめ、尙恩赦、復權、免黜閉、死刑執行、出獄人保護に關する事務を追加せられ、職員も亦從來職員の外更に技師一名、屬十五人を增した。今回の監獄事務主管の變更理由は明かでないが、監獄行政事務は司法行政事務と密接なる關係を有し、就中裁判檢察事務と聯繫を保つの要あるを認められ、之が移管を見るに至つたものと思はれる。

(2) 德島監獄日曜日を半休となす。監獄局は先に監獄則の改正に際し、其說明通牒に於て日曜日全休の解釋を示したが、戒護檢束上竝に經濟上よりして日曜半休に復すべしとの說漸次有力となり、遂に德島縣の復活を魁として、各地に於て之に倣ふものあるに至つた。

(3) 各地の監獄茶話會。大阪市に於て近府縣聯合監獄第一回茶話會を開催し、(京都、兵庫、和歌山、奈良、大阪二府三縣を以て組織す)會する者無慮三百五十有餘名あり、菊池大阪府知事の監獄改良談、河村大阪地方裁判所長の歐米に於ける監獄視察談等あり盛會であつた。此月空知分監に於ても茶話會概則を定め、爾來每月一回茶話會を開催し、又九月には久留米に於て九州聯合監獄茶話會を開催した。後年赤塚、杉野典獄等主催となり、近畿地方に於て監獄茶話會を開催したのもこの例に倣つたのである。

(4) 島嶼在勤手當を給與す。今回交通至難なる島嶼に在勤する判事、檢事、書記、看守長等に對しては、月手當を給與することゝした。監獄所在地にして之が給與を受くるは、警視廳小笠原支署及沖繩縣宮古嶋、八重山の兩支署にして、其金額は判任官は月六圓、看守雇員は各月五圓であつた。

五月

皇太子殿下御婚禮に付服役特免。五月十日皇太子嘉仁親王御婚禮行はせらるゝに付、當日定役囚の服役を免除し且囚人の懲罰を見合せ、特に靜肅を旨とし敎誨訓諭を施さしめた。

六月

(1) 香港總督兼司令長官の巢鴨監獄署視察。改正條約實施以來我國監獄制度は一層外人の注意を惹くに至り、來朝外人中監獄の參觀を請ふもの激增し、本年一月以來巢鴨監獄署內參觀を許せる者已に十七人を算した。香港總督ヘンリー・エー・ヴレーブ氏は久保田局長の案內にて詳細なる視察を遂げ、監內の淸潔にして整頓せる事竝に作業製品の精巧なる事を感嘆し、同署の芳名錄に稱讚の詞を書き殘した。

(2) 第六回萬國監獄會議。此月白耳義國ブラッセル府に於て第六回萬國監獄會議を開設せられ、我國政府は帝國代表者として小河監獄事務官を特派し、尙既往七年間に於ける監獄改良の大要を報告書として提出した。監獄協會よりも全國監獄外觀、監房、工場、製作品陳列場等の寫眞帳二部に詳細なる說明を付して寄贈し、又巢鴨監獄署外三十七署よりは囚徒製作品百餘點を出陳した。

今回の會議に於ける主要問題は、不定期刑問題と犯罪原因としての飮酒問題とであつた。而して不定期刑は少年、酒精中毒者、精神病的犯人に對しては敎育、保護若しくは防衛の方法として科し得る事を是認せられた。尙此外獨房制度の可否等、監獄管理の問題に付ても熱心に討議されたのは勿論であるが、問題は監獄管理中心より漸次犯罪豫防法の檢討へ移行せんとするの傾向が一層顯著となつたのは注目に値する。

七月

監獄則一部改正。監獄則中看讀書籍に關する規定を改正し、「新聞紙及時事の論說を記するものは前二項の例にあらず」を削り、感化上特に必要あるものは新聞紙と雖も書籍の例に準じ看讀せしむることを得ることゝしたのである。其後明治四十一年監獄則の改正に際し再び之が閱讀を禁じたが、昭和八年累進處遇の施行に伴ひ累進處遇第一級者には圖書室に於て敎化的新聞及普通新聞の拔萃の閱讀を許すことゝした。

八月

(1) 出獄人保護に關する法人設立申請手續を定む。出獄

人保護事業の發達に伴ひ保護會中法人組織の申請を爲すものあるに至りたるを以て、今回出獄人保護會法人設立申請手續を定め、同時に地方長官に對して、之が進達に際しては、其事業の順序、狀況、設立者の身元、經歷等詳細調査の上意見を附せしめ、尙設立後の監督を嚴重ならしむべき旨を訓令する處あつた。

(2) 監獄會計處務規程を定む。監獄費國庫支辨の實施に伴ひ監獄會計事務の處理上往々にして疑義に亙るものありて實際家の不便尠なからざるを以て、茲に監獄會計に關する詳細なる取扱規程を設け、國庫支辨施行と共に之を實施し、會計事務の刷新を計ることゝしたのである。其後大正二年監獄會計事務章程、大正十一年刑務所會計事務章程と改め今日に至る。

十月

(1) 監獄費國庫支辨實施。監獄に關する費用は此月以後凡て國庫に於て支辨し、府縣監獄に屬する府縣有土地、建物、器具、器械、素品、製品其他の物件は國庫に歸屬した。之が實施、引繼の方法に付ては豫て典獄會議等に於て屢々檢討を重ね、又先に監獄會計處務規程の制定を爲す等之が準備に遺憾なきを期したのであつた。

(2) 山梨縣谷村警察署未決拘禁者虐待事件。山梨縣谷村地方裁判所支部に於ては判事に缺員ありたる爲、事務澁滯し未決囚の增加を來し、同地警察留置場拘禁者常に四五十名の多數に上り、加ふるに設備不完全なる爲、多數の病者死亡者を出し、遂に甲府辯護士會の問題となり、日本辯護士會と相呼應して由々しき人權問題なりとして司法大臣に陳情する處あつた。

司法省は山上監獄事務官を派して眞相を調査せしめたが、日本辯護士協會よりは小川平吉氏其他同行した。司法省は應急處置として谷村地方裁判所支所に於ける豫審を當分廢止し、同署拘禁囚徒を悉く甲府監獄に押送した。

(3) 小票式集査法を採用す。在監人の身上に關する報告諸表を改正し小票式集査法とした。司法省は之が施行に先立ち、司法屬和田千松郎をして警察監獄學校監獄科生徒に對し詳細なる解說を爲さしめ、之が實施に遺憾なきを期した。

明治三十四年

三月

(1) 女監取締の裝髮を一定す。從來女監取締の裝髮は區區にして、往々取締上不都合なるものありしを以て、總て束髮を爲さしむる事とした。

(2) 看守點檢規則を定む。點檢は通常點檢、臨時點檢の二種とし、前者は人員、姿勢、服裝日常携帶品及禮式を檢査し、後者は給與品の保存及材料を以て給與する物品の適否を檢査することゝした。

(3) 監獄官吏宿直又は徹夜勤務賄料を定む。判任官一夜十錢、判任待遇及雇七錢、女監取締授業手、押丁六錢とした。爾來大正九年以後數度の改正を經て今日に至つてゐる。

四月

(1) 巡査看守俸給令改正。巡査看守俸給令を改正し甲號乙號の二表となし、巡査部長看守部長は甲號とし六級に分ちて十五圓より二十五圓に至り、巡査看守は乙號とし七級に分ちて從來と同額たる九圓より十五圓迄と定めた。之に依り部長の待遇は著しく改善せられたるも一般巡査看守の待遇は未だ是正せらるゝに至らなかつた。

(2) 監獄改築豫算成立す。司法省は監獄費國庫支辨となるや、監獄改良の第一着手として監獄建築計劃を立て、廣く歐米各國の建築法を參酌して、每年三十萬圓を支出し、順次に全國監獄の改築に着手するの方針をとり、先以て第一期計劃として千葉縣監獄署以下六監獄の改築を認められたのである。此內鍛冶橋監獄署は東京驛敷地へ編入の必要上、二ヶ年の假建築とし翌々三十六年早くも竣工を見たが、其他は各れも五ヶ年の繼續工事なりし爲、途中日露大戰に際會し事業繰延の已むなきに至り、奈良の如きは明治四十二年に入り漸く竣工を見た。爾來司法省は屢々第二次監獄改築計劃を立て之が經費を要求する所ありしも、國家財政上の關係よりして容易に容るゝ所とならず、明治四十一年以降は僅に財源提供(舊敷地賣却)の方法に依り改築計劃を進むるの已むなきに至つた。

○ 第一期監獄改築計劃

監獄署名	工費	繼續年度	建築樣式
鍛冶橋監獄署(舊東京監獄後ノ市ヶ谷刑務所)	一五〇、〇〇〇圓	二ヶ年	本造假建築
千葉縣監獄署	三〇一、〇五六	五ヶ年	煉瓦造
長崎縣監獄署	三〇〇、〇〇〇	五ヶ年	石造
鹿兒島縣監獄署	二二一、三二二	五ヶ年	石造
石川縣監獄署	一五〇、〇〇〇	五ヶ年	木造
奈良縣監獄署	三〇〇、〇〇〇	六ヶ年	煉瓦造

五月

集治監及地方監獄歳入歳出科目解疏を定む。本件は既に昨年三月典獄召集の際内務大臣より指示せられたる處に係るも、更に詳密を加へ訓令の形式として發布し、會計事務の刷新を期したのである。

六月

(1) 監獄事務官を增置す。司法省官制を改め監獄事務官二人を四人に改めた。監獄費國庫支辨と共に監獄の監督機能を充實するの必要より、豫て監獄巡閲官設置の爲之が經費を要求し、此程豫算の成立を見るに至りたるも、監獄事務官との間に共職務分掌を殊別するの不便等を考慮し、巡閲官に代へ事務官二人を增員する事としたのである。

(2) 星亨東京市役所樓上に斃る。星亨は永く東京市參事會長として權力を市政の上に揮ひ、「星と共一黨」はタマニー・ホールと呼ばれ、昨年に入り利光鶴松外多數の瀆職嫌疑者を出したる爲、同年九月遞相の地位を去るの已むなきに至つたが、遂に劍客伊庭想太郎の兇刃に斃れた。伊庭は翌三十五年四月東京控訴院に於て無期徒刑に處せられ東京集治監に於て受刑せるも、明治四十一年十月受刑中死亡した。

(3) 國賓ワルテルジー將軍の日本監獄協會訪問。來朝中の國賓獨逸ワルテルジー元帥はドクトル・クルーゼン氏の案內にて監獄協會を訪問し、協會保管の行刑資料舊記、獄舍模型竝監獄製品等を一覽し、ク氏より我國監獄改良事業の概要を說明する所あつた。尙監獄協會よりは記念として精巧なる監獄製品堆朱彫硯函を贈呈した。

七月

巡査看守退隱料及遺族扶助料法等發布。巡査看守退隱料及遺族扶助料法を定め、本年八月より施行せらるる事となつた。(大正十二年現行恩給法制定實施と共に同法中に監獄職員の恩給として規定せらるゝに至り廢止となる。)尙巡査看守療治料給助料及弔祭料給與令も同時に定められた。(引續き現在に至る)一是等は明治十五年巡査看守給助例に代るものにして、給與額は今回の改正に依り著しく增加を見るに至つた。

九月

(1) 監獄傭人給與品規程を設く。各府縣に於て監獄傭人の被服は從來地方に依り給否一定せず、又之が支給を爲す地方に在りても製式、品質等一定を見ず、待遇上公平を失するを以て、今回之が統一を圖つたのである。

(2) 作業種目別標準等を定む。監獄作業の名稱及區分方は從來各監獄區々にして調査製表上の不便尠なからざるに依り、今回作業種目別標準竝順序を定め、既設の作業は勿論今後新設せんとする監獄作業の名稱も之に依らしむる事とした。

(3) 第八回典獄會議。淸浦法相、久保田監獄局長の監獄費國庫支辨實施後に於ける施設經營に關する訓示竝指示等あり、後諮問案協議案等の審議が行はれたが、諮問事項の重なるものは左の如くであつた。

1. 監獄事務の簡捷を圖り經費の節約を計るの方法、2. 監獄署の分課標準(司法省原案提示) 3. 監獄官吏主管に係る帳簿及樣式一定の件(司法省原案提示) 4. 看守定員、部長定員標準、5. 看守以下給與品支給細則(司法省原案提示) 6. 監獄作業規程(司法省原案提示) 7. 監獄會計處務規程改正案(司法省原案提示)、

十月

(1) 獄事談の出版。小河滋次郎氏の著述に係り九百五十餘頁の大著にして、東京書院の出版である。概ね明治三十年以後著者が一旦監獄協會雜誌其他各種の雜誌に揭載を經たるものを輯錄し、公刊するに至つたものである。多くは外國監獄制度視察談の類に過ぎざるも、當時の監獄改良、獄制の進步に貢獻すること甚だ大なりしは言ふを俟たない。

(2) 看守採用規則の改正。看守採用規則中資格者の身幹五尺一寸を五尺と改め看守採用難を緩和せんとしたが其の待遇は依然として菲薄なる爲各府縣共尙永く看守の缺員に苦んだ。

十二月

(1) 出監上に付注意。滿期の際住居遠地に在りて歸住資力なき者は、時宜に依り滿期前住居地の近接監獄に移送することを得せしめた。之に依り被監視人に對し別房に留置するの要を見ざるに至り、別房留置人員は明治三十五年以後漸次減少するに至つた。これなども監獄費國費統一の賜物と見ることが出來る。

(2) 在監人賞譽規程を設く。在監人行狀勘查及賞譽規程を廢し、在監人賞譽規定を設け、囚人は特に情狀憫諒すべき者の外は入監後二箇年を經過するに非ざれば賞與する事を得ざることゝなし、又行狀審查は從來刑期に依り其勘查期を異にせるを改め、之を一樣となし事務の簡捷を計つた。

看讀私本の狀況に關する考察

名古屋刑務所教務課圖書部

（昭和十年一月ヨリ昭和十二年八月末日ニ至ル許可私本一九七六册ト八月末現在ノ看讀私本五二四册ニ對スル研究）

刑務所に於ける看讀書籍は、行刑教化の目的を達成する有效適切の補助手段として、使用されてゐる。晝間は何物も顧みずに、孜々營々として作業に勵み、夕は靜かに自己反省に勵む時、看讀書籍が如何ほど受刑者の心性の練磨と、社會生活に必要な知識の收得とに役立つかは、今更詮議する迄もない事である。刑務所に於ける看讀書籍は、受刑者が實社會の荒濤を乘切る勇健な信念を育成せしむるとゝもに、希望に燃ゆる青年が一つの知識の獲得から次の未知の世界へと、興味を以て進んで行くと同樣に、受刑者に漸進的な新智識を普及する時には、沈滯に陷り易い彼等に、鮮明な刺戟を與へ、甦生の活路を開かしめるものである。

以上、看讀書籍が有する教化的意義に立脚して、その中の、看讀私本の概括的な調査を以て、當所に於ける昭和十年一月以降十二年八月末日に到る、二年八ヶ月間の讀書傾向を究明して見たい。

一 私本看讀人員は全受刑者の何割か

（昭和十二年八月末日現在）

人員／犯別	總人員	看讀人員	總人員ニ對スル割合
初犯	五七五	七三	○・一三
累犯	一、二三一	一九八	○・一六
計	一、八○六	二七一	○・一五

此の表に依つて、全受刑者の一割五分が現在私本を看讀してゐることがわかる。元來私本の看讀は二級以上に限るから、三、四級が人員に於て總人員の六割三分を占めてゐる以上、全般的に見て相當な率であると言ひ得る。

次に級別で細別すると

人員／級別	初犯	累犯	計	各級人員ニ對スル割合
一級	三七	七三	一一○	110/152
二級	一二	八九	一○一	101/228
三級	一四	二二	三六	36/448
四級	一○	一四	二四	24/692
計	七三	一九八	二七一	271/1806

註 此の表には特別處遇の者を數名含む。

三、四級と一、二級を比較することは私本許可の性質上意味がない。

私本看讀者は初犯に於ては一級、累犯に於ては二級が多い、然し級別から對照すれば、一級が遙かに多く一級總人員の七割三分、二級は同じく四割五分に該つてゐる。更に興味あることは、處遇令に於て規定された官私合はせて三册の中、この三册とも私本のみの者が、初犯に於て六名、累犯に於ては二十六名の多數に上つてゐることである。

二 時期から見た私本看讀册數

先づ八月末日現在に於て看讀册數は、

犯別／級別	初犯	累犯	計	各級別私本看讀者ニ對スル割合
一級	九五	一六四	二五九	二、五
二級	二○	一六○	一八○	一、八
三級	一九	二九	四八	一、三
四級	一三	二四	三七	一、五
計	一四七	三七七	五二四	一、九

初犯累犯共に、一級は册數に於て二級を凌駕してゐる。一級の平均二・五册、特に初犯一級の二・六册の如きは驚異に値する。累犯一級が人員に於て、二級の八割なるに册數に於ては四册の優勢を占めてゐる。此は累犯一級に、私本のみ三册看讀する者が多い爲である。平均看讀册數に於てその割合は、一級が二級より遙かに高いのは、私本購入のために必要な作業賞與金の多寡に依る爲であらう。又初犯一級が非常に多いのは、五六年の長期刑の者が多い點と、年齡から考へる時、册數外として取扱はるる經典の看讀者が多い故と思はれるが追つて明にしたい。

昭和九年の當局私本審査數は五三一册、十年は六六二册の多きに及び、數的に上昇してゆくことが窺はれる。同樣に之が許可册數は、增加の一路を辿り、特に昭和十一年後半からその拍

車をかけて、急激さが目に付く。此は各刑務所に於て、直接買入れることとなつて、手續が便利になつた結果である。取扱許可冊數は、十年は六〇九冊十一年は七六三冊で、その年の後半は五六五冊の多きに及び、十二年前半は四一九冊、七八月の二ヶ月間に一八五冊の、總計一九七六冊を許可してゐる。本年度の後半は、恐らく六五〇冊前後に至ることと思はれる。毎年前半より後半期が多いのは、十月頃發行される年鑑を購求するからであるが、喩へその故とするも、秋といふ讀書シーズンを虫の鳴く鐵窓の夜更けて寂として聲なきとき、涼風を浴び、折からの弦月皎々たる神祕の光を眺めては、一朝世路に躓いた不幸を慨きつゝも、活然として正眼を開き、必ずや在所中の修養に盡し、釋放後の生活の指針の爲に、讀書をなすことであらう。又十二月の許可冊數が比較的多いのは、正月の慰安の爲と思はれる。如何なる部類の本が讀まれたか冊數を以て順位を示せば

（註）

順位 / 年度	一位	二位	三位	四位	五位
十年前半	經典67冊	其他 32	辭典 28	地歷 16	文學 15
十年後半	經典 60	年鑑 56	辭典 46	軍記 34	地歷 34
十一年前半	經典 55	辭典 40	軍記 18	地歷 15	年鑑 12
十一年後半	講談 79	經典 77	年鑑 63	辭典 62	地歷 55

註　其他は廣く講談物軍記年鑑及び狹い範圍の其他を含むが此の表では對照上前三者を除外して考へた。廣く其他として比較すれば一位たること疑ない。

十二年前半			
二年六ヶ月ヲ通ジ	講談	60	
經典 307	辭典	52	
辭典 228	地歷	50	
地歷 170	經典	48	
年鑑 163	文學	37	
其他 145			

經典が一位で、辭典地歷年鑑其他と續いてゐる。何んと言つても、經典辭典は私本の王座である。此れは官本の場合は、他の宗教修養等に比較して低位にあるが此の點如何？經典辭典は本來座右に長期間備付けて置くに非ずんば、その機能を十分果すことが出來ないから、種々制約を受ける官本より、私本で自分の物として押し戴いて愛讀する方がピッタリする故か。その上、經典辭典は冊數外として取扱はるる便宜があり、經典の中には、官本にない不動經御詠歌集などが多い。六位以下を示せば、軍記物、講談物、文學、傳記、修養、工業、語學、哲學、百科辭典、法制經濟、宗教、數學、衞生、讀本、農業、商業の順である。此處に考慮を要することは、十一年後半から講談物が激增してゐる。講談社發行の講談全集三、七、十、十一卷（赤穗義士傳、大閤一代記、玉菊燈籠、勤王藝者）或は槍の龜井新十郎、碧瑠璃園著の水戸黄門等既に一三九冊の氾濫である。これは許可指定になつて以來の現象であつて、或る二三の受刑者の如きは講談物のみを購求してゐる。勿論之等の插畫の

中の、酒、女、劍擊に類するものは、一切抹消せらるゝことを前以て通知するのであるが、そんな程度の興味減殺ぐらゐには、辟易せずして流行を見たのである。

三　刑期から觀察した看讀狀況

A　看讀者級別から見た刑期（昭和十二年八月末日現在）

刑期 / 級別	一年以下	一年以上二年未滿	二年以上三年未滿	三年以上四年未滿	四年以上五年未滿	五年以上七年未滿	七年以上十年以上	計
一級			3	18	14	24	14	73
二級		1	14	35	22	12	5	89
三級	1	3	3	6	4	5	1	22
四級	3	2	2	3	1	5	1	14
計	4	5	22	62	41	46	21	198
初犯	4	5	22	62	41	46	21	198
累犯								
合計	四	九	五	一一	一〇	一九	一二	七三
	三	一	二	一	一	一	一	一
	二	一	一	一	一	一	一	一
	一

年齢 / 部類	計	法經	宗教	修養	作文	工業	語學	哲學	衞生	讀本	農業 商業	計
二十一歳以下	1											
廿一以上廿五未満	八 6											一四
廿五以上廿未満	一九 35				1	1	2			1		五 7
廿以上廿五未満	二〇 48			1	1	2	4		1	1		九 34
廿五以上四〇未満	一〇 28		1	1	1	2	4		1	1		一六 102
四〇以上五〇未満	一六 53			三 1	1		一					二〇 69
五〇以上六〇未満	23			一 1	一 1	一 7	一 1	1				四七 108
六〇以上	4			一 1		一	一	5	一			二〇 52
計	七三 198	四 0	三	一		三		一				一六 5
累計	一											一四七 377
	一四	八 6										
	五四	一九 35										
	六八	二〇 48										
	三八	一〇 28										
	六九	一六 53										
	二三	23										
	四	4										
	二七一	七三 198	○ 1	六 3	二 4	二13	二 7	一 6	一 1	○ 2	○0○0	四七 377

（アラビヤ數字は累犯を示す）

(1)初犯に於て、刑期五年以上七年未滿の受刑者が、殆んど總ての部類に亙り、私本を看讀してゐる譯で、冊數に於て斷然他を抑へてゐる。就中經典が十六冊の多きは、此等の者が宗教的關心を拂つてゐる故か。A表の同刑期の一二三級を通じ十九名が、經典十六冊現在看讀してゐることが明にされたが、B表の初犯者と夫々檢討すれば、經典の部類は甚だ興味がある。

(2)經典は初犯者の六六冊に對し、累犯者の五七冊、辭典は初犯者の二二冊累犯者の七四冊、講談物は初犯者の一二冊累犯者の七〇冊、地理歷史の初犯者の三冊累犯者の四八冊、工業の初犯者の二冊累犯者に於て一三冊を示してゐる。それぞれの部類の書籍の內容を考慮するときは、初犯と累犯との間に、意味深い不文律があると思へる。

(3)累犯者に於て刑期三年以上四年未滿が一〇二冊、刑期五年以上七年未滿が一〇八冊を看讀してゐるが、前者二、三犯の二級者で、後者は四、五、六、七犯等の一級者であることが、A表の人員と、B表の冊數と照合すれば證明出來る。

四 年齢による初犯及累犯の讀書傾向

（昭和十二年八月末日現在）

先づ年齢による級別を見ると、

年齢 / 級別	一級	二級	三級	四級
二十一歳以下				1
廿一以上廿五未満	1	二 5	五	
廿五以上廿未満	一〇12	三18	一 4	五 1
廿以上四〇未満	一〇21	三17	五 4	二 6
四〇以上五〇未満	六11	一15	二 2	一
五〇以上六〇未満	一23	三21	一 8	一 1
六〇以上	5	10	4	4
計	三七73	一二89	一四22	一〇14

年齢 / 部類	計	其他	軍記	年鑑	講談	百科辭典	他	地歷	傳記	物化	經典	辭典
二十一歳以下	1											
廿一以上廿五未満	一 1	1	一 2		二 4				1		一 1	一 1
廿五以上廿未満	五 8	一 1	三 3	1	三 9			5	4	二 2	八 4	
廿以上四〇未満	九18	一 4	一 4	一 3	四20	二 3		四11	二 3	一	一九 7	
四〇以上五〇未満	三12	2	3	2	二13	2		6	一 2	1	一〇 5	
五〇以上六〇未満	四18	一 4	三 5	一 2	一15	一 2		18	2		一八20	
六〇以上	15	1			9	1		6			19	
計	2					1		2			1	
	二74	三13	八17	二 8	一二70	三 9		四48	三12	三 3	六六57	

（漢字數字は初犯　アラビヤ數字は累犯を示す）

次に年齢別による私本の部類を見ると、

年齢 / 部類	計	數學	文學	法經	宗教	修養	作文	工業	語學	哲學	衞生	讀本	農業	商業	計
二十一歳以下	1														
廿一以上廿五未満	一八 11		一 1					一							
廿五以上廿未満	二七 52		8	一		一	一	2	2	1					
廿以上四〇未満	五三 85		一 6	三		二 1	1		一 1	一 1					
四〇以上五〇未満	一八三 57		一 5					2	一			1			
五〇以上六〇未満	一三一 19		7		1	2	一 1	5	3	4	一				
六〇以上	〇 54		1				1								
計	〇 9							3				1			
	一四七 377	〇 1	三28	四	1	六 3	二 4	二13	二 7	一 6	一 1	○ 2	○ 0	○ 0	計

（漢用數字は初犯でアラビヤ數字は累犯を示す）

(1)三十歳代が初犯に於ても累犯に於ても、斷然冊數が多い。これは三十歳代の讀書力が最も旺盛な事を意味するのであらう

か、それとも、受刑者總數の中で三十歳代の人員が、最も多數を占むる爲か。人員から見れば二十歳代の八五五名に對し、四六四名では双が立たないから、三十代以上の看讀者が一〇六名で、全受刑者の四割を占むる爲と思はれる。

(2)初犯に於ては、二十歳代が比較的多く第二位を占め、五十歳以上は皆無である。これと對照的なのは累犯である。第二位は四十歳代第三位は五十歳代であり、初犯に於て第二位を占むる二十歳代が、累犯に於ては最下位に轉落してゐる。初犯に於て二十歳代が比較的多く、累犯に於て四十歳代以上が多いのは、兩者共總人員に對する比率を、そのまゝ反映してゐるのであらう。

(3)三十歳代が讀書慾の熾烈であることは、前述の通りであるが、その讀物の内容は果して堅實なものであらうか、この點に付いて特に顯著な事は、講談物の壓倒的多數が、三十歳代の受刑者（特に累犯）に依つて、讀まれてゐることである。然し讀書熱は高度であるが、經典はその點餘り讀まれぬ。

(4)所がその經典は、四十歳代になると俄然增加する、受刑者の内面的反省は、四十歳代に至つて始めて濃厚になるのであらうか、因果の理法を悟るか、累犯に於て四十冊の多きに達してゐる。

(5)辭典に對する關心は、初犯は到底累犯の七四冊に及ぶべきもない。累犯の五十歳以上の十七冊は、同じ年齡の看讀者二十七名の六割に達してゐるが、年齡に焦點をおく時は捨て置き難い。

(6)現在看讀中の年鑑が少ないのは、本年一月からの、命脈を繋いでゐるほのかな現れで、昭和十三年度の許可があれば、猛然その頽勢を挽回して、こゝもと年鑑ばやりの、現象を呈することであらう。

(7)數學は肌に合はぬと見える。物理化學も又尠い。自然科學は寥々たるものである。

五　私本書籍の讀書傾向

(1)軍記物の相當多いことは、社會より隔離された受刑者が、如何に社會的關心に注意を拂つてゐるかを、如實に物語つてゐる。時局の動きに付いては、雜誌「人」或は所内のラヂオ放送に依つて直接傳へられるから、軍記物と言つても山中峯太郎の「大陸非常線」櫻井忠溫の「流血の丘」「肉彈」「大將白川」平田晋策の「我等若し戰はゞ」小泉恭明の「猛る空中艦隊」或は「我等の陸海軍」等で、時局問題のトッピックを取扱つたものは、許可されぬから此程度のものであるのも無理はない。二年八ヶ月を通じ一四二冊で現在二五冊看讀されてゐる。非常時局に關するものは、この外に物理化學部の新光社發行「最新兵器の驚異」航空の驚異」地理歷史部の「滿洲現狀大觀」最新滿洲國地理大觀（特に多し）滿蒙の富源」、文學の部の「戰爭文學集」或は語學部の「日滿會話」支那語會話」等その數多數に上つてゐる。軍記物は官本に「仰げ軍旗」「敵中横斷三百里」「滿洲國の解剖」等多數備付けてあるから、官本以外のものが以上の如く讀まれてゐる譯である。

(2)年鑑は朝日、每日、國民の順で二年六ヶ月を通じて、一六三冊も許可してゐる。猶時事は十二年度版から絶刊になつてゐる。此等は何れも、勞働爭議、司法、一年のトピック、女の挿畫等は切取らるゝものであるが、時代の動向を知るに好個なものである。

(3)每年每期を通じて宗教が少い。宗教として取扱はれたものは、例へば和辻哲郎の「古寺巡禮」河崎顯了の「正信偈新釋」鐵道省の「お寺まゐり」清澤滿之の「清澤滿之全集」等が看讀されたが、斯くの如き純宗教書は、二年八ヶ月を通じて二十三冊であつた。宗教書の看讀の少ないことは、一、許可指定に宗教書の尠ないこと、二、宗教書は官本として書庫に汗牛充棟も只だならぬ程、備付けられてゐて買ふ迄もなく豐富な新刊書を借用出來ること、に歸するが宗教書不振の根本的問題として、考慮さるべきは、官本宗教書が貸與狀況に於て、他の部類に比し不振なる點に、相關的に見て、官本の選擇を許されざる四級者は暫く措き、更に私本購求を許可される一二級も度外視して、三級者のみにその例を採つて見るに、官本の場合自由選擇を許されてゐる被等は、殆んど宗教書を讀まない。その態度たるや、四級時代に宗教書によつて縛られた窮屈さを、拂ひ除けやうとしてゐるかの如くである。相當の期間四級の處遇を受けて、選擇の制限が解除されたのであるから無理もない。然しこれとても成績良好者のうちには各級を通じて熱心に愛讀されてゐる。宗教書に關聯することであるが、道德的感情が一般水準以上にある思想犯は、宗教に非常な關心を持つて、官本の大藏經講座、思想と信仰、眞宗大綱等の研究を爲してその眞摯さが窺はれる。心の陶冶に役立つ愛と受難の宗教家の傳記は日蓮位のものであつた。

(4)修養に類するものは、推名龍德の「生くる悲哀」鶴見祐輔の「母」深尾須摩子の「母の手」野間清治の「世間雜話」村上寛の「まごころ」などで、この修養に付いて興味あることは、初犯と累犯との教化可能性の見地より、内容の相反する二者によりて、昭和十年以來を比較すると、

種類／犯別	講談物	割合	修養	割合
初犯	二四冊	一四%	三〇冊	四五%
累犯	一六冊	八六%	三八冊	五五%
計	一八四冊	一〇〇%	六八冊	一〇〇%

この表に依つて明かなる如く、講談物は累犯に於て八六%の壓倒的高率であり、反之修養書は初犯者に於て比率が高い。累犯者は修養物より講談物が好きと見える。講談物といへども赤

穂義士傳の如く無闇に云々すべきでないが、書名につられて購求する傾向が多分にある。感情の激烈理性の沒却を矯正するために修養の本がもつと奬勵されて然る可きだ。人心を鼓舞激勵する爲に、傳記に類する修養本は好個なものと考へる。官本の前記「まごころ」の中の母の愛を讀んで、落涙滂沱たるを禁じ得ず、親不幸を慨きてより三日目、田舍の母親が面會に來てくれました時には、その内容と自分の場合とが餘りにも似かよひ、しみじみと母の恩を感じましたと、喜びに溢れた一級者があつた。

(5)哲學の二六冊は一寸見ただけでは、受刑者の中にも、仲々哲學的思索に耽る瞑想家が澁くないらしく看取される。殊に商業が唯だ一冊農業が二冊と比較して見ると、金錢なんかに見向きもせずして、只管思索に力を入れる樣である。ところが哲學の總冊數の内譯を見ると、二六冊の十八冊までつまりその七割が、易學人相手相通氣占筮九星判斷の本で、然もこの十八冊の中たゞ一冊が初犯者で、殘る十七冊は悉く累犯者が看讀する事は注目すべきである。

(6)地理歷史の一九四冊の中には「旅程と費用概算」「溫泉案内」「景觀を尋ねて」「鐵道旅行地圖」「日本名勝案内」等と云ふ頗る肩の凝らない本が三八冊もある。これ等の書籍は同じ地理の部でも「最新日本地圖」「日本地理風俗大系大東京篇中部篇」「新滿洲國寫眞大觀」「歐米大陸遊記」等々とは全く意義を異にする。譬喩的に云へば、後者は眞摯なる學術書であるが、前者は全く娛樂本位興味本位の書籍と云ひ得る。就中、鐵道溫泉、航路等のみを記載したものであるが、之が非常に人氣を呼ぶのは安價な爲か。又この娛樂的な三八冊もたゞ二冊だけが初犯で、殘る三六冊は悉く累犯である。惟ふに身體の自由を奪はれた拘禁者が、風景寫眞旅行記によつて、幾分でも旅行氣分に浸り瞑想の世界を樂まんとする故か、或は世界未開の分野を探らんとする好奇心か、何れにしても、風景風俗の適當な寫眞實驗記があれば、即家的なものを奬勵することも良いことだ。

(7)語學の三八冊の中では、五割の一九冊が英語であるから、他の外國語は英語とはとても相撲にならぬ。然し順位をつければ第二位滿洲語第三位は支那語で、この兩者にて十一冊即ち二割六分を占めてゐる。而して第四位は獨逸語、第五位はエスペラント最下位はロシア語の一冊で、フランス語などは一冊もない。面白い事にはドイツ語入門を研究してゐるのは皆病舍の看病夫であり、エスペラントを研究してゐるのは思想犯である。

(8)文學書を讀むセンチメンタルな者は居ないかと云ふと、どうして仲々多く二年八ヶ月を通じて一四三冊を許可してゐるが、八月末日に於てさへも、二十冊讀まれてゐる。例へば「吉田絃二郎全集」「夏目漱石全集九、十一卷」「奥の細道」「正岡子規全集」「早稻田文學講義錄」などで、一般的に見て俳句和歌は甚だ少ない。之は官本に自由律の俳人萩原井泉水著すところの「放浪芭蕉を語る」「俳句教程」「俳句の作の方と味ひ方」等多數備付があるためと思はれる。この點、受刑者は自由律俳人であるが、發表を禁ぜられるから、默想の俳人である。

(9)職業訓練に有益な書籍が、もつと奬勵されれば、私本もより效果的である。此の種は官本にもわずかだし、二年八ヶ月を通じて五〇冊に過ぎない。講談物の一八四冊と較ぶれば、甚だしく寂寥がある。社會復歸の爲めの私本看讀ならば、工業の部の如きは良書を指定して、奬勵するのが良いと考へる。官本の乙種の「木竹の工藝」の如きは、その道の通さへも喜ばれてゐる。然し現在初犯に二冊累犯に十三冊である。「家具の設計及製作」「裁斷研究」「旋盤とその作業」等で此等を許可する際は、一種の床しさを感ずるが、熱心に愛讀研究してゐることであらう。

六 私本看讀の目的

書籍の讀み方は熟讀味讀舐讀漫讀の四つの方法があると言はれる。受刑者は教育程度が低いから、此等の者が伸んびりした氣持で、自由に興味本位に讀む漫讀にのみ、私本を利用してはゐはしないか。學問を修得する年齡に於て彈力性を失つた老年期の上級の受刑者が慰安の爲に私本の人情物、世話物に興味を持續して、許さる可き購求を、此の種の選擇に餘念の無い現狀でありはしないか。若し假にありとするも、それを只だ人類の知識慾は年齡に依つて、制限なしといふ前提に立脚して考へねばならぬものか、何れにしても受刑者が私本を以て漫讀の資と爲すと、片附けるのは餘りに苛酷である。今その反證を擧げよう。

(1)職業のための讀書

機械工場の者が「自動三輪車修繕の方法」「實用機械製圖法」「機械工場用算術」「旋盤とその作業」

洋裁工場の者が「實用裁斷」「ミシン裁縫書」「新案洋裁全書」「直感スピード新案洋裁法」「短寸式補正書」

家具工場の者が「西洋文樣集」「彫刻の手ほどき」「和洋家具構造圖解」

建築工場の者が「朝日住宅圖案集」「日本建築規矩術」「建築營繕工場と庭園と公園」「住宅建築の實際」

等で風變りなものは、按摩が點字の經典を三冊讀んでゐたことである。

(2)長期の經續

八月末日現在看讀者の中昭和九年度許可を受けて引續き看讀するものが初犯に一名ゐる。又、十年度以前に於て許可されたものを、看讀してゐるのが、累犯者に於て八年度許可の二冊九年度許可の一五冊である。猶此等は經典辭典のみである。現在

に於ける經過を示せば、

種別＼年度	八年度許可	九年度許可	十年度許可	十一年度許可
經典	二	一〇	二一	四四
辭典		五	一〇	三八
工業			四	一
地歷			一	九
作文			二	
百科辭典			二	四
年鑑			一	八
語學				一
其他			三	五
講談				八
物化				一
又學				三

次に十二年度許可を爲したるものに就いて、繼續期間を見るに、一月許可冊數の二割六分、二月の二割八分、三月の二割一分、四月の二割二分、五月の五割一分、六月の七割二分、七月の七割八分、八月の九割二分が八月末日に引續看讀されてゐるから、その繼續期間は五ヶ月位が普通であることが證明出來る。又一旦領置後再び假下を爲し、看讀しつゝある者は初犯の五名で五冊、累犯の十八名の二十七冊の多きに及び、その種類は年鑑、辭典、「昭和天覽試合」「赤穗義士」等である。

受刑者は決して漫讀にのみ陷入つてはゐない事が、此の點からも明にされ得るが、既に述べた所で諒解され得ると思ふ。

七　結　語

以上を以て、昭和十年以來二年八ヶ月間の取扱許可私本一九七六冊を俎上に乘せて、此等各部類に亙る經緯の動きも明にした。受刑者の讀書傾向が幾分でも明瞭にせらるれば、望外の喜とする所である。更にその讀書傾向を批判し、適當に指導するの途が發見せらるれば、以て私本は效果的に利用せられて、教化の目的は達成出來得ると信ずる。

書籍は受刑者の生活の希望である。ましてや私本に於て然り。絕對の窮極に立つて、自己の過行の非行を反省するときは、彼等は悚然として懺悔をなし以て確然として將來に光明を求めて、ひたぶるに努力して行くことであらう。洵に雄々しき限りであつて、發奮努力の精神は此處に甦り、陰鬱退嬰的な空氣はこの希望ある生活によつて一新され、精神生活にその創造性を深めて、層一層向上して行くことゝ信ずる。希望を授け生活に必要な知識の獲得と、正しき生活信條との二つの途を發見せしめて、沈滯退嬰卑屈荒寥の非發展的生活から解放せしめる私本書籍の效果亦大なるものである。

海外時報

全米かんごく協會（アメリカン・プリズン・アソシエーション）第六十七回年次大會

—— American Prison Congress ——

去年一九三七年十月、アメリカン・プリズン・アソシエーションはペンシルバニア州フヒラデルフヒア市で年次大會を開催したが、一八七〇年このアソシエーションの創立されてより第六十七回目のカングレス（大會）で、合衆國中四十五箇のステートより派遣せられたる委員は約六百名に及び、頗る盛會であつた。恰も同市にては古い歷史を有つてゐるペンシルバニア・プリズン・ソサイエテイの創立（一七八七年）百五十週年の祝典が擧行されたので協會も之に參加したのである。

以前の大會に於ては、參列せるワーデン（所長）諸氏の提出した戒護規律に關する諸問題が會議のプログラムの主要なる部分を占めてゐたものであるが、今日では會議の風潮は一變して、個人としての受刑者の研究と彼等の福利の問題が基調となつてゐて、ワーデン諸氏の討論さへ受刑者の運動娛樂、教育、健全なる作業等の問題へ向けらるゝに至つたのである。

刑罰の問題よりもむしろ受刑者の治癒の問題へと移つて行く傾向は、受刑者の精神病、社會的背景並びに復歸更生の問題に重點が置かるゝことによつても更らによく證據立てられてゐるのである。

語を換へて言ふと、この會議に於て、單にプリズン・システム（行刑制度）其自身を目的としたやり方は全く失敗に終つたことが幾度か繰返して陳述せられたのである。若し現在の行刑制度にして存續していくものとすれば、單に矯正の道の講ぜらるゝばかりでは不可で、受刑者の將來の公民生活に向つての十分積極的な準備を包含してゐなければならない、といふ意見の一致が示されたのである。

この方向に於ける證據として、矯正施設に於ける教育事業について十餘の論文が、會議席上朗讀せられたのである。更らに、成年犯人に對するプロベーション（保護觀察）についても、拘禁を以てせずして犯人を處理するの有利なる方法として、これが推奨の論文を朗讀せるもの十二人で、引きつゞきパロール（假釋放）の問題も、提出せられたる九篇の論文と共に華々しい討論の題目となつたのである。現在この問題に關して諸新聞紙は幾多の非難を浴びせてゐるにも拘らず、このカング

レスでは、單に犯罪のみを目安とせず、人間としての犯人に對處するの賢明なる方法として更らに一層廣くパロールの適用せらるべきことに衆論一致したのである。

この見解は、この度のカングレスのプレシデント（議長）であるニユウ・デヤーシー州の行刑局長イリアム・エリス氏のカングレス劈頭の開會の辭に於て力強く說かれたのである。パロールの弊害を除くといふことはパロール其者を廢止することではなく、更らに一層深い科學的の基礎の上にパロールを置くことである。と彼は宣明してゐるのである。氏は、更らに進んで、有罪の判決のあつた後には、是非共犯人の處遇を定むるため、勿急なる判斷査定に代ふるに精到なる犯人の研究を以てするを得る刑期並びに處遇の査定機關が中央に設けられなければならないといふ意見を開陳し、有效なるパロールは選擇宜しきを得る釋放のプランの存することを前提とするもので、釋放後には拘禁生活の制縛を脫して責任のある自由生活へ復歸順應していけるまで、熟練せるパロール・オフイサー（假釋放監視官）の愼重なる監視の存することを假定するものである」ことを力說したのである。

このカングレスの討論の際立つた題目となつたものは作業の問題で、といふよりは、むしろアメリカの大多數の行刑施設に見る作業缺如の問題であつた。マリーランド州の行刑局長たるハロルドドンネル氏は、「合衆國を通じての見積人員十五萬の受刑者の內少くも半數の七萬五千は作業に就いて居らず、たとへ就業してゐても取るに足らざる瑣細な仕事で暇をつぶしてゐるに過ぎない」と述べ、受刑者の職業訓練の促進せられざるべからざるを說き、「プリズンに於ける無就業の現在の狀勢の下に在りては、ワーデンはダイナマイトの樽の上に坐つてゐるようなものである」と斷言してゐたのである。

この會議に出席したルーズヴエルト大統領夫人は表立てゞはなく委員の爲めに催されたランチヤン席上で次のように語つたのである。「今日國民の行刑施設に於ける差し迫つた喫緊事は、社會の一層深き了解を後楯とする老練なる刑務官吏の養成である。社會は現在プリズンに關して知る所なき多くの事を知らなければならない。プリズンが受刑者の復歸更生に努力してゐる間に、社會は犯罪豫防に於ける自己の責任を果さなければならない。社會が犯罪問題について大した關心を有つてゐないことは、この會議についての宣傳の甚だ不徹底にして、且つ、行刑、パロール、プロベーション等の事業方面に於ける有給官吏を除いては、私人にして進んでこの會議に出席せる篤志家の極めて少なきを見ても、推知するに難くないのである。」

因みに、一九三八年度のプリズン・カングレスの會同は、ミネソタ州のセント・ポール市で開催せらるゝことに決定した。

Journal of Criminal Law and Criminology, December, 1937

ノルエーに於ける犯罪少年の處遇

—— Juvenile Treatment ——

左の記述はノルウエー政府よりヂユネーブに於ける刑法行刑國際委員（常置）に提出したる報告書より抄錄したるものである。

ノルウエーに於ては、十四歲以下の少年は其の犯かしたる罪のために處罰せらるゝことはない。彼等は普通の裁判所で審理せらるゝのではなく國家は此等の少年に處置するために「保護審議會」（"council of Guardianship"-vaergeraad）なる特別の機關を設けたのである。此等の少年に對しては、刑罰の代りに敎化處遇が施されるのである。

十四歲以上の少年にして罪を犯したるものは處罰せらるゝのである。しかし、かゝる犯罪少年にして十六歲以下であれば、刑罰と共に敎化處遇が施され得るし、また場合によりては、敎化處遇が刑罰に代ることもあり得るのである。只だに事實上の犯罪人たる少年のみならず、法律は、或は罪を犯かすの虞ある所謂機會的犯人としての少年についても規定を設けてゐるのである。

法律の規定する所によると、この保護審議會は各市に設立さるゝもので、判事一人、牧師一人、男女合せて五人の公民（內一人は醫師）より成り、二年の任期で市會で選擧さるゝのである。

十八歲以下の少年は、この保護審議會の命令によりて、次に揭ぐる理由のために、或は信用ある家庭に委託せられ、または、審議會によりて認可せられたる學校其他の公立の少年施設に託することができるのである。右の理由といふのは三つある。卽ち、

（一）少年の處罰せらるべき行爲をなし、且つ、本人の性質の不良なりと見られ、又は、注意監督するものゝなき場合

（二）性質不良なるか又は兩親或は後見者の怠慢のため、少年の注意監督を缺き又は虐待せられ、又は、惡化墮落の徵候を示し、而して、訓戒に從はざる場合

（三）少年にして一切の改善手段の其效なく、全く惡化するを防ぐためには他の監督の下に託するの要ありとなしたる場合

是れである。

審議會はまた少年を託せられた者又は學校の校長に指揮して適當な懲罰を加へしむることができる。

保護審議會は警察によつてなされたる申請によるばかりでなく、また少年の兩親、近隣の居住者、學校、救護官憲、衞生局(Board of Health)の申請により、又は、時には自分の發意によつてさへも行動を開始するのである。

審議會は公開せられず、議事の要旨は記錄せらるゝのである。審判書には依て以て審判の下された理由を記載しなければならない。少年の兩親又は保護者は會議の席に列ることができる。

惡化してゐない少年は家庭又は孤兒院に置かれることが望まれてゐる。學齡を越へてゐる少年が家庭に置かれる場合は僕婢、徒弟又は他に之に類似した資格を有つものとして看做さるるのである。學齡を越へたボーイズは、彼等自身の望みにより、家庭に入れる代りに、海上生活をなさしめることができる。かゝる少年に對しては審議會は定期の監視を續けなければならないのである。

國家はまた別にリホーメートリー(感化院)(skolehjem)を設けてゐる。男女の少年は同じ施設に送らるゝことはないのである。若し規程に背かず且つ國王の裁可があれば、私人もリホーメートリーを設立することを得るのである。この施設はそれぞれ國王の裁可し任命したる男女のデイレクター(院長)によつて支配さるゝのである。文部大臣(Minister of Education and Worship)は此等の施設に對して檢閱をなすの義務を負ふてゐる。

九歲以下の男女少年はリホーメートリーへは送られ得ないのである。少年は少くも一年をリホーメートリーで過ごした後、假りに釋るされて或る家庭に入れることができるのである。デイレクター(院長)はかゝる少年に對する處遇方法について一一漏れなく記錄してをかなければならないのである。

或る都市又は數市聯合して感化學校(reformatory school-tvangsskole)を設立することができる、が、但し、國王の裁可を必要とされてゐる。

審議會によつて家庭、孤兒院又はリホーメートリーに置かれた少年は二十一歲になるまで其處に留まつてゐることができるのである。法律に從つて少年を委託する費用は國家と都市と連帶して負擔するのである。この費用の一部は少年の兩親から償はしめることができるのである。

Journal f Criminal Law and Criminology, October, 1937

ドイツ刑事裁判所に於ける少年保護部

—— 〃 Jugendschutzkammer 〃 ——

ドイツ國司法長官(Reichsjustizminister)は、一九三七年八月十日の司法省官報(〃 Deutsche Justiz 〃)を以て次の命令を發した。

「惡化墮落より少年を保護することは國家を指導するもの〻最も重要なる任務である。この任務を遂行するがためには刑事司法の協力に俟たなければならない。是に於てか、本官は一九三五年三月二十日の裁判所構成法規の統一に關する命令第三節第七條に依り次の事項を決定するものである。

少年保護の必要の存する各地方裁判所に少年保護部(Jugendschutzkammer)を設ける。一個の刑事部としてこの少年保護部の所管に屬する事件は、

(一) 十八歲までの少年に對する一切の猥褻行爲
(二) 一切の少年虐待
(三) 少年の爲めに設けられたる勞働並びに健康保護の規定に對する重大なる過失
(四) 其他重罪又は輕罪として罰せらるべき少年に對する一切の直接の危害

の四種である。

總て此等の保護事件に於ては、公訴は實際に少年保護の必要止む能はざる場合になさるべく、公訴するものは公訴と共に刑の量定に關する自己の提案につき責任を負はなければならない。本官は同時にまた少年に對して罪を犯かしたる違犯者の裁判所によつて嚴重に處罰せらるゝことを期待するものである。少年保護部の組織はこの命令と同時に發せらるべき指令の定むる所に從ひ、一九三七年九月一日より職務を開始し得るよう準備を完了すべきである。」

次いで、一九三七年九月一日の司法長官の命令で、事務分擔の規定により如何なる地方裁判所管轄區に少年保護部の創設せらるべきかゞ通知せられたのである(これによると全地方裁判所の三分一に創設せらるゝことゝなり、特に大都市及び工業地區が撰まれたのである)。實に、此等の獨特な新施設はこれまで著書や新聞紙で刑事政策上少年保護の促進のために一齊に歡迎されてゐたものなのである。

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1938

エーストランド共和國の斷種法

—— "Sterilisationsgesetz" ——

エーストランド(獨)(エストニア)共和國(バルチック海に隣れるフヒンランド灣の南岸に沿ふて東西に伸び、東は近くレーニングラードに接して國をなし、世界大戰以前まではロシアのバルチック沿岸州となつてゐた)では、一九三六年十一月

二十七日を以て極めて興味ある斷種法（"Sterilisationsgesetz"）を公布し、去年一九三七年四月一日より實施することにしたのである。

この法律の第一條に從へば、遺傳的精神病者、白痴者、重症の癲癇病者並びに不治の遺傳上の肉體的缺陷に苦しめる者にして、或は其者の變態的性慾により本人自身又は社會に危險を及ぼし、或は上述の如き健康傷害ある子を産出する處あるが如き健康狀態に在る場合には、生殖を不能ならしめ、女子に在つては姙娠を中止せしめらるゝことを得るのである。然れども、十歳以下の男女にして、手術が本人の生命又は健康を危ふすることあるべしと推察せらるる場合に於ては、あらゆる生殖力の褫奪並びにあらゆる姙孕能力の褫奪又は姙娠の中斷は禁止せらるるのである。

次に掲ぐる人々は生殖力の褫奪又は姙娠の中斷を請求し又は發議することを得るのである。

(一) 遺傳病者自身
(二) 公（官）醫
(三) 行爲能力なき者については、後見人又は輔佐人
(四) 病院長又は保護施設の管理者

この法律の惡用を防ぐため、豫め有效な行政手續でこの法律の適用を受けたるものに多大の法律上の保證が與へられてゐるのである（第四條以下）。この法律の適用せらるゝ場合には先づ、本人の居住せる都市の市醫を委員長とし、市及び區の代表者各一人、及び、專門醫二人より成る區の委員會は症徴條件を診査決定する。この目的のために委員會には多大の權限が與へられてゐる。卽ち、證人及び遺傳病者の審問並びに專門家の召喚を强制するため警察の援助を求め、遺傳病者に關聯した事實についてあらゆる醫師の陳述を要請し、且つ、委員會に於けるよりも更らに一層詳密なる診査を行ふため遺傳病者を病院に收容する等の權限が與へられ、猶ほまた、ケースの決定に必要なる事實材料を蒐集するの便宜が與へらるゝのである。ケースに關する事實が確定された時には、委員はこれを委員會の意見として厚生省長官（Direktor der Sanitäts- und Fürsorgeverwaltung）に具陳するのである。是に於て長官は初めて生殖力褫奪又は姙娠中斷の施さるべきや否に關して最後の決定的命令を下すのである（第八條）。この命令に對して命令を受けた者は一ヶ月以內に共和國の裁判所（Staatsgericht）に控訴することができる。玆處で最後の決定が下されるのである（第九條）。法律上效力を生じた生殖力褫奪又は姙娠中斷の命令は管轄權を有つた區の委員會の指令があつてから厚生省長官の特に其のために定めた病院に於て遂行さるゝのである（第十及び十一條）。

凡ての强制命令の場合には費用は國庫の負擔であるが、其他の場合には遺傳病者の負擔である（第十三條）。

以上はエストランドの斷種法の最も重要なる規定である。今までに發布された斷種に關するあらゆる法規に比べて、後代の健康を維持するの理由で强制的に姙娠中斷を執行せしむるを得るといふことにしたのは、全く新しい立法である。强制の規定、重大なる遺傳的肉體上の缺陷あるの理由に基く遺傳病ある産兒の豫防方法を擴張し、强制命令を受けたる者に多大の法律上の保證を與へたる如きは、最も喜ぶべきである。

エーストランドのこの新しい法律は人口政策に心を致すものの注意を惹くに足るばかりでなく、同時にまた、刑政變理の任に當るもの〻是非共考量しなければならないものである。何となれば、刑政變理の任に當るものは犯罪傾向を有つてゐるヂェネレーション（子）の出生を豫防するために一切の方策を喜んで迎へなければならないからである。而して、犯罪者の大部分を出してゐる遺傳病者の生殖力褫奪は、實にこの豫防の一手段なのである。

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Dezember 1937

アイスランドに於ける國民體位向上法草案

—— "Volksaufartungsmassnahme" ——

イスランド（獨）（アイスランド（英）は極に近い北大西洋（ノースアトランティック）中の一島にして嘗つてはデンマルクの所領であつたもので、現在は獨立の一國とはなつたが、猶ほ便宜上元首としてはデンマルク國王を戴いてゐる）に於ては、最近のこと司法省衞生官ドクトル・エフテイル・ヴイルムンド・ヨンソン氏は、國民體位向上方法を法律上採用するの利益に關する詳細なる報告を議會（A'thing）に提出し、且つ、報告書に添ふるに「國民體位向上ノ方法ニ關スル法律草案」（"Entwurf eines Gesetzes über Massnahmen der Volksaufartung"）を以てしたのである。是に於てか、獨立を失つてから（一二八〇年事實上デンマルクの統治の下に立つに至つた〻、殆んど七百年に近い春秋を閲みしてより、イスランド（アイスランド）は今日古代イスランドの法律思想を復活せしむると共に再び遺傳病者と生殖力耗弱者の排除に努むる法規を實現せしむることになつたのである。過般公にされた草案では、睾丸摘出、生殖力褫奪及び姙娠中斷の三つの手段を後代の健康を保持するの理由からして國民體位向上手段として法律上これを許可することを發案してゐるのである。

睾丸摘出（Kastration）は、一人の男子が性的犯罪（Sittlichkeitsverbrechen）又はこれに類似する危險なる犯罪を行ふ性癖あり且つ矯正の見込なき場合に問題となるのである。但し、此等の犯罪に該當する裁判所の有罪判決が下された場合

にのみ許可さるべきものとしてある。生殖力褫奪は子女に傳はるべき遺傳病——特に重大な身體の畸形、危險なる精神病、白痴又は犯罪行爲への性癖を帶べるもの——に惱み、又は、長期に亙る疾病のため子女を扶養する能はざる人に適用せらるべきものとしてある。姙娠中斷は、期待さるべき産兒が必ずや或る遺傳病的疾病に侵かされてゐると信ずべき場合、又は、問題になつてゐる婦人が暴行を加へられ而して姙娠が其結果である場合にのみ許可さるべきものとされてゐる。此等の國民體位向上手段の實施の許可は、三人より成る委員によりて與へらるゝことになつてゐる。この委員の內二人は、一は精神病醫一人は判事でなければならないのである。この許可は次に揭ぐる人々によりて申請せられ得ることになつてゐる。

(イ) 問題になつてゐる人
(ロ) 問題になつてゐる人が猶ほ十六歲に滿たざる時は、兩親又は後見人
(ハ) 問題になつてゐる人が精神病者であるか又は白痴であつて、これがために法律上有效な許可の申請をなす能はざる場合には、輔佐人
(ニ) 不自然なる素質によつて犯罪の遂行に促さるゝ人に在つては、警察

此等の手段の執行の强制は規定せられてゐない。委員の認可を得たる手段は、出來得る限りは公立の病院で實施されなければならないのである。しかし、公立病院を利用し得ざる場合には私立病院で實施されても差支ないことになつてゐる。

この法律の規定に違犯するものは一萬クローネまでの罰金に處せらるゝことになつてゐる。

以上はこの興味ある法律の草案の摘要であるが、性的犯罪者の睾丸摘出に關する草案の規定は刑事學者にとつて注目すべき點である。猶ほまた、「犯行への性癖」を生殖力褫奪の指標要素として有效ならしむることを規定したのは興味深く且つ注目すべきであつて、これは今迄に公にせられた他の斷種法又は斷種法草案に未だ嘗つて見ざる所である。しかし、このアイスランドの斷種法草案に强制の規定されてゐないのは惜しむべきである。

この草案に規定さるゝばかりでなく、アイスランドには已に一九二二年六月二十六日の法律を以て遺傳病者及び生殖力耗弱者の結婚禁止といふ重要なる國民體位向上の處分が許可されてゐるのである。卽ち、精神病者又精神耗弱者、傳染性の性病あるもの、癲癇病者、癩患者、又は、傳染性結核患者に在つては結婚を禁止するのである。

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Dezember 1937

グリミノロヂーのための國際會議

—— International Congress of Criminology ——

イタリアの司法大臣ソルミ教授の主唱で、一九三八年秋ローマに於てクリミノロヂー（犯罪學）に關する國際會議（Congresso Internazionale di Criminologia）が開催さるゝ筈である。この會議に取扱はるゝ議題は次の三項目に豫定されてゐる。

(一) 少年の犯罪の原因と診斷
(二) 犯罪者の個性の研究
(三) 犯罪豫防の國際的組織

一九三七年七月十六—七日ローマに開催された會議準備會には、ドイツ側からは司法省の代表者として書記官シェーファー及び刑事人類學々會の代表者としてはノイライター教授が參列した。猶ほまた、ローマに其本部を置くクリミノロヂーの國際協會（Società Internazionale di Criminologia）が計畫されてゐる。

Monatsschryt für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1938.

マリオ・カララ教授の訃音

ロムブロゾーの高弟にして且つその紹述者としてテユウリン大學（スイス）の法醫學の講座を占めてゐたマリオ・カララ教授（Prof. Mario Carrara）は、去年一九三七年六月十日七十歲の高齡で永眠した。氏の生涯は先師ロムブロゾーの思想を紹述するために捧げられたが、しかし、氏は、研究の範圍を押しひろめて、刑事心理學及び內分泌學の智識を採り入れて、ロムブロゾーの學派を狹隘な純粹刑事人類學の立場から廣い視野を有つてゐる刑事生物學の研究へと導いていつたのである。氏の終生の目的は、犯罪なる社會的現象に對する戰ひのために必要なる前提として、先づ生物學的現象としての犯罪人に精到なる研究を施さんとするに在つたのである。

Monatsschryt für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1938.



二つの話を想ひ出して

長谷川瀏

七、八年前、地方檢事局にゐた頃、當時の次席檢事松坂さんの斡旋で、受刑中の掏摸常習者に就て掏摸の手口、慣習、系統などの研究をさせて貰つたことがあつた。

その頃のことであるが、或るダチ――掏摸仲間の隱語で常習者のことをダチと呼んでゐる――から聽いた話に面白いのがあつた。

それは、古賀の國松といふ昔の掏摸の親分が、或る寒い日に乾兒と火鉢を間にして對話してゐた。その時、乾兒は火箸の先で頻りに熾火にかゝつてゐる灰を除けてゐた。それを見た古賀の親分はその乾兒に向つて

「そんなことをするな。灰を除けると炭が早く滅つてしまつて勿體ない。御牢内のことを考へたら寒い位は辛抱しろ。」

と云つたさうである。

私はその話を聽いて

「吝な親分ではないか、そんなことを云ふやうでは乾兒達の評判が悪かつたらう?」

と訊ねたところ、そのダチはびつくりした顔をして

「飛んでもないことです。評判が悪いどころですか、さういふところが國松親分のいゝ處ですよ。その話を乾兒達は傳へ聞いて、みんな感心したさうです。」

といふ意外な答であつた。

「そんなことがどうしていゝ處なんだ?」

と突込んで訊くべき私であつたが、なんだかそんな問を出すことは彼等の心理を理解しぬいてゐると思はせてゐた自分として云ひにくかつたので止めてしまつた。併し今になつて見るとあの時、なぜ突込んで訊いて置かなかつたのかと殘念に思へてならない。

掏摸などといふものは他人の所有金品を無對價で盜つて來るのであるから、殆んど皆浪費者である。その連中が炭の早く灰になるのを吝んだことに感心するといふのは、どう考へても不可解である。

もし彼等が他人の物は只取りして、自分の物は炭の一かけでも吝むといふ極めて貪慾な考へ方を讃嘆したのだとすれば、この話はこゝに取上げて論ずる價値のないものである。併し彼等が如何にネヂケ者の集りであるとしても、さやうな極端な利己的の物慾主義者に對して讃辭を呈する程、人物批判に就てまでねぢけてゐると考へるのは可愛想である。

彼等が國松のさういふ態度に感心するのはも少し高い觀點から爲されてゐると考へてやりたい。併し、それならどんな觀點から國松の態度に感心したのかと問はれても、私にはその返答に困るのである。

この國松の言葉は或は「御牢内のことを考へたら寒い位は辛抱しろ」といふ後段の部分に重點が置かれてゐたのかも知れない。つまり自分等の仲間が今、御牢内で苦しむでゐる。その仲間のことを想へば、疊敷のこんな立派な内で暮してゐる吾々は火氣で暖を取らうなんて思つては、その仲間に對して相濟まぬといふ敬虔な親分の態度に感心したといふのかも知れない。

又或は自分達が御牢内に居て苦しむだ頃のことを忘れてはならない。そのときの自分達も今の自分達も同じではないかといふ過去の苦行から現在の慾望を克服しようとする親分の克己心に感激したのかも知れない。

又或は將來何時マチガヒになつて御牢内生活をしなければならないかも判らないから、今からその覺悟で鍛

錬して置けといふ、つまり治に居て亂を忘れない親分の心懸のよさに感心したのかも知れない。

併しこの親分の言葉はいくら最負眼に見ても、後段に重點が置いてあるとは考へられない。どう考へても「炭が早く減つてしまつて勿體ない」といふ前段の物資節約の方に重きが置かれてゐると見る方が正しいであらう。さうしてみると或は他人の金錢や物品は掏盗つても消滅してしまふ譯ではなく人間の手から手へと渡つて行くので、人間社會全體から見れば少しも質量に損得はない。然るに炭となると燃えてしまへば、そのまゝ消滅してしまひ、二度と再び人間の手には回收出來ない。夫故、この方は人間全體の爲めに大切にしなければならない、たゞの吝嗇とは譯が違ふのだといふ親分の觀察の正しさ?に乾兒達は感嘆したのかも知れない。又或は、又或は、等々臆測すれば限りがない。しかし、どれもこれも實のところは彼等の考へ方とまるで違つたものであるかも判らぬ。莫迦々々しいからこの位に止めて、次の話に移る。

これは私が少年時代に鄕里で聽いた話である。

或る大きな貸座敷の主人が便所から出て來て、直ぐ雇人一同を自分の居間に呼び集めた。そして雇人一同に對して

「俺は今、便所の板の間で、この御飯粒が落ちてゐたのを見付けた。」

と云つて、右手を差し出した。見ればその指先には二粒の飯粒がついてゐる。

「俺はこゝで誰がこの飯粒を落したかを詮議しようといふのではない。ただお前達に御飯粒は粗末にすべきものでないといふことを判つて貰つて、これから先、氣を付けて貰へばいゝのだ。」

雇人一同はいづれも神妙に頭を下げて、「將來氣を付けます。」と云つた。そして彼等が頭を上げた時に、その主人は「判つてくれゝばいゝ。」と云ひながら指先についてゐる飯粒を口の内に入れて喰べてしまつた。

雇人達はこれを見て、思はずぷつと吹き出して笑つた。それは便所に落ちてゐた飯粒を、貸座敷とは云へ大家の主人が拾つて喰べたからである。

ところがこの主人は案外捌けた男と見えて、笑つたことを別に怒りもせず、つゞけて云ふのには、

「みんなが笑つたのは無理もない。だが、俺には便所に落ちてゐた御飯粒だからとて、別に汚いとは思へないのだ。俺は若い頃、博奕で監獄へ入つた。そして監獄に入つてゐて、善いことは何も覺えて來なかつた。けれどもたつた一つ覺えて來て宜かつたと思ふことがある。それは御飯が有難いといふことであつた。監獄を出てから白い御飯を頂載する度毎に俺は涙の出る程、有難くて、いつも押戴いてからでなければ箸がつけられなかつた。かういふ風に御飯が有難くなつてからは不思議に働くのが樂しみになつて來た。それからはヤクザを止めて、妓夫になり、妓夫から屋臺店をやり、それから一膳飯屋になり、小店の女郎屋をやり、そして兎に角、今日のやうな貸座敷の經營が出來るやうになつたのである。これは考へてみれば、みんな御飯の勿體ないことを監獄で覺えたお蔭である。皆もその積りで、御飯の有難いことを判つてくれて、一生懸命に働いてくれ、必らずそれだけの報ひがある。」

と云つて諭したさうである。

この話は便所に落ちてゐた飯粒を喰つたといふ點で少年時代の私の頭に印象的に殘されてゐた。

勿論、その當時は、この主人公を汚いことをする男だと考へ、尙ほ人間の貪慾さもこゝまで行けば、吾又何をか云はんやであると思つてゐた。

その後、時々自分の頭の中にこの話が泛んで來た。そして自分が年を取ると共に、この話に對する自分の考へ方が複雜化して來るのに氣がついた。

或る時代の私には、この主人公は案外喰はせ者であつて、便所に落ちてゐた飯粒の如く裝つて、飯櫃から新らしい飯粒を摘んで來て、それを雇人に示して喰べて見せ、儉約をしてよく働けば俺みたいになれるぞと

無性に發奮させて、勞働率を上げさせたのではないかと考へさせられた。そして其後も折々、似たやうな狂言を仕組んでは雇人達の感激と之に伴ふ能率增進を計つたのではないかといふ甚だ意地惡るい觀察をしたこともあつた。

又或る時は、監獄といふものは、そんなに飯を制限したものであらうかといふことを考へて人道的に憤つてみたこともあつた。

又或る時は、飯を制限して與へることが犯罪人を敎化する手段としてそれ程素晴らしい働きをするものかなと思つて感心したこともあつた。

又、そんな手段を人間が人間に對して取るといふことの卑怯さを考へてみたこともあつた。

だが近頃の私はこの話の主人公の氣持を、素直に受け入れてやりたくなつてゐる。卽ちこの主人公が貪慾であるか什うかといふことは別にして、農家の辛苦の結晶である飯粒に對して彼が持つてゐた切實の感謝の念を素直に判つてやりたいと思つてゐるのである。そしてその感謝の發念が監獄に於ける飯の制限が機緣になつてゐたからとて、そんなことを問題にすべきではないと思ふやうになつて來た。

そしてこの主人公の飯粒に對する感謝の念がもう一息宗敎的に昂められて、萬有に對する感謝と報恩の念にまで引上げられたなら、彼は完全に救はれた人間となり得てゐたのであらうといふことも考へる。

私はこんな有觸れた話を書き立てゝ、勿體振つた感想などを羅列してみたが、それは毫もこの二つの話を書いた目的ではないのである。

この話を書いた目的は、行刑の過程として必然的に伴つて來るべき食料、其他の給養に對する制限が、受刑者の個性に依つて隨分かけ離れた個別的な影響を與へるものであるといふことを指摘すればよいのであつた。

そしてこんな小さなところからも、刑の個別化といふことが新らしい問題として見なほされなければならないのかと思ふと、行刑官の仕事の難しさに對して沁沁と同情させられるのである。（筆者は東京控訴院檢事）

司法大臣賞

懸賞法律論文募集

募集趣旨

歐米の國法の由來するところは甚しく我肇國の大本と其の趣を異にす。社會全般の基調に於ても、彼は個人主義に趨り、我は家族制度に據る。其の生活を規律する法令に於て彼我の間に徑庭の存すべきこと固より、當然なり。然るに、明治初年以來我國に於て歐米の諸制度を模倣することと蓋し已むを得ざるものあたりと雖、其の勢法學の研究に及び、爾來彼の法理論に追隨して憚らず、今や國威隆々文運亦郁々たるも、法學の領域に於ては仍ほ我國體の眞髓に副はざるもの尠しとせず。是れ本募集を爲す所以にして、實體法規、手續法規のいづれに關するを問はず競つて投稿せられむことを期するものなり。

題目

肇國の精神と法律

司法大臣賞　一等　金五百圓　一名
二等　金二百圓　一名
三等　金壹百圓　三名

投稿規程
イ、應募者は司法部職員に限らざること。
ロ、投稿は四百字詰原稿紙にて百枚以內たること。
ハ、投稿には住所氏名（匿名を許さず）を明記すること。
ニ、投稿は昭和十三年九月十五日迄に東京市麴町區西日比谷町法曹會館內司法大臣懸賞論文係に到着すること。
ホ、論文原稿は一切之を返付せざること。

審査委員　（依頼中に付確定次第發表す）

發表　入賞者は昭和十三年明治節の當日を以て之を發表し入賞論文は爾後法曹會雜誌に之を揭載す。



刑務所の一日

——記念懸賞第二部二等入選——

旭川　中村松太郎

新國立公園大雪の連峯は既に白衣を纏つて豐穰百萬石の黄金波打つ上川盆地は、半ば取入れも終つたらしい。霜にやけて、時雨に暮れて、盆地を圍繞する山々は其の美裝凝らした紅葉の錦を惜し氣も無く脱ぎ捨てゝ行くのであつた。それは、やがて凩吹きまくるであらう奥蝦夷特有の冬である。

軍都旭川市を東に距る六里、軍隊が一日行程で、夏の日を演習する美瑛演習地がある。富良野線の中間驛、美瑛を降りて、さゝやかな市街を出ると、地名の美瑛に相應しい野も山も清澄な趣を漂はしてゐる農村を見る。春六月ともなつて、鳥歌ひ、花開けば、神祕な傳説をもつ氣高き鈴蘭の馥郁たる香は天地を包んでしまふ。平和な村には夏過ぎて豐穰の秋は忙しく訪れる、早や十月の末つ方である。

此の農村には、一つの、大きな工事が始まつてゐた。一千餘町歩の新田を開墾すべく、樹てられた聖臺土功組合の計畫の中には、此の美瑛村字中宇莫別の一大貯水池の築設を含んでゐたのである。昭和七年に起工して、早や四ヶ年の歳月は過ぎた、竣工豫定の昭和十一年の秋は來たれど、二百萬圓の工事は、半ば盛り上げられたに過ぎぬ姿を横たへて、越年に入らうとしてゐる。

「おゝつ、寒い」、未明の空の下ザク〳〵と霜柱立つ大地を踏んで、今日しも、生活の鍬を取る土工夫の一群があつた。身を切る様な北風の眞只中に、日やけの五體を包むものは布子一枚である。眞黒な顔、黄色い齒、只默々として働かねばならぬ其の姿は、未だ見ぬ滿洲苦力を、想像せしむるに充分なものである。社會の落伍者と成り果てゝ、荒み切つた魂は、眞面目な生活に歸る可き氣力も失せて、類は友を呼ぶ此の土工部屋の灯影に傷い夢路を辿るのだつた。酒と女の放埒に持ち崩した身は、親に背いて、兄弟を裏切つて、そして、一夜の空な歡樂に幾月かの身を賣つて了ふ、己の身を食ふのだ、タコと云ふ名は其處から生れた、彼等は昭和の奴隷である。之のタコなる土工夫連にも、纏て解散を許される日が巡り來て、重苦しい、いきれのする部屋には振舞酒の盃が交される。明くれば、三百人の土工夫が此の地を去つて行く、此の朝、警察官の一隊が嚴めしい姿を見せて、整理に當つてゐた。三々、五々、澤づたひの一筋道を、街へ〳〵と、歩みを續ける其の姿には人生凋落の影を宿してゐた。身を包むべき夜具すら持たず脛一本に身體を支へて此の多空をさまよふのか、そして、又、第二のタコを賣るのであらうか。

かくして土工夫も去れば、吹雪逆まく、工事場に取殘されたものは、黒い凍土と、赤衣の囚人とのみであつた。

北海道開拓史の裏には、色々な出來事があつた。土工部屋とタコ、之も北海名物の一つとなつた。開拓には常に勞働力の拂底が伴ふ事は免れ得なかつたのである。そして、開拓聖業達成の爲めに幾多の社會政策も生み、流血の慘事を祕めた事業も數多く強行された事だつた。土木、開墾諸事業に、監獄勞力の利用を見たのも、又、自然の數であつた。

私等が、子供の頃だつた、樺戸監獄では、鐵の鎖で繋ぎ合はされた囚人が野を開墾すると云ふ話を聞かされた事もあつた。十勝監獄の囚人が道路を作つてゐるとか、網走の無期懲役が山の中で伐採をするとか云ふ話を聞かされて、小さき胸を戰かせたものだつた。星移り、歳改まつて幾星霜、御代は大正となり、昭和となつて、開拓偉業、茲に完成の近きを告げたのである。

山野到る處人烟の見えざるなく、鐵道に港灣に、其の施設は新天地の誇を見せてゐるのである、そして開拓事業は、今、第二期に入つた。社會の進轉は目まぐるしい。

監獄なる名稱は刑務所と改まり、應報刑が教育刑となつて、罪の人受刑者も國恩皇威に感謝を捧げつゝ贖罪に改悛に、眞劍な修養を勵む其の姿はいぢらしい。

昭和九年晩夏、旭川刑務支所に在つては、行刑上の一大革新を發表した。それは、天鹽國名寄町附近に於て、泊込刑務作業を實施する快擧であつた。時の支所長は現浦和刑務支所長たる双木典獄補、そして戒護、作業主任は今滿洲行刑界に活躍して居られる河村信市さんであつた。廳て、數十名の受刑者と、護送の外はめつたに目にふれない刑務官吏とが、汽車輸送に、廣野の作業場に、沿道地方の人目をみはらすのであつた。此の事業は天鹽川の治水工事で、そして毎日の仕事は河線の掘鑿、水防線の築堤であつた。土を掘つて、土を運んで、土を盛る仕事が明けても暮れても繰り返へされる、そして多ゆき、春來たり、夏過ぎ、秋も暮れゝば、又新しい多だ。多は天鹽名物の大

雪と零下三十度の酷寒に、川筋を傳はる風は身を切る様に寒い。白一色の雪野原を貫流する氷の天鹽川、そして丈にも近い雪の下に冬眠する大地の黒さをあばく人間の小さな營みがあつた。それこそは囚人が贖罪に、改悟に涙しつゝ働く姿であつた。夏は川筋の草に慕ひ寄る蚊軍の襲撃は物すごい、目も鼻もあけられぬ夜の蚊が姿をひそめる頃、焼き付くやうな炎天は草木さへも萎らして了ふ。秋時雨にびつしより頭から濡れて裏の下に小さくなる日も續いて、そして、霙交りの雨が横なぐりに顔を覗けば間もなく又長い〳〵冬に入る。足掛け三年の歳月は流れて、工事は各方面の感謝裡に完成したのだつた。

茲に刑務作業は、社會から好感を以つて認識され、囚人利用熱は端なくも、大きな波紋を見せて時代の潮流に乗つた事であつた。

其の後、旭川刑務支所に於ては、名寄泊込所の引揚げを待たず、更に第二泊込作業隊の出發を見た。それは、上川郡美瑛村字中字莫別に於ける聖臺士功組合の貯水池工事に就業する爲めだつた。此の貯水池は一つの大きな特異性を持つ、それは現代に於ける最も斬新な科學的設計下に施行せられてゐる事である。巨額の補助費を負擔すると傳へられる道廳からは技術官が派せられ、土質研究の監督に當つてゐる。嘗つて世界的難工事と謳はれた丹那トンネルの體驗技師が遙々招聘されて、岩盤深くミルクセメントの注入が行はれた。九十尺の堰堤に八十尺の鐵筋コンクリートの心壁も又斯業最新の試みであると云はれてゐる。その故に作業はどことなく科學性を帶びてゐる。加ふるに風光明眉の地勢は、此の貯水池を中心に、公園化の計畫さへも樹てられて、完成の曉には、此の地一帶の鈴蘭花と共に觀光客をして旭川郊外バスを賑はすことであらう。

之を刑務作業の立場から見ると、絶好の作業訓練であり、保健上又惠まれてゐる土地なるを以つて、就業受刑者實に八十餘名を算することもあつた。

昭和十一年も暮れを近くして、旭川刑務支所は更に、第三回目の泊込隊五十名を送る事になつた、作業は名寄同樣治水工事場であつた天鹽の劍淵村と稱する所である、嘗つて、開拓當時、屯田兵大隊の所在地たる由緒を持つ先年名寄泊込所行きの受刑者を輸送した宗谷線の列車は、再び劍淵行きの受刑者を輸送するのだつた。

時に旭川刑務支所は、双木支所長に代つて、前作業技師の經歴を有せられる福山福太郎氏が來任されてゐた。今後の刑務作業界に、堂々と先鞭を打つて乘り出そうとする奔馬の意氣を持つ旭川刑務支所は斯くして良主人を迎へたのである。

今日社會は到る處、失業者の氾濫に惱まされてゐる。昭和十二年一月の北海タイムスは、旭川市の失業者を報じて實に三千人としてゐる。かうした失業者の群を尻目にかけて何が故に囚人土工が引張凧にされるのか。

行刑最終の目的は、囚人の社會復歸である、囚人が完全なる社會復歸を仕終ふせるには能く働くと云ふ心掛けと、如何なる勞働にも堪へ得る健全な身體とが必要である。それにもう一つは、囚人はよく働く者である。釋放者は信用して使へる者であると云ふことを、社會に示す事が最も必要な事である。嘗つてクロフトンが謂つた「囚人が好成績を以つて社會生活に復歸し得る爲には、釋放前の囚人と、一般社會とを近接せしめる方法を採らねばならぬ。釋放者の最も困難とするところは就職を得られない事である。社會は一種の偏見を以つて彼等を遇し、善良なる希望を抱き社會に出でても、結局彼等を騙つて再犯へ追ひ込んで了ふのである、故に是非とも之の偏見を除去し、圓滿な、なだらかな社會融合を完了させるには、刑の末期に於て自由生活に、相應した教育と相當なる仕事を與へて、正に來らんとする社會生活に備へ、又同時に比較的寬大なる自由を與へ、獨りでも善良なる行狀を保ち得ることを示さねばならぬ」と。更に「刑務所より何等の準備もなく釋放するは恰も斷崖の上より地上に飛び下りたと、同樣の失脚する場合を豫想される。その意味で、刑務所から社會への緩急な坂道を必要とする、卽ち刑務所と社會とを調和妥協せんとするのが中間刑務所である」との言葉も思ひ合はされる。卽ち泊込所は中間刑務所である。社會よりは囚人の社會適應性を驗證する時代、囚人よりは社會生活を實驗、體驗、試驗する時代の語は當らずとも遠からずであらう。ラスクの中間刑務所は、外壁もなく障塀もいと云はれてゐるが、我泊込所こそ、外壁も無く障塀もない刑務所であり、一つ棟の建物内に、受刑者と役人が起居を共にするのである。そして作業場は廣野原の眞只中であれば物的には無戒護狀態と云はねばならぬ。更に十對一の監視は決して過剩配置ではないであらう。

腹の行刑と云ふ言葉が許されるならばこの泊込行刑こそは、正に其の適例であらう。そして累進處遇令の持つ、最も高き理想たる希望の原理が此處に遺憾無き發揮を見せるものだ。希望の原理、これに信賴してのみ、百餘名の受刑者を、青天の野に釋放するを得るのである。

十二月初旬の或る一日であつた。それは稀らしくも朝からポカ〳〵と太陽が照り渡つて雪肌に反射する紫外光線はまばゆくも目を射る。此處は美瑛村聖臺土功の貯水池工事場である。私は、小高き土山に立つて、今、受刑者の監視をしてゐる。

嘗つて、子供の頃、聞かされた囚人の話がまざ〳〵と記憶を辿るのであつた。子供心に囚人は恐ろしかつた。双物を持てば、人を殺すものと思つたからであつた。鐵の鎖を切れば熊よりも物すごい勢で逃げるものと考へたからであつた。そして、其の頃の私は、その恐ろしい囚人を守る看守になるなどとは、夢にも考へたことではなかつた。囚人が、こんなに柔順に眞面に働らくものとは思はなかつた、そして看守と云ふ職業は、かくも聖なるものとは知らなかつたのであつた。私は暫し今昔の感に打たれて茫然とするのだつた。

朝から元氣よく働いてゐた囚人にも、やがて樂しい晝食の時間が來た。「休業！」、「番號！」、「配食！」、擔當の下す號令も晴々としてゐた。そして受刑者も、擔當も喫飯し終れば、焚火を圍んだ、團欒の一時が續く。「擔當さん、今日は暖かで結構ですナ、今日のやうな、天氣の日はようございますが、吹雪の日などは困りますナ、私等は精一杯働くと暖くなるが、立つて監督される擔當さん方はひどいですナ」。「イヤ、社會でも此の位の苦勞しなければ、食べては行かれぬぞ。」「そうですナ、でも擔當さん方は、夜は私等に入浴をさせて、食事をさせ、醫療手當をされ、そして就寢させてから靴を脫ぐんですネ、その上代り番に不寢番をされてゐる、そして朝は私共より早く起きられるんだからネ、私共も舍房でいつも擔當さん方のお骨折に感謝してゐるんですよ。」「お互ひ、お國の爲め、世の爲めにと思つて奮闘してゐるんだからネ、お前達も、よい事をすゝめ合つて、出來るだけ手數を掛けない樣に、役所の爲めになるやうにしなければならないゾ。」「ハイ、よく分りました。」

焚火は、トロ〳〵と心地よく燃える、今迄默つてゐたAが云つた。「此の間の活動寫眞には全く泣けて泣けて仕樣が無かつたナー、あの少年靴屋の場面で、沁々と親心の、有難さを味つた。それにあの少年が感心だ。高等二年と云へば、まだ、ほんたうの子供だ、あの細腕で、多勢の弟妹を育てゝ、父亡き後をやつて行かうてんだからナー」。それは數日前、刑務協會から巡回して來た、映畫の話だつた。年に二度、刑務所を訪れて來る映畫に、全受刑者は子供がお祭を指折り數へて待つ時のやうに、期待してゐるのであつた。「こんな、泊込所迄來ては下さらんだらう」。彼等は、こんな山奥、しかも此の雪空を、日程に限りあることも知つてゐることであれば、映畫々々と語つてはみるものゝ、淡い落膽を感じ乍ら、諦めて居たことだつた。それは、どんよりとした冬空からは、ポツリポツリと、白いものを見せて、寒い日だつた。「今日、午後活動寫眞が來る。」此の報一度傳はつて彼等の喜びは童心そのものだつた。夕刻早仕舞して監房に引揚げると、掃除、整頓の大騒ぎ、かくする中に、旭川からのタクシーが、エンジンの音も勇ましく泊込所に着いた。圓滿そのものゝ支所長殿、慈眼澄みたる教誨師さんの顏を見て、居並ぶ受刑者は、恰も幼兒が父母を迎へる時に異ならなかつた。その時の映畫の中、少年靴屋の場面には、一同が殊の外感激した樣子だつた。そして、數日經つた今又Aが語るのであつた。「あの少年は十三四の身で弟や妹を養つて行かうとする。其に引替へ俺は、いつまでも〳〵も親に心配をかけるのだ」、彼は愼然とするのだつた。「お前達が、そうして感激する事を知つたなら、所長さんもさぞ御滿足だらう。日程を繰り合はして貰つて無理に此の泊込所迄、來て貰つたと云ふ事を聞いてゐるが、お前達も感謝しなければならぬ。」年若いKも人の影の方で、そーつと目頭を拭いてゐる樣子だつた。

其の時、多晴の空、泊込所の上を回翔する鳩の一群があつた。「やアー、御書鳩が來たよ。」旭川から今着いたんだネ

ー、偉いもんだナー。」「擔當さん、あの鳩は軍隊から拂下げたのだそうですネ」「そうだ、鳩でさへも訓練を積むと、あの通り役に立つんだよ。」「あの鳩は、戰地へ行つて來たんでしようか。」「さあー、詳しい事は解らんが、あの鳩の親か兄弟の中で、先年の滿洲事變で勳功を立て、勳章迄載いたのがあると云ふ事は〇〇君から聞いたがネ。」「ア、そう〳〵、いつか鳩の擔當さんが、そう仰つてゐたネ、あの擔當さんは、鳩掛りの兵隊であつたそうですネ」「それから擔當さん、今度軍用犬が泊込所へ來てゐるやうですね。」「そうだ、師團から、訓練を積んだのを讓つて貰つたんだ、犬も隨分、戰場で役に立つさうだ。獸乍ら偉いもんだ。」やゝ暫し沈默が續く、嘗つて滿洲の野に働いた歩兵Mが嘆息を洩らすのであつた。「二度とは來ないぞ、立派な兵隊になる身體を貰つて生れ乍ら、犬畜生にも劣るとは、アーア、俺は、情け無い。」苦しい表現は包むべくもなく面を伏せるのであつた。

「擔當さん、もう時間でせうナ。」「ウン、徑五六分。」作業指導者は、突つ立ち上つて現場を眺めて居たが、「人夫が皆、開散になつて我々だけになつた、大きな工事場に此の僅かの人數では淋しいやうなもんだナー。だがかうなると、此の工事はまるで刑務所のものだナー、責任が重くなつたゾー。到頭五號の部屋も解散したんだナー、俺も隨分、タコを賣つた經驗もあり、又部屋の管理者もやつても見たが、近頃の人夫はとても權利が强くなつて、あんな事になつたら最後、誰が何んと云つたつて納まるもんではない。」

之の言葉によつて、思ひ出されのは、過ぐる日の部屋解散に伴つて起つた出來事だつた。請願巡査襲撃事件で多數の繩付きを出した第三號部屋は特に解散が早められた。第二回目には三百餘名、大部の部屋は解散を見た。そして作業上一部を殘す必要あつた爲め、全部屋中最も穩健と目された五號部屋約百名が解散を延期する事となつたのであつた。だが、穩健なる筈の其の土工夫は遂に作業場に姿を現はさなかつた。部屋に立籠つて、酒ばかり飲んで、火の樣な氣焰を擧げてゐる彼等を認めるのみだつた。彼等は、解散されて行つた仲間の事を想ふのだつた。「白い手のお酌で今頃は飲んでゐるだらう。」「早く行かねば次の募集の口が無くなる。」二日目の晩も、狂亂し、怒號する聲が洩れ聞えた。三日目の晩であつた。突然、雪闇をつんざく路上に喧嘩の聲、「ナンダー、幹部の癖に、暇を貰つて行きます！　どこを押せばそんな音が出るんだい、ブチ殺して了へ！」、それから二日して、此の部屋も遂に解散をして了つたのであつた。そして雪の現場に取殘されたものは卽ち、黒い凍土と赤衣の囚人とのみであつた。

部屋が解散しやうが、雪が降らうが、側目も振らず、只修養に勞働にいそしむ受刑者の面には輝きがあつた。「うんと働いて、假釋放を貰ふのだ。」初犯者も累犯者も、たゞよく働くのであつた。

刑政第51巻第3号
矯正図書館

恩赦の大詔渙發

減刑・復權令公布さる

建國の佳辰を壽ぐ喜びに皇士を擧げて萬歳歡喜に充ち溢るゝ十一日、ゆくりなくも廻り來た憲法發布五十年祝典の國家的慶祝を迎へ畏くも受刑者並に刑餘者にも洽くこの慶祝を頒ち給はんとする至仁の大御心から恩赦の大詔が渙發された。この日午前九時半内閣より恩赦詔書、減刑令、復權令が公表され、同時に左の關係法令その他が公表されるところがあつた。聖恩の鴻大無邊、まことに畏れ多き極みである。

詔書

朕憲法發布五十年ニ當リ國運ノ益〻隆昌ナルコトヲ懌フ茲ニ特ニ有司ニ命シテ恩赦ノ事ヲ行ハシム百僚有衆其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

昭和十三年二月十一日

各國務大臣副署

勅令第七十六號（二月十一日以下同）

減刑令

第一條　昭和十三年二月十一日前左ニ揭グル罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止中又ハ假出獄中ノモノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス但シ其ノ執行ヲ遁ルル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一、刑法第七十七條乃至第七十九條ノ罪（内亂に關する罪）

二、刑法第九十五條及第九十六條ノ罪（公務執行妨害の罪）

三、刑法第百六條及百七條ノ罪（騷擾の罪）

四、陸軍刑法第二十五條第二十六條及第三十條ノ罪並ニ其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪（叛亂の罪）

五、陸軍刑法第百三條ノ罪（政治干與の罪）

六、海軍刑法第二十條第二十一條及第二十五條ノ罪並ニ其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪（叛亂の罪）

七、海軍刑法第百四條ノ罪（政治干與の罪）

八、治安警察法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

九、新聞紙法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

十、出版法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

十一、請願令違反ノ罪

十二、衆議院議員選擧法違反ノ罪及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ノ選擧ニ關シ同法ノ罰則ヲ準用スル法令違反ノ罪但シ衆議院議員選擧法第百十二條ノ二ノ罪（集團買收の罪）及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ノ選擧ニ關シ同法條ヲ準用スル法令違反ノ罪ヲ除ク

十三、前號本文ニ揭グル罪ト性質ヲ同ジクスル竊法ノ罪

十四、朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ第一號乃至第十一號及第十二號本文ニ揭グル罪ト性質ヲ同ジクスルモノ

第二條　併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ揭ゲザル罪アルトキハ減刑ヲ爲サズ

前條ニ揭グル罪名ニ觸ルル行爲ニシテ同時ニ前條ニ揭ゲザル罪名ニ觸ルルトキ又ハ前條ニ揭ゲザル罪ノ手段若ハ結果タルトキ亦前項ニ同ジ

第三條　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和十三年二月十一日前十五年以内ニ大赦、特赦、減刑又ハ勅令ニ依ラザル復權ノ恩赦ヲ得其ノ後七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

第四條　死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第五條　無期懲役ハ之ヲ二十年ノ有期懲役トシ無期禁錮ハ之ヲ二十年ノ有期禁錮トス

第六條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左ノ例ニ依リ刑期ヲ變更ス

一、刑ノ執行ヲ始メザル者ニ付テハ刑期ノ四分ノ一ヲ減ズ

二、刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘刑期ノ二分ノ一ヲ減ズ但シ刑ノ執行ガ刑期ノ二分ノ一ニ至ラザル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三、昭和十三年二月十一日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ前二號ノ例ニ依ラズ刑期ノ三分ノ一ヲ減ズ

短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ短期及長期ニ付前項ノ例ニ依ル但シ犯時十六歳以上ノ者ニシテ短期ヲ經過シタルモノニ付テハ長期ニ付前項第二號ノ例ニ依ル

前二項ノ計算ヲ爲スニ當リ年、月又ハ日ノ端數ヲ生ズルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ除棄ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令七十七號

復權令

第一條　罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停

止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和十三年二月十一日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス但シ昭和三年二月十一日以後ニ再ビ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　十八歳未滿ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非ザル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和十三年二月十一日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七十八號

官吏又ハ官吏待遇者ニシテ昭和十三年二月十一日前ノ所爲ニ付懲戒又ハ懲罰ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ將來ニ向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未ダ處分ヲ受ケザル者ニ對シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ハズ

陸軍懲罰令又ハ海軍懲罰令ノ適用ヲ受クル者亦前項ニ同ジ

懲戒又ハ懲罰ニ基ク既成ノ效果ハ免除ニ因リ變更セラルルコトナシ

停職中ノ陸海軍軍人ニシテ其ノ停職ヲ免除セラレタル者ハ待命トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第八十二號

出納官吏又ハ出納員ノ辨償責任ニ基ク債務ニシテ昭和十三年二月十一日前ニ於ケル事由ニ因ルモノハ將來ニ向テ之ヲ免除ス但シ犯罪行爲ニ因ル本人ノ債務ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省訓令第一號（司法大臣）

檢事局
少年審判所
矯正院
刑務所
少年刑務所

玆ニ恭シク恩赦ノ大詔ヲ奉ズ　聖德洪大臻ラザル所無シ季彥奉行ノ任ニ膺リ洵ニ感激ノ至ニ勝ヘズ鞠躬盡瘁以テ　休命ニ對揚セムコトヲ期ス職ヲ司直ノ府ニ奉ズル者亦克ク　聖旨ヲ奉體シ減刑令復權令ニ該當スル者各其ノ示ス所ニ循ヒ普ク惠澤ニ沾洽セシメ一人ノ遺漏有ラシムベカラズ又夫ノ特別減刑竝ニ特別復權ノ恩典ニ浴セシムベキ者ト否トハ別ニ定ムル所ノ準則ニ照シテ愼重ニ甄別シ其ノ狀アル者ハ速ニ具申シテ裁ヲ請フベシ而シテ今次恩赦ノ惠澤ヲ蒙リタル者ニ對シテハ具ニ　聖旨ノ存スル所ヲ傳ヘ懇ニ提誨誘發シテ其ノ自新ヲ扶ケ窮厄自ラ支ヘザル者ハ保護ノ途ヲ講ジ改過遷善永ク忠厚ノ心ヲ保チ重ネテ刑辟ニ觸ルルガ如キコト無ク以テ無邊ノ　皇恩ニ奉對セムコトヲ期セシムベシ右訓令ス

（皇室令第三號、同第四號、勅令第七十九號、同第八十號、同第八十一號、軍令陸第一號ハ省略）

司法省告示第五號（司法大臣）

昭和十三年勅令第七十七號復權令ニ依リ復權シタル者ニシテ其ノ旨ノ證明ヲ受ケントスルモノハ其ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ申出ヅベシ

御內帑金御下賜

畏くも　皇室に於かせられてはかねてより司法保護事業に大御心を垂れさせ給ひ年々多額の御內帑金を下賜あらせられるが此度梅薫る戰勝紀元の佳節を卜して全國二百十一團司法保護團體（釋放者保護團體一五四、少年保護團體五七）に對し事業御奬勵御助成の思召を以て御內帑金下賜の旨御沙汰あり　聖恩の廣大無邊なるに關係者一同恐懼感激、今後益ゝ斯業に淬礪努力して報效の誠を致すことゝなつた。

司法省の紀元節奉祝

司法省では二月十一日午前十時刑務協會大講堂に全員四百餘名が參集、非常時局下の紀元節を意義深く奉祝した。



戰陣日記より

○○部隊　梅村重義

十二月七日　晴

○○城南內外に滯在。一日の休養を賜はり○○の手入、明日よりの行軍戰鬪準備を爲す。上海郊外○○を出發、南京攻擊の追擊前進に移つてより二十有五日、行程約六十里に垂んとし、今や敵の本據南京に迫ること僅々二十里、思へば遠く來つる哉の感慨深きものがある。朝は白菜の味噌汁に舌鼓を打つ。午前中馬の手入及○○掃除。午後○長指揮のもとに一半は敗殘兵掃討及び食糧徵發に、一半は留守番を兼ねての炊事班として宿舍に居殘る。

自分は午後三時、呑湯用の水を汲むため田圃道傳ひに、數百メートルを隔てるクリークに赴いたところ、クリークの傍らの民家の蔭に敗殘兵らしい若者の潛んで居るのを發見、誰何したところ、突然逃走を企てたので之を追跡逮捕して身體檢査を爲さんとするに猶も抵抗、逸走の氣配が止まないので、思ひ切つて銃劍を拔き之を刺殺して仕舞つた。殺後、血まみれの身體を探査したところ、果して便衣の下に、正規浙江第百○八師の片布のある制服を着用してゐた。

殺人！　生れて始めて人を殺した。敵兵！　といふ敵愾心に燃えてゐればこそ決行も出來たれ、無慘に横たはる屍を見てはあまり好い氣持はせなかつた。

十二月八日　晴

午前五時起床。曉の冷氣は身をしめる。滿天の星冴えて霜凍る、とでも云ふか、たまらない寒さだ。ランプの灯を賴りに食事の仕度、馬裝、出發準備。八時、○○南門前を發つ。途を○○に定めて進擊する。改裝成れる國道、坦々砥の如く、兩三日中の惡路苦難も遠い夢のやうう、朗らかな氣持で馬の手綱を執る。馬は勇む、心は輕い。○○を出て二キロ、○○城鎭を過ぐるあたりから附近の風光漸く一變して高原地帶に入る。陰濕な水田、濁つたクリークの平板な一枚塗りに、一昨日も昨日も今日も、と云つたやうに行けども〳〵同じ處を通つてゐるやうな無變化な風光に飽き〳〵してゐた眼に、ゆるやかな起伏の草山、小松原、柏の林、日本內地の田園風景に見るやうに、なだらかに登り、なだらかに降りる坂、大きくカーブを描く白い路、丘の日當りのいゝ畑には麥が二三寸に青く崩えてゐる。下れば牛の背のやうな丘の波を仰ぎ、丘の峠路にさしかゝれば、行手、來し方の遠望を擅にする。草こそ枯れて狐色になつてゐるが、輕井澤あたりの高原を旅してゐるやう、たまらなく內地情緒をそゝる風光。そろ〳〵支那の奥地へ一步を踏み入れたなあ、の感じがする。

氣樂な行軍、然も行程大いに捗つて約八里○○を五キロの前に控へて一草丘の傍らに一夜の滯陣。紅く雲を染めて高原の彼方に沈む夕陽。見下せば、眼路つゞく限り一望の草丘、小松の點描は一つの繪である。宿るべき家なく、草に伏す。

○○保哨勤務。新月空にあり星美しき夜、遠く○○方面にいん〳〵たる砲聲を聞く。寒氣強し。附近の部落の燒失家屋の殘骸を掻き集めて來て焚火す。野犬の遠吠が淋しさを誘ふ。炊事に適する水なく、林の蔭の濁つた溜り水を沸かして呑み、飯を焚く。この地南京へ直通十里に足らず、明日あたりいよ〳〵南京總攻擊に參加か。

十二月九日　晴

高原露營の夜は霜に明けて今日も快晴だ。小松まばらの丘の彼方に紅焰となつて燃え上る朝日をおろがみ、遙か故國の朝を憶ふ。八時半出發、○○を經て一路南京へ。

敵が退却に當つて、我が軍の進擊を妨害するため、道路を切り割り、橋を落してあるので、行軍に骨が折れる。然し、我が工兵隊の果敢敏速な動作によつて、橋も道もいち早く、應急修理せられて後續部隊を支障なく通過せしめてゐるには感嘆の外ない。九時半○○城に入る。城門外の高い石橋が落ちてゐるため、車、馬人共に谷のやうな川底まで下り、また向ふ岸の急坂を上る。人は兎も角、車馬にとつては難所の一つだ。○○城外に出で小休止。

午後五時南京郊外五里を距つる支那軍砲兵隊營舍に入り一泊す。夜、敗殘兵百數十名來襲各部員警戒任務に就く。

十二月十日　曇後晴

午前五時起床。諸準備完了、八時半出發す。

今日はいよ〳〵南京入城か？　馬も人も勇躍する。霜凍る國道をひた走りに、山また山、丘また丘を越へて西へ、西へ、路は高原地帶を漸く拔けて山岳地帶に入る。右に左に峨々たる岩山を仰ぎ、曲折の石ころ道を急行速にてひた走る。○○キロの地點に到着大休止。

南京總攻擊の火蓋は既に切つて落されてゐる。中支の山野を震はせて砲吼する亙砲、間斷なくダヽヽヽと斫する重、輕機關銃の響き、小銃の連射、空に飛機亂れ飛べば地に爆音高く、彼我必死の攻防戰は玆に展開された。國都南京陷落數分前の息詰る緊張！　朝來曇天、雪催ひの低い空も午後三時頃より快晴となり陽光燦として碧空に輝き皇軍大勝の前兆の如く、われらの胸を明るくする。征戰玆に三月、遠く敵首都に迫つた皇軍の戰果は今日全く成就されるのだ。愉快だ、痛快だ。

午後六時南京市○○門站に着、前方に進めず露營に決す。星斗澄みて新月寒し、銃砲聲益々猛く、數時間前迄敵陣地であつた前方の高地（紫金山）は我が軍の手に歸してから陣地燒却が企てられ、焰々たる紅蓮の舌は全山をなめ、月光の青さに映ずる紅さ、其は一淙の凄氣をさへそゝる。戰火だ、戰火だ！　各所に空を焦す火の柱、今や南京陷落最後の呻吟は絶え〴〵として續けられてゐる。が其も今宵か、明日の中に我が精鋭によつて息の根が止められるのだ。痛快だ、實に痛快だ。本日○○部隊野崎○○戰死、通信○の山田○等兵重傷す。

殉國の英靈

高知刑務所看守
陸軍歩兵伍長
故 山本森雄氏



故山本森雄上等兵は昨年×月十九日出征後勇敢なる敵前上陸を行ひ約三ヶ月に亙り〇〇戰線で山内(保)部隊に屬し敵陣砲撃中、不幸敵彈で傷き全身に血を浴び野戰病院に收容加療中復た起たず、護國の鬼と化した。同氏は高知刑務所の看守で、高知市北奉公人町四二生れ富年廿七歳性溫厚志操堅實で、孝心深く一般の賞讃の的となつてゐた、昭和×年現役として〇〇第〇〇聯隊に入隊十一月上等兵に昇進×年一月伍長勤務を命ぜられ善行證觀測優等賞等を授與せられた模範的軍人であつた。

臺南刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵
故 山口辰郎氏



昨年九月二十六日羅店鎭方面の大激戰に於て敵彈を身に浴びて壯烈無比なる戰死を遂げた故山口辰郎上等兵は、佐賀縣藤津郡鹿島村大字中村一二四ノ一に生れ昭和九年二月廿日臺南刑務所の看守に任ぜられ、資性溫厚着實勵精格勤の譽れ高く同僚より惜まれてゐる、同氏は×年一月現役を志願し歩兵第〇〇聯隊に入營×年十一月卅日滿期退營後刑務官として在勤してゐたもので、戰死と共に看守部長に陞進した。享年廿七歳である。

宮城刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵
故 加藤繁氏



宮城刑務所看守部長故加藤繁上等兵はかねて武道の達人で、柔道初段の腕前であつたが、昨年〇月〇〇日〇〇さるゝや武勳赫々たる兩角部隊の勇士として上海戰線に奮戰中十月二十三日の空前の激戰に、不幸敵彈に見舞はれ壯烈なる戰死を遂ぐ、氏は福島縣相馬郡福田村大村直弓字山際五七加藤英三郎氏の次男坊として生れ家には母、兄夫婦と愛妻の外に本年三歳になる長男があり、昭和十年二月廿八日宮城刑務所の看守を拜命身を持すること謹嚴、職務熱心で將來を嘱望されてゐた。

新潟刑務所看守
陸軍歩兵上等兵
故 田中久太郎氏



故歩兵上等兵勳八等田中久太郎氏の壯烈鬼神を泣かしむる戰死は永く輝ける上海戰の武勳として顯彰さるべきものであらう。同氏は性溫厚篤實の士として令名があり昭和〇年一月〇兵〇〇〇聯隊へ入營、三月滿洲駐劄のため渡滿し同地に於て勇戰活躍し同〇年一月復歸歩兵上等兵に進級、十一月現役滿期となり勳功に依り勳八等に敍せられた。看守を拜命したのは十一年三月廿日であつて日尚ほ淺いが職務熱心のため部內の信望を身に聚めてゐたので同僚等は涙を垂れてゐる。享年廿七歳尚ほ春秋に富む。

新潟刑務所看守
陸軍歩兵上等兵
故 羽田政雄氏



勳八等故羽田政雄氏は昭和〇年入營〇〇聯隊が滿洲出動の下令あるや勇躍出動し、大興、齊々哈、盤山哈、爾賓訥河畔附近の戰鬪に從軍し寡軍よく大敵を擊破し武勳を輝やかし、八年一月原隊へ復歸し歩兵上等兵に任ぜられたものであるが、上海附近の戰火開始となるや奮然蹶起し激戰中に身を躍らしてとび込み敵陣擊破中不幸敵彈を身に受けて壯烈なる戰死を遂げた。同人は平素より一死報國を念願し忠誠無比の人物で武藝を好み劍道初段の勇士であつた享年廿八歳

新潟刑務所看守
陸軍歩兵一等兵
故 田村義男氏



新潟刑務所看守田村義男一等兵は昭和十二年九月十七日××、〇〇部隊に屬し、上海方面の敵前上陸を敢行し勇名を馳せてゐたが重なる激戰に病魔の冒すところとなり十月十一日現地に於て病死した。享年卅三歳。氏は資性剛毅にして大正〇〇年〇〇として某隊へ入營、昭和〇年歸休除隊となる。昭和三年四月同刑務所の看守を拜命し何事も身を以て奉じ上下の信望厚かつた。

刑務所便り

事變下に於ける師團長の教練視察

岩國少年刑務所

山口歩兵聯隊坂田部隊長は當地方中等學校教練査閲の爲來岩を機とし、當少年受刑者の教練狀況を査閲せらるゝことゝなつた、折柄廣島第五師團長安田中將より當所の査閲狀況を視察し度き旨の交渉に接した、師團長の臨場は、其例稀にして、職員及受刑者は光榮に感激し、時局柄其影響は甚大で、教化上見逃すことの出來ないものであつた。

卽ち、當日一月十四日午後二時第三年次二十七名第二年次六十三名は、執銃帶劍第一年次七十八名は徒手にて、合計百六十八名の少年受刑者は中隊を編成して、運動場に南西して、二列横隊に整列し師團長の臨場を待つ、寒風雪さへ加はり銃執る手は冷氣骨に徹するが如く、然れども、一同意氣益々熾んである。

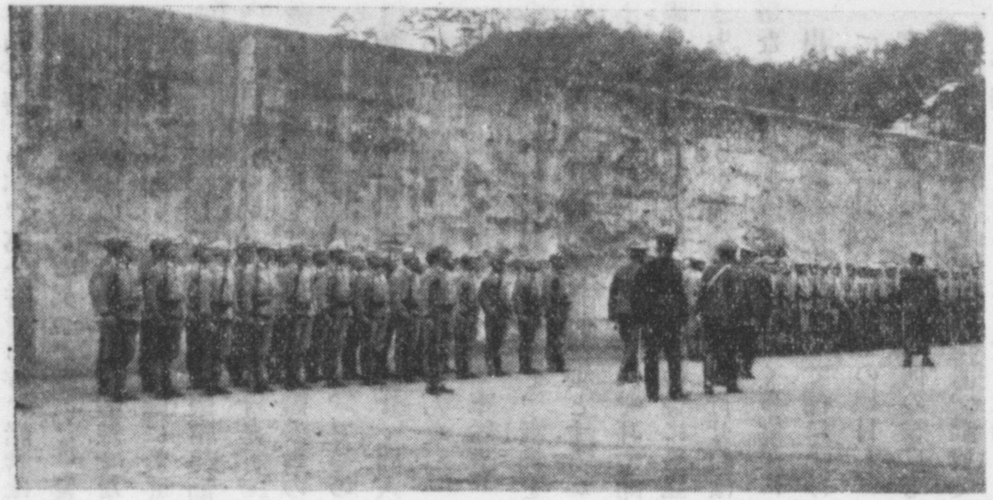
やがて、高橋所長の案内にて、師團長、部隊長副官以下數人の部下は、場に臨まれた、高橋所長は紹介を兼ねて、今日視察の行はれる旨を告知された、告知が終つて「海行かば」の曲吹奏の喇叭が、靜かな場内に響き渡り、緊張は其の極に達する。

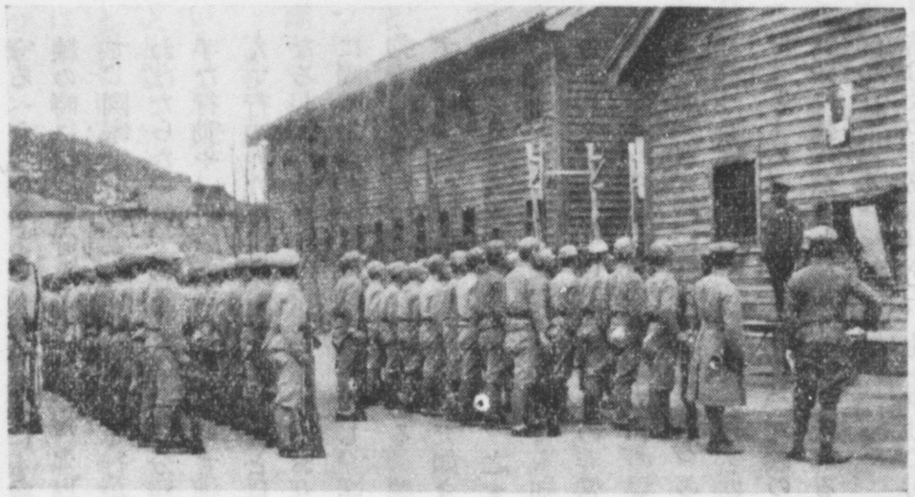
師團長部隊長以下隨員一同は、右翼より順次閲兵を行はれる。各受刑者の態度も自ら嚴肅にして、眼の色にも生氣が滿ちて居る。ある收容者は、感想文の中に、顔に穴もあけとばかり、注目したと言つて居る。以てその意氣の程が知られる。

次で「各個教練の隊形を作れ」と云ふ、師團長の、顔に穴もあけとばかり、注目の三組に、夫れ〴〵位置し、助手受刑者の號令の下に、速歩行進、速歩及行進間の折敷立射膝射等嚴肅裡に行はれる「止め」「部隊教練の隊形にうつれ」の號令で、薙野助手は分隊長として一分隊を指揮して、獨立分隊戰鬪の隊形を作り、散兵射撃を開始、漸次前進益々酣となれば、俯伏して接近し愈々近くして、響き渡る突撃喇叭に天にも轟く喚きを擧げて、突込む樣は、我を忘れて眞劍そのものである、漸く戰鬪停止の命令に一切が舊に復す。

續いて、第二年次以上の小隊密集教練が行はれ、方向或は隊形の變換、その間には速歩、驅歩、伏臥、折敷けの諸動作がいとも整然と續けられる、擔銃の一動作にも非常時的な元氣が滿ち〳〵て居る、師團長も、隨員も、精神の充實機敏にして、一糸亂れざる動作に見入つて居られる。

部隊教練が終れば、師團長、並に坂田部隊長に對して、分列式が行はれる。號





令一下、何者も妨ぐべからざるの、意氣をもつて前進する百六十八名の步調は、喇叭吹奏に和して嚴肅の氣に滿たされ、分列式が終つて、場の中央に重複縱隊に整列すれば、おもむろに師團長登壇講評と訓話が行はれた。

唯今諸君の教練を見て、實に驚いた、斯樣に立派に出來るとは思はなかつた、洵に感心した、何處に感心したかと云ふと、足並が揃ひ手が揃ふ樣な、そんな小さな所ではない。諸君の目玉の付け所に感心したのである。之れによつて、諸君が日頃如何に教練に、全精神を打ち込んで居るかと云ふ事が解るのである。抑々、軍隊で教練をすることは、勿論訓練も必要であるが、軍人の一番大切なものは精神である。軍人にして之の精神が出來なかつたなら、何の役にも立たないのである。其處で、特に教練に於て目玉の付け所に、注意する所以である。人と話しをしても、目玉の坐らないのは精神の統一して居ない證據である。諸君が教練に心を集中して、かく訓練するのも精

神を磨くのが、第一番である、諸君は此處に於て、色々の異つた惡い性質を、善良なものに自分自ら、鍛錬せなければならないのである。軍隊に於ては命令に服從し、規律正しく豪膽、節制忍耐等種々の德目を必要とするが、國家社會小にしては部落等團體多數の人々が、立派に行動するには、是等の德目を、各自が克く守り、自分一個人の慾卽ち利己主義を捨て、皆んなが一丸となつて行かねばならぬ。軍隊や、青年學校、其他諸團體に於て、教練を行ふのも、是等の德目を必要とするからである。然しながら、其れを耳で聞き、口で言ふだけでは、何の役にも立たぬ、しかと自分自ら之を實行せねばならぬ、たとへ、教練がいくら立派に出來ても、教練は教練として棚に上げて、日常の行動の上に是等の德目が、實行されなかつたならば、何の役にも立たないのである、當所でも、社會でも、同じことであるが、皆の立場〳〵に於て、總て夫れ〳〵の仕事があり、守るべき規則もある、何をするにも教練の時に規律を守ると同じ氣持を以て、國家社會の爲めに、貢獻して行かねばならないのである。人間が自分勝手な行動や、自分のみの慾を持つて進んで行つたなら、社會はどんなことになるか、解らないのであるから、お互に團體生活をするには、我慢もし、辛抱もしなければならないのである。要するに、教練の目的は、前云つた如き德目を日常の仕事の上に應用し、之を實踐躬行して居る通り、今は國を擧げての非常時である。日本の國が、東洋平和の爲めに、亞細亞大陸に進出せんとするのを、外國は盲目的に妬たみ、之れを妨げんとするので、これが爲め、我國の責任は益々重大となり、非常時は募るばかりである。

皆は此の非常時日本に、生を享けて居るのであるから、此の教練に於ける精神上の德目を實行し、銃後を强化し、以て一層日本の國力を充實し、東洋の日本いな世界の日本としての、國威を發揚せられんことを望むのである。

と教練に對する絶大なる稱讃と修養上適切なる訓話を諄々と二十分に亙りて說かれたのであつた。

此の日受閱者一同は光榮に勇躍し日頃鍛へし各種教練を、平素の實力に一層の拍車を加へ、嚴肅に、元氣旺盛始終一貫眞劍に動作し、講評訓話等により多大な感動を與へられ、其の感想文の中にも受刑の身を持つて最近小磯師團長の査閱を受け今又安田師團長の査閱を受ける　ことに身に餘る光榮に感激した。今日この受閱の意氣を持つて、日常生活にも、教練に於ける德目を實地に應用し、一層修養に精進し、銃後の臣民として、今後國家の爲め盡すべく決心漲り、緊張せる彼等の眞劍味は如何にも心强く、賴もしさを看取することが出來教化上重大なる影響を受けた事が充分認められた。

職員スキー部員遠征記

盛岡少年刑務所

事變下の國民精神總動員の一助として體育を錬り、剛健篤實の精神を涵養せんとするため、耐寒訓練の意を含み、雪に惠まれたる東北男子の本領を彌が上に向上せしめんとする大理想の下に職員有志を以て、スキー倶樂部を組織し、其の發會式を兼ねて、先づ東北本線奥中山スキー場へ初の遠征を試みた。

一月十六日、午前七時三十分青森行の汽車に、宇田所長以下盛岡少年刑務所のスキーヤー十二名は、スキーを肩に、續續と乘り込んだ。待つ間もなく、汽車は汽笛一聲構外に滑り出した。此の日は明方より相當の吹雪で、爲に列車の窓硝子には粉雪がパチ〳〵と激しく跳ね返す有樣であつた。之を眺めたT君は「この日和ではスキーが出來るだらうか」と、はや弱音を吐き出したが、元氣な宇田所長は、スポーツで鍛へ上げた赭黑い童顏をほころばせながら、「なあに、こんな日がスキーをやるに、一番よいのだ」と呵々大笑されたので一同はどつと爆笑した。かくしてて列車内は和氣に滿ちつゝ吾等を運び、沼宮内驛近くなる程に、今迄の吹雪は何處へやら、からりと晴れた上天氣になつた。ふと窓外に目を移せば、東方に聳える、鈴蘭を以て有名なる姫神山の銀嶺は、一層神々しく朝日を一杯に受けて、照り映えてゐた。

天氣になつたとて、一同は吾れも〳〵とスキーを棚から下し、ワックスを塗りつけるやら、或は紐を締め直すなど胸を躍らせながら、準備に取りかゝつた。

午前八時四十分、目的の奥中山驛に着いた。豫て知り合の驛長さんはにこ〳〵と出迎へ「まあ一服して行つて下さい」と親切に言つてくれたが、はやる天狗連は、その言葉を後にして、スキー場に向つた。

スキー場は二米餘の積雪でコンデイションは申分なく、既に、あちらこちらでは小、中學生達が雪煙を上げて滑走してゐる。又右隅の方では二、三人の女學生までがキヤツ〳〵と危なげな足どりで滑つて居た。當日の指導役たる作業課長は第一番に、「さあ滑りませう」と一言を後に殘し杖をぐつと押したかと思ふと、瞬間に雪煙の中に消えて行つた。殘りの者共も相踵いで我おくれじと滑り出した。

其後と云ふものはジャンプをやる者、急勾配を滑走する者等、各々得意の技術を思ふ存分示したと書けばまことに都合がよいのだが、なにしろ此の世に生を享けて始めてスキーを足につけた連中が多いのだから轉ぶ〳〵、顏から足まで雪だらけ、まるで雪人形の樣、それでも口だけは人並以上達者なつはものとて、自身の伎倆の拙なさは棚に、「今のは君、横轉の練習をやつたのだよ」、中でも庶務課長のSさんは何度も轉びながらも漸く半制動でやつと停止した時の得意顏は今尙

私の目を去らない。教務のFさんは山腹で一足登りかけては、二足降り力戰苦闘大いに努める様が愉快である。

小舍内の冷切つた握飯のうまさ、誰も彼も握飯の中に顔を埋めて噛り付く狀はいとも哀れなりける。

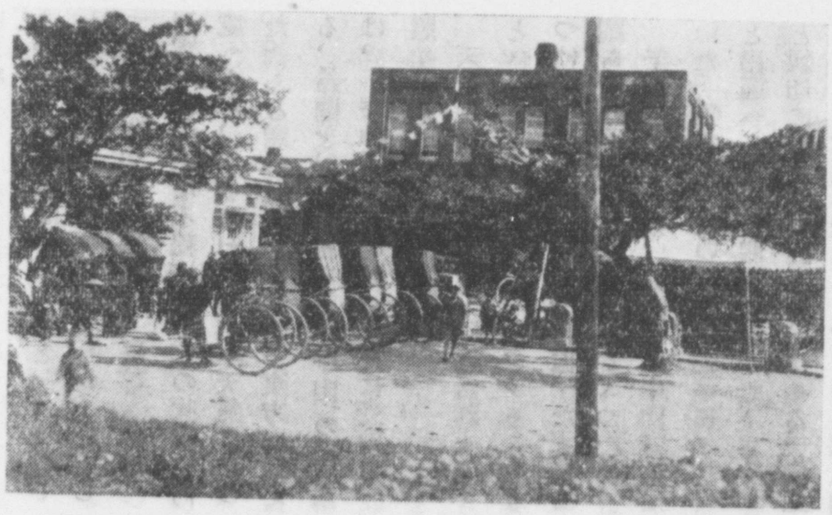
午後は風速十六米と云ふ稀な大吹雪となりスキー場に在りし人々も一人去り二人去りして、終には吾等倶樂部員のみとなつた。吹雪は益々激しく咫尺さへ辨ずることが出來なくなつたので、後日第二回の遠征を樂みとして午後早々歸路についた。

當分は天狗連の風呂敷に所内は賑ふことだらう。

製品展覽即賣會

沖繩刑務所

四五日前より颱風氣味の天候が續いて、氣遣つて居た天氣も、一月二十三日の明け方より風向きが變り雲の斷れ間から朗かな陽光が輝き出し絶好の即賣日和となつた。



會場に充てた廳舍の二階と製品陳列場は五色のテープと萬國旗で飾られ、廳舍前は榕樹に立てた國旗を中心に萬國旗が四方に張られ爽やかな朝風に飜り、バルコニーからは愛國行進曲のレコードが勇ましく響いて潑剌たる景氣を添へて居る。

此處沖繩は嚴寒の今日日頃、十五度と云ふ暖かさだ、所長作業課長其他の幹部も早くより會場に現はれ汗だくで指揮に忙しい、各係員夫れ〳〵部署に就いて用意は萬端整つた。

開場九時の定刻二十分位前からお客樣が續々腕車で乘付けて來る、平素は靜粛其のもの〻樣な刑務所の廳舍も、今日ばかりは花の樣に着飾つた夫人、令孃、淸楚な琉球の沖繩婦人、さては紳士等々の渦が卷いて、門前は人力車の洪水だ。

待ちかねたお客は開場と同時にドツとばかりに雪崩込んで、飛付く樣に目標の品を漁り、木工部では賣約濟の赤札が見る〳〵うちに殖えて行く、午前中に茶棚、簞笥、火鉢等の目ぼしい物は殆ど賣り切れとなる盛況、又階上の漆器部では、お客が一杯で身動きも出來ぬ、立錐の餘地なしとはコンナ場合に當嵌る形容詞であらう、係員は目の廻る樣な忙しさだ、重箱、膳、盆、吸物椀等の高價品から、二十錢三十錢の小物類まで、賣れる〳〵一人で人力車一臺分もアレコレと買ひ込んで行く夫人もある。

「刑務所の製品は絶對信用が出來る私は多夏二回の即賣會毎に澤山買ひ込んで置いて縣外のお得意が來た時お土産として差上げ縣特産の漆器を宣傳して居ます」と云ふ市内豪商の老主人も、祖父の老壽の祝の贈り物にと云ふ富豪の若主人も、人力車一杯買ひ込んで行かれる。縣の總務部長、經濟部長、裁判所、檢事局の閣下、其他のお歴々も見える令夫人も見える、知名の士も陸續と來場する、何れも製品の出來榮えを褒めて相當の買物をせられる、此處も木工部同樣午前中に、螺鈿の花臺、變り塗りのビール盆、銘々皿、堆錦の茶櫃、火鉢等々は何れも賣り切れて誠に文字通りの盛況だ、午後四時の閉會時間が來ても尙はお客樣の足は絶えない。

今度の即賣會は木工製作品が非常に少なかつた、それは軍需品製作應援のため廣島刑務所へ特技者をお貸しし、又豐多摩刑務所で内務省から引受けた、本縣下に新設せられる療養所を應援製作した爲め、即賣會出品に製作の手が廻らなかつたが、作業課員と收容者の涙ぐましい努力で、僅か數日の間に一千五百圓程の品を製作して出品することが出來た、出品は少なかつたが、この努力の結晶たる製作品殆ど全部賣れたことは實に愉快に堪へない。

漆器部でもこの日の賣上げ高は千圓を突破、實に即賣會創始以來有數の成績を收め午後五時第一日を無事終了した。

第二日目も朝來の好天氣に誘はれて相當の人出があつたが、惜しい哉、木工品は賣品無く落膽して歸るお客樣が多數あつたのはお氣の毒な次第である、然しお客樣の中には製作を註文する人が多く此の引受高は約千圓に達した、漆器部は終日賑つて四百圓近い賣上げがあつた。

二日に亙る展覽即賣會は非常時局にも拘らず豫想外の好成績を收め午後四時閉會、所長より慰勞の挨拶と訓示があつて無事終了した、非常時局に於ける一般社會が不景氣なのに拘らず斯樣に優良な成績を收めたことは刑務所製作品の眞價を理解する人が漸次殖えたことに因るものと信ぜられ誠に欣快に堪へない。

假釋放戰死者追弔會

奈良刑務所

昨年〇月奈良刑務所より假釋放の恩典に浴し所屬保護會の至德會並に縣聯合保護會協力の下に刑務所職員は勿論地元の般若寺町民を始め、縣市當局關係諸團體等の熱誠なる後援により盛な見送を受け嵐の如き萬歲裡に勇躍第一線に出征した安田豐一君は曩に浪曲界の大御所吉田大和之丞によつて其の〇〇美談を浪曲化され、レコードに吹込まれて一般社會に美しい感激を與へ、また收容者敎化上にも

大きな助けをなしたが其後同君は北支に上陸以來各地に轉戰、大いに活躍しつゝあつた處昨年〇〇月〇日山西省廣陽鎭附近の激戰に於て名譽の戰死を遂げた旨公報に接し其の遺骨は同君の舊主人茂森寅太郎氏（神戸市在住）が引取り叮重に葬儀を營み、所員一同も亦にその冥福を祈つた譯であるが、此程戰地で右の安田君と終始戰線に活躍した一戰友からK生といふ匿君で、「失禮ですが故安田君の英靈に香花でも供へて下さい」とて俸給の一部を割いて金一封を當該刑務所長宛に送金して來たので、去る二月六日の免業日を卜し同所教誨堂に於て叮重なる追弔會を執行した。

皆佛前を裝飾して故安田君の英靈を安置し、供物を獻じ、縣聯合保護會、至德會、般若寺町の各代表及舊主人茂森寅太郎氏參列の下に教務課長導師となり以下教誨師のしめやかなる續經あり。終つて所長以下各代表の燒香後收容者總代の最も悲痛なる口調にて弔詞の朗讀あつて滿堂寂として聲なく收容者一同は感極まつて嗚り泣く者さへあつた。後和田所長の叮重なる訓示に次で吉田教務課長よりも懇篤なる教誨をなし、いとも莊嚴裡に式を終つたが、收容者一般は深く感激し、教化上多大の效果を收めた。

御下賜金傳達式狀況

姫路少年刑務所

紀元の佳節に當り、畏くも司法保護事業御奬勵の思召を以て御內帑金御下賜の御沙汰を拜し當所管下財團法人播磨保正會は重ねて　聖恩拜戴の光榮に浴した事は洵に感激に堪へざる次第である。

一、式次
一、開式の辭
二、國歌齊唱
三、宮城遙拜
四、御沙汰書並御下賜金傳達
五、刑務所長式辭
六、來賓祝辭
七、保正會長答辭
八、閉式の辭

二、傳達式の狀況

當日午前十一時定刻と共に一同着席右の順序により先づ庶務課長開式の辭を述べ以て永田所長登壇、恭しく御沙汰書を拜讀御下賜金と共に之を傳達し式辭を述べ次に姫路區裁判所監督判事の祝辭あり最後に播磨保正會長答辭を述べたる後庶務課長より閉式の辭あり極めて嚴肅裡に午前十一時五十分終了す。

當日の來賓は姫路區裁判所寺田監督判事、大平上席檢事、三近警察署長、其他判檢事各官衙公長、學校長、市會議員各種團體代表者、辯護士、宗教家、新聞記者等斯業關係者を網羅し其數實に七十餘名に及び孰れも　聖恩の宏大にして無邊なるに感激せり。

式後別室に於て茶菓を饗應し席上係官より保護思想の普及並事業促進等に關し希望を述べ且つ相互に事業の經營計劃等に付懇談し午後一時散會せり。

因に右擧式の狀況は各新聞により普く報道せられしを以て保護思想宣傳上一般社會に及ぼせし影響不尠其效果一層甚大なりしを認む。

尙當日收容者に對しては教誨席上に於て所長より特に　聖旨の優渥なるを謹告し速に改過遷善の實を擧げ忠良なる臣民に復歸し　聖恩に報ずべき旨を諭示したるに一同大に感動せるを認めたり。

雜記帖より



◇斷種法厚生省で制定準備に着手

惡質民族根絶、犯罪防遏の一手段として日本民族衞生協會を中心に多年に亙つて研究されつゝあつた斷種法は、今回新設厚生省の手によつて實現へ向つて大きく一歩を踏み出すことゝなつた。時恰も八木代議士によつて議會にも斷種法が提出されてゐるので、厚生省がこゝに目をつけたことは注目されてゐる。斷種法の制定については內務省衞生局時代、事務官が海外に出張して諸國の法制や施行狀況について相當詳細な資料を蒐集したこともあり、これを如何にして日本の國情に卽して實施するかに今後の研究が向けられる筈である。厚生省では民族衞生學會、學術振興會、帝大の三宅鑛一博士等を顧問とし同省豫防局を總動員して斷種法制定の準備を開始してゐるので、從來屢々議會へ提案されながらも通過をみなかつた此の法案の實現も遠からぬ事と思はれる。これを國家による强制斷種とするか、それとも個人の自由意志に任すかに相當論議の餘地があり、これをめぐつて今後も愼重な調査研究が進められる筈である。

◇恩赦の史實

わが國の恩赦は畏くも　皇室の御仁惠によるもので宮中の御喜び御悲しみを罪を犯せる人々にまで頒たせ給ふ有難き大御心で　皇恩の洪大まことに感激の極みであるが、この尊き恩赦の中に秘められた數々の史實につき大審院判事尾佐竹猛博士は語る——

明治二十二年の憲法發布當日には大赦があつて西鄕南洲もその恩典に浴し加之贈位のあつたことはあまりに有名だが、同じ西南の役關係で元老院幹事（現在で云へば樞密院書記官長の如き地位）だつた陸奥宗光が暗號電報で西鄕側と往復したことが大久保甲東の暗殺後判つて禁獄五年に處されたけれども特赦によつて赦免となつた。仙臺監獄に下獄してゐる中に陸奥は隨分勉强したらしいがベンサムの研究をして獄中で飜譯し理學正宗（今で云へば哲學本論）を著したもので、これが十年後には日本の外交舞臺を背負つて淸國と堂

堂の談判をやつたものです。俠客の小金井小次郎は德川幕府から三宅島に流され幾度か脫島を企てたが島の人々から慰められて止まつてゐる中に大政奉還の際に赦された。十五代將軍德川慶喜公は江戸城を明渡して恭順の意を表したので特赦の御沙汰があつたが、當時關東大監察使として東下りした三條實美公に賜はつた明治天皇の御宸翰が最近三條公爵家から發見された。三重の箱に入つた尊いもので、それには慶喜公に對する有難い思召が伺はれ、德川家達公がこれを見て生前慶喜公に見せたかつたとて、天恩の忝なさに感泣したさうです。

昔は宮中の恩赦の外に幕府にも各藩にも「御赦」といふものがあつて罪を赦したものです。西鄕南洲が自ら大島三左衞門といつて、大島へ三度島流しとなつたが三度とも島津藩から赦免されたことはその名の示す通りです。往昔奈良時代、武藏の秩父からはじめて銅が出た喜びから年號を「和銅」と改めた時に大赦があり又養老瀧が稀代の靈泉であるといつて元正天皇が行幸遊ばされた時にも大赦が行はれた。

明治の初は太政官の『達し』として大赦があつたが勅令として大赦が發布されたのは明治二十二年二月十一日の憲法發布當日が最初で昭和の聖代になつてからは昭和二年二月七日（大正天皇御大喪）昭和三年十一月十日（今上天皇御卽位の大禮）、昭和九年二月十一日（皇太子殿下御誕生を壽ぐ大赦）と三回恩赦があつたが、偏に　陛下の御仁德の發露で　聖恩、日蔭にもあまねく恩赦の起源は實に深遠なものです。

◇朝鮮受刑者の高射機關銃獻納

事變勃發以來朝鮮各刑務所收容者の間にも澎湃たる、後奉仕の氣運が漲り刑務作業も一段と活況を呈し、或ひは時間延長出願に或ひは血書出征歎願となつて美はしい內鮮融和の實を擧げたが、乏しい作業賞與金や領置金の中から國防獻金を申出る者が續出し遂に總額一萬一千二百十七圓四十三錢の巨額に達し、その人員も七千八百三十四名に上つた。朝鮮行刑當局ではこの愛國の赤誠によつて最新鋭高射機關銃五基を獻納することゝなり、昨年十二月二十三日　皇太子殿下の御誕辰の佳日をトし、西大門刑務所敎誨堂に於て晴れの獻納式を行つた。式典には全鮮刑務所收容者獻金者中から各二名乃至三名の代表者が參列することゝなり、選ばれてその榮に浴した百四十名（內女六名）は何れも新らしい淺黃色の獄衣を着して整列、京城刑務所の一收容者が一同を代表して感激に聲を打ち振はせつゝ獻納目錄を讀み上げた。

書道講座

高橋白鴎

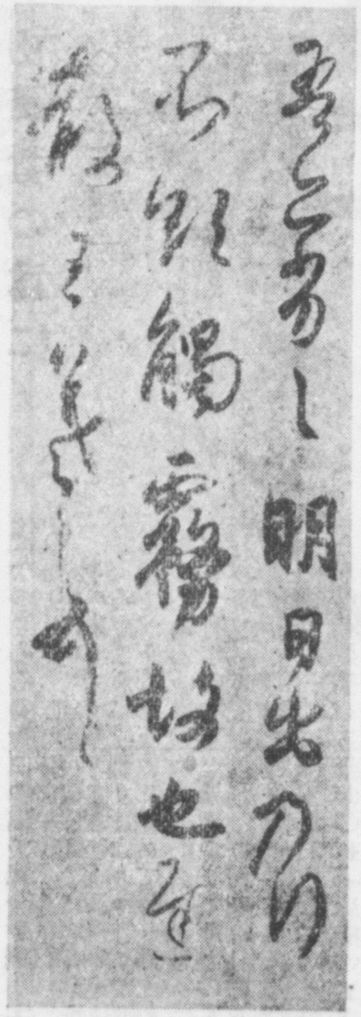
書道の變遷

◇王　羲　之（三）

前號にて王羲之の代表的な行書、二碑に就て說明を加へてみた。今回は草書の代表的なものに就て說明をしてみたいと思ふ。

王羲之の草書は、淳化閣法帖とか、澄濟堂帖とか其の他諸帖中に輯錄せられてゐるものが澤山あるが、何んと云つても十七帖が一番有名である、又書も優れてゐる、王羲之は各體に精通してゐたが、最も行草を得意とした。

後漢の張伯英といふ人は、草書を巧に書いて、草聖と稱された人である、王羲之は自ら「張草猶當（ニ）雁行（スベシ）」と云つて、草聖張伯英の草書と吾書とは雁行し得ると言つてゐるが如く草體には自信があつたやうである。



○十七帖　この十七帖は王羲之の書簡を集めたものである。その書簡は、王羲之が風雅の境地より、官を退いてから、蜀の國の知人周撫と云ふ人に宛てた書簡であると傳へられてゐる。

唐の貞觀元年には、この十七帖を草書の手本として多くの人に習はしたことも

ある程有名なものである。十七帖とは、帖の始めに、「十七日」とあるのでこの名がある。

○喪亂帖　行草書であるが、我が帝室の御物となつてゐる。この帖も王羲之の書簡であつて、勿卒の間に書されたものであるが、まことに立派なものである。古來王羲之の眞蹟として傳へられてはゐるが、實は巧妙に透寫雙鉤して墨を塡めたものであると云はれてゐる。

◇王　獻　之

王獻之は、王羲之の第七子であつて普の人、王子敬とも云ふ、幼少より書を好み、後父と共に、二王と稱され一家を成した人である。

獻之幼少の頃、夢中になつて手習をして居る時に、父の羲之後より筆をとらう

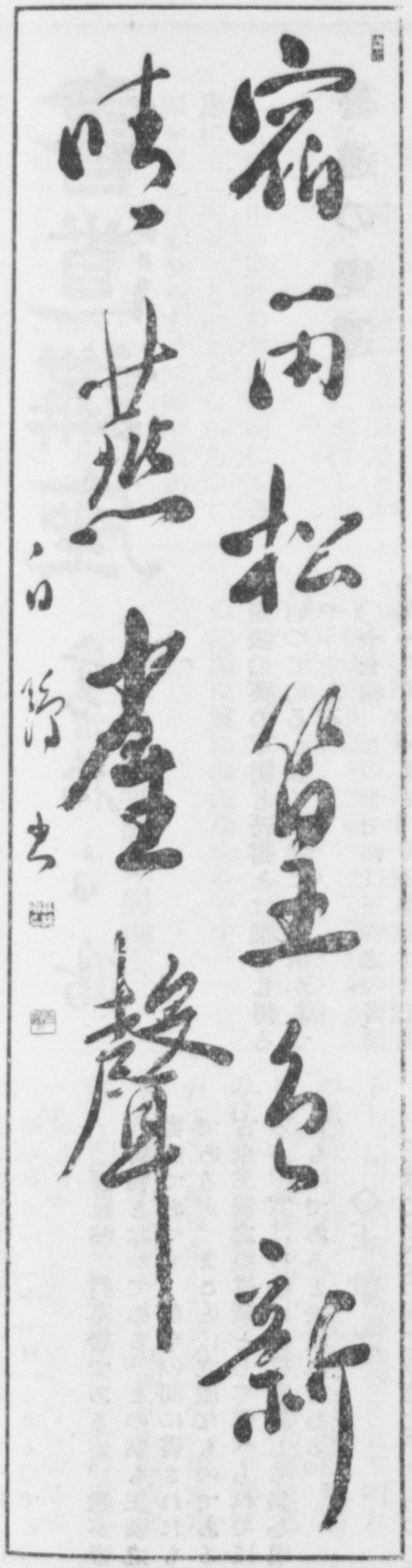
としたるに、その眞劍なる態度を見て筆をとることを得ず、そしてこの子後世名を成すであらうと言はれた。其の言違はず、初め父の衣鉢を受け、後張伯英を學び、その峻邁なる書風を見るに及び、世呼んで小王と云つた。

○**新婦地黄湯帖**　行草書にして獻之の眞蹟として傳へられるものであるが實は唐代の摹書である。

○**中秋帖**　草書、宋の米芾などは天下第一の書であると評してゐる。

○**洛神十三行**　小楷であるが神品と稱されてゐる。

（寫眞揚載は御物喪亂帖である。吾亦劣々明日出乃行。不欲觸霧故也。遲レ散王義之頓首）



初學者の爲に

◇變化と統一

前號では點畫の變化に就て申し上げましたが、今回は統一に就いて申し上げたいと思ふ。

さて書に於ける、統一とは如何なるものか左の實例によつて說明を加へることにする。

貞林有終

貞　貞の字の最後の點を思ひ切り下げて打つたのは、この字の橫畫が皆右上りになつてゐるのをこの點で統一を圖り字の据りをよくしたのである。

林　林の字の旁の縱畫を扁よりも下げてゐる、これは上部が扁よりも上つて居るので、下部を下げて始めて統一がとれたのである。

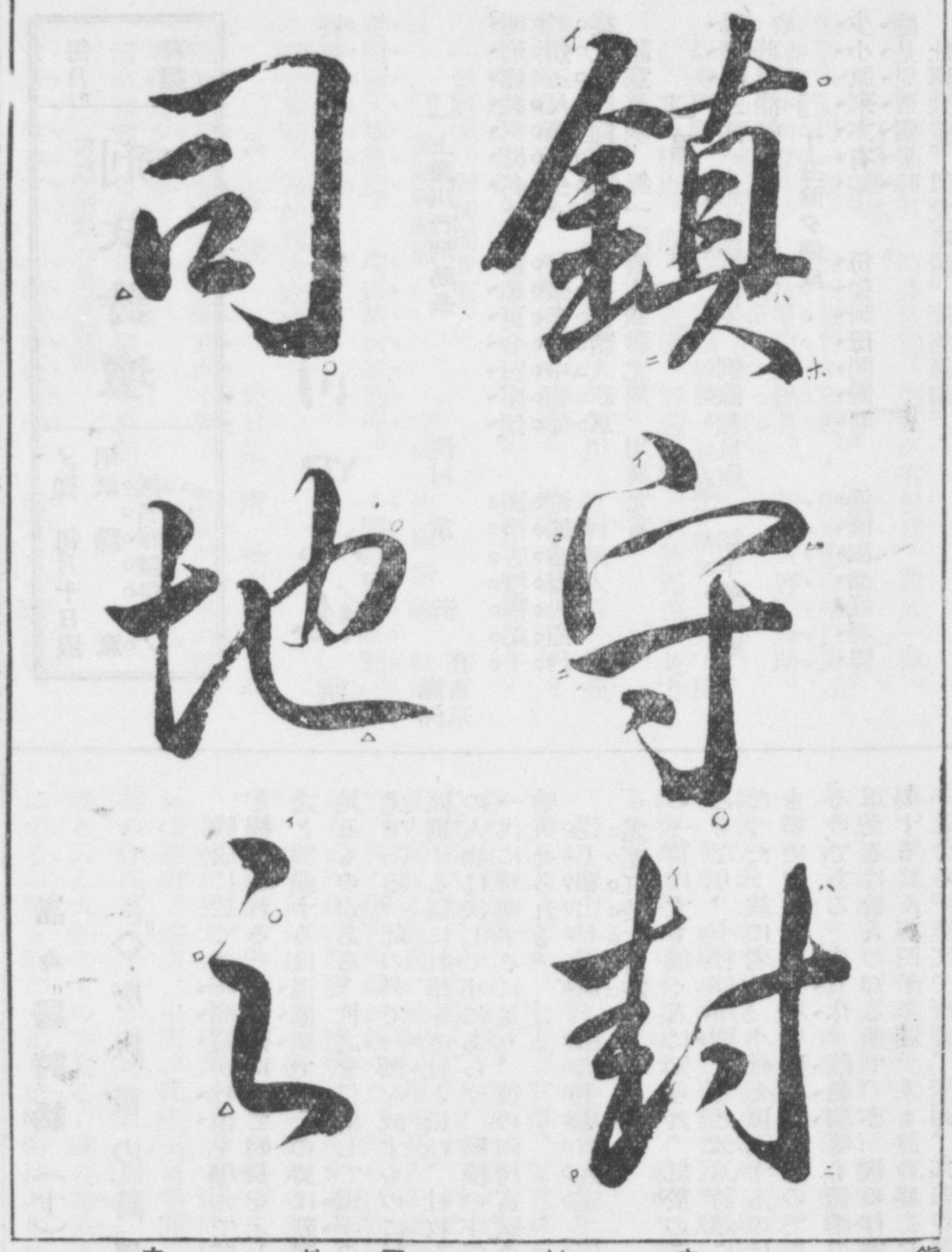
有　有字の右下を思切つて下げたのも上の橫畫が著しく右へ上つたので、右下部を下げて調和をとり統一されてゐる。

楷行草は一體に橫畫が右上りになるから最後の點畫は右下に下げると据りがよくなる。

終　終の字の最後の一點を少し右下に寄せて打つので此の字の統一がとれる。

以上は極く簡單ではあるがこれらのことから押して行けば、變化と統一の妙趣を會得することが出來るものである。

（行書手本）



鎭守封司地之

（王羲之の興福寺斷碑を臨せしもの）

鎭　イの筆は下側から突込むやうに強く打ち込むそしてぐつと力を拔かずに斜に引くロはキユツト筆をとめて上に轉ず、ハは充分下に引く、ニの筆は押して來た筆をそのまゝホに轉じてどつしりと打つ。

守　イとロの連意を失ぬやう、ニの筆はハから來た筆を受けるやうにして右に引く、○の筆輕くならぬやう。

封　イはうんと上から、ロの筆はギユツト左下に突込むやうにして上に持つて行く、ハを頭をうんと上に出す關係でニも思切つて下げる。

司　△の筆が輕くなるとこの字は弱く見へる○の筆は嚴重にはねる。

地　○の筆を思切つて右上に持つて行く。その時に筆力をゆるめぬやうに注意する。△の處はあざやかにすつと拔く。

之　イを充分打ち込んでロに移る。○の間をうんとはなして、△の轉折はむづかしい筆であるから轉折の練習を充分にやつて戴きたい。

矯正図書館

毎月募集
刑政詩壇
〆切　毎月十日限
用紙　隨意
姓名雅號併記ノコト
雪山川田瑞穗選

□上瀧川行刑局長　浣村童　沂　在滿洲東京

明刑弼教夙聞名。風趣更令四座傾。願借杏壇稱弟子。
敢煩玉尺事先生。啓蒙多自中庸始。泣罪會看大道行。
從此程門同立雪。傳將佳話入新京。
語意眞摯。無一浮響。頷聯尤雋。用典允當。

□恩赦

湯網開三面。恩沾縲紲中。刑餘應自慰。額手慶春風。
莊重簡鍊。不可易一字。

□丁丑除夕偶成

少小原來亦有知。每從阿母問歸期。遙懷椒酒迎春際。
應是兒曹索果時。
吐露性靈。恩愛之情。繚遶筆端。

□寄內　有序

春王正月。時多佳節。儕輩久客思鄉。戲成一律。以慰離愁。

悵望家山得句遲。海天翹首不勝悲。雁來應在相思裏。
春到容多愜意時。知汝呵兒無餘暑。恕吾久客誤歸期。
東風有使憑傳語。好折梅花寄一枝。
以身許國。越海來學。可謂壯矣。然離家經年。月下風前。有時相思。亦人情之常。詩善抒情。不涉鄙俚。是尤可稱。

□北京臨時政府成立　岩川　江村繁太郎　高松

冀北政成年又新。兆民相率頌昌辰。應知禹域沾王化。
東向齊嬉萬里春。
一氣赴闕。而情理並至。

□御題神苑前　泰山　佐藤泰藏　秋田

老樹摩天綠愈深。瑞雲靄靆罩遙岑。一聲白鶴傳神意。
賽客聽來欲正襟。
詠此題者未道及。轉結斬新。

□謁古陵　愛日堂　南松太郎　大邱

古陵春光絕鳴鑾。往事回頭淚不乾。勅額門前來拜跪。
一峯殘雪夕陽寒。
清冷雅健。芳山三絕。不得擅美於前。

□次錢嶺散人見似詩韻

欽君筆下生春才。一點無塵似玉梅。尙友古人書萬卷。

嵐々居詩話（十）

◇唐以後の詩風（三）

晩唐に於ては李商隱が杜甫を學んで其の神髓を得てゐると稱せられる。卽ち律に於て特長を示してゐるのである。之と對蹠するは溫庭筠で、その詩は新麗、人目を悅ばすに足るものがある。世之を併稱して溫李の二大家と云ふのも尤である。此の外で一派を成すものに杜牧がある。杜甫と區別する爲に杜甫を老杜と云ひ、杜牧を小杜と云ふも、其の人物は決して小にあらず、縱橫の才思、文章に於ても亦一代に雄視するに足り、彼の阿房宮賦の如き、夙に人口に膾炙せられる。

遠上寒山石逕斜。白雲生處有人家。停車坐愛楓林晩。
霜葉紅於二月花。

の一首は尤も能く人に知られ、紅於の二字が楓葉の代名詞ともなり、小杜停車圖などと云ふ詩題にも用ゐられる樣になつた。故に老杜、小杜と區別するのは年代の前後を示すもので、人物の大小を區別するものでないことが首肯されるのである。皮日休、陸龜蒙等も孤峭の致を以て唐代の殿軍たるは皆人の知る所で、亦一代の作家たるを失はぬ。要するに支那四千年間、尤も詩の盛んなりしは唐を以て第一とする。漢文、唐詩、宋詞、元曲の語あるによつても略ぼ想像は付くであらう。而して其の唐詩は各人の家集以外、總集として有名なものが三種ある。

最初に出來たのが三體詩で、南宋の周弼の撰する所である。主として中唐、晩唐の詩五百餘首、詩人の數二百人位を集めてゐる。五律、七律、七絕の三體のみであるから三體詩と云ふのである。周弼の當時、新警の詩を尙んだ故に、初唐、盛唐の高古、華麗な詩を取らず、中唐、晩唐の新警なもの丈けを集めたので、亦以て時風を知るべきである。

次に出たのが唐詩選で初唐、盛唐の詩五百首、作者二百六十五人、五古、七古、五律、五言排律、七律、五絕、七律の七體が揃つてゐる。撰者は明の李于鱗である。求を經て元に入り、詞曲盛んに行はれて詩の大衆化すると共に、其の調頗る鄙俚に流れ、雄渾高古の風を失ふに至つたので、詩の復古運動が起つた。然らば如何なる時代に復へすかと云へば、初唐、盛唐に復へすと云ふ。成る程尤である。此の氣運によつて撰せられたのが唐詩選であるから、中唐、晩唐の詩は這入つて居らぬのも當然である。

最後に出たのが全唐詩で、淸の康熙帝の勅選である。これは初唐、盛唐、中唐、晩唐三百年間の詩人二千二百人、其の作四萬八千首が集められて居り、全九百卷、目錄十二卷と云ふ大部のものである。秦の始皇は書を燒いて民を愚にするの策を取つたが、康熙帝は其の反對に書籍を編纂し

養生今日酒三杯。　門臨流水蕭蕭閉。　窓對青山面面開。
坐見朝暉夕陰好。　高樓即是釣詩臺。

清景逸致。呼應而出。老筆紛披。使人點頭。

懷才而不衒其才。　皎潔胸襟托古梅。　太白高風常散帙。
適之清興日銜杯。　平生青眼看人少。　此夕丹心向我開。
詩酒優游多樂地。　笑他蠶爾上金臺。

命意精切。措辭俊敏。一肚皮不合時宜。故藉此以吐氣歟。

□軍國春　　苔軒　清水德太郎　福岡

風靜扶桑旭日紅。　慶雲爛爛大瀛東。　士皆義勇人忠孝。
國運隆昌在此中。

克忠克孝。義勇奉公。是我民性。戰無不捷。攻無不取。亦職由有此特色。

□空　　甕

何處堅城不破摧。　縱橫爆擊勢如雷。　我機聯翼一振勇。
四百餘州化作灰。

空軍精勁。宇內無比。此詩不必虛構。

□祭亡友　　雪山　川田瑞穗

冥漠醉魂何處之。　墳前已見草離離。　嘔心文字鬼神泣。
滿腹經綸天地知。　數使清標入吾夢。　誰將大筆勒君碑。
一杯酹酒梅花底。　無賴春風自在吹。

青厓曰。眞是知音之語。非交摯如陳雷不能道。

て民の精力を學問に集中せしめた。元來人民その物は亂を爲すものでない。學者が理窟を云つて人民を煽動するから、人民が動き出すのである。學者に多くの俸祿を與へ、書籍編纂に從事せしむれば、理窟を捏ね廻はして人民を煽動してゐる暇は無くなる。而して人民も其の編纂された書籍を讀み、精力を此の方面に用ゆれば、騷動を起す餘裕も無からうと云ふのが康熙帝の肚である。そこで多數の學者を集めて編纂事業に當らせた。

一、圖書集成　一萬卷、一千六百二十八冊
一、四朝詩（宋元金明）　三百十二卷
一、歷代賦彙　百四十卷
一、康熙字典　四十二卷
一、淵鑑類函　四百五十卷
一、分類字錦　六十四卷

なども全唐詩と前後して編纂された。康熙帝の意圖は見事に的中して、清朝は書物の考證が盛んになり、學者は此の方面に頭腦を惱ましたので、滿洲から起つて南方を征服しながら、三百年の帝祚を保ち得たのである。尤も儒教の眞髓たる治國平天下の學問が廢つて、學者は皆考證に熱中し、遂に學者が政治から遠ざかる樣になつた。我日本も此の餘弊を受けて考證學で無ければ學問でない樣に思ひ、專ら此の方面に力を注ぐ樣になつたのは慨嘆すべき風潮ではあるが、一面右等の書籍によつて後の學者が多大の便利を得てゐることも亦事實である。

（川田瑞穗）

選歌しつつ（九）

大翼

前號では宜長、曙覽の二人の先人の歌をあげて、その日本人としての識見の高さ、氣慨の鋭さ、國體に對する敬虔な赤誠などについて語つたが、これは前に言つたやうに、平安朝以後の懦弱纖細な世態人情によつて、歌がいつか質實素朴な古來の內容と調とを失つたことに抗して起つた古學復興の氣運から生れた作品であつた。世が下るにつれて、歌もいつしか宮廷文學として優柔な貴族階級の遊戲に墮ちたが、これを救ひあげて剛健樸實な萬葉の昔に復へさうとしたのがこの運動の主旨であつた。

現在の日本が支那事變を中心とする時局の影響から國民精神總動員がとなへられ、國民的自覺を强調して、傳統的日本古來の

毎月募集　刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

井上大翼選

一　　德島　靖蘭子

時雨雲陽さしもらせば襟卷の白の明るく輝きにけり
淺春の陽かげりくれば梅林おのづと寒き風吹きいづる

二　　小菅　兼平義郎

けふけふと待ちし日は來ぬ南京の陷落ニュース襟正しきく

三　　滋賀　樋口拍葉

年老いてなほ健かに勵み得る幸を語れり兵持つ父は

秀逸

○　岡山　田中春太郎

しづかなる馬の瞳を見てあれば故園の母に逢ひたるごとき
あたらしく凍てたる朝のしづかさに名しらぬ禽の水面すぎゆく
只ひとつ神に祈らくしこの身をつひの眞理に生かしめたまへ

○　咸興　岡本舜水

寒行の一枚太鼓叩き來し媼の姿母に似てゐし

刑政第51巻第3号
矯正図書館

精神を新らしい時代の息吹きによつてふたたび活かさうといふ新氣運は、一面からいへば國民が全體主義的に古代日本の精神に還つてそこから新しく出發しようといふ運動で、その性質が契沖以後の古學復興運動によく似て居り、その最も大規模なものである。

日本精神の核子は、これを要約すれば尊皇報國の一念になるが、奉公とか愛國とかいふやうな國民的性情はかならずしもひとり日本だけに限つたことではない。個人が一身の利害を離れ、赤誠をつくしてその國の運命に殉じた例は、支那にも西洋にもその例少くないが、併し、肇國の理念と、國體の實相と、民族の信仰とを全く異にして居るわが國二千六百年の國民性に固有な忠君奉國の至情とはこれを比すべくもないのである。國民の億兆が一心一體に結んで、萬邦無比のわが　皇室のために不退轉の赤誠をささげ來つたことは、歴史の上にはつきりした事實である。

この民族精神の特質は、それが冷靜な理性の把握によるものでなしに、燃えるやうな血の搏動の中に傳へられたものであることに存する。從つてわが民族の血といふものは古今一脈、常にその時代時代の日本人に脈打つてゐるのであつて、これが日本の血の傳統である。この傳統の中に生々無窮に生き貫くものを日本精神と呼ぶのである。日本文學中最も輝かしき古典である萬葉集の内容は明らかにこの事實を裏書するが、その皇室に對する國民的至情を歌つたものは、實にわが民族の血の搏動の記録と云つてよいものである。　（つづく）

□

靖蘭子の作「時雨雲」では感覺の鋭敏を、「淺春の」は自然觀照の透徹を、それぞれ採つた。

兼平君の歌、一見平凡に見ゆるが、どこか氣持のとほつたものがある。二句切も型を型通り用ゐてゐるが、ここではこれでよい。

樋口君の結句「兵持つ父は」といふのがちよつと無理ではないかと思つたが、通らぬ言葉でもない、そして一首をこの句が支へる。

○　磁賀和田不二斗

父の罪今こそ償ふ時來ぬと出征の子の悲壯なる手紙

○　名古屋　祥子

ね靜まる舍房の高き天井にはりつけしごと凍てし月あり

佳作

○　三重　無恙柳

灰色の空にきは立つ雪屋根に塒や戀ひむ夕雀なく

○　青森　一

雪解けの陽射を浴びて鵞ろどもいきづきあさる畑の空地に

○　宇和島　今津頼風

楊州の戰に散りし我が畏友神山恒男名をば殘せり

○　岐阜　加藤しのぶ

春近き水のぬくみに童等は集ひ戲る小川の岸に

○　京城　今府劉一

溫室にうづくまりゐてそぞろにもわが聞く鐘は寒山寺の鐘

○　岐阜　櫻子

出征せる兄にかはりし野良仕事荒れたる我手しみ〴〵みるも

○　山形　野村生

深雪ふみて七十七の老囚は假釋放となりて歸へりぬ

○　府中泉原ひろし

男女の川はよく闘ひて敗れしと酒場の隅にくどける人よ

○　咸興　菊屋童人

冬晴の揭揚塔の大國旗南京陷落の朝をはためく

○　鹿兒島　翠嵐

友は今戰の場に馳驅しつゝ皇國護れり尊きかなや

○　三重　鷺城

留守護りてひるにひまなき身に夜は君が戰地のニューたのしき

○　平壤　岸瀬

うら寒き師走の村に點々と唐辛子乾す屋根夕陽に映ゆる

○（靜御前の舞姿を見てよめる）札幌　來生忠次

なげきつゝねる夜のゆめも結ばぬを舞へとはひとのつらきなりけり

○　高知　高月

戰ひの歩哨に立ちて我一人亡き戰友の最後を思ふ

○　名古屋　高島明峯

多晴れのほの溫き陽光をたのしみつ車窓に風ぎし海のつゞきて

○　八王子　西廣

風のいつしか止みて構内に小春日當り霜とけにけり

○　山形　野村生

高山の今日この頃の雪景色常夏の人に見せばやとぞ思ふ

○　岡山　たかの

病みて居て我儘言へぬ下宿屋に故郷戀し母の俤

○　大連　野田稔

庭松に風吹きつのる音高し今宵を妻と神詣でけり

○　秋田　泰山

嚴かな父の寫眞にみとれつゝ囚徒の目には涙宿りぬ

○　京都　平井鶴宗

村人の氏神詣で美はしく出征軍の武運を祈る

○　大阪　足立確花

咲き香ふ薄紅梅に鶯の聲朗らかに春は來にけり

○　岩國　錦月

君ヶ代を壽く梅は門松のねじめとなりて花を開きぬ

雪の比良その他

花蓑選

雪雲に半ばかくれて雪の比良　迷羊
松越しに比良の嶺白し兼平忌　幸吉
雪の比良眞北に見えて瀬田の橋　五角

三句ともに雪の比良山を詠んで立派な作品です、第一句は雪の比良山そのものを詠んだもので雪の比良山の頂半分が雪雲にかくれてゐるといふのです、頂半ばをかくしてゐる雲が雪雲であることは或時の雪の比良山の自然の實相を思はしめます、そこに迫眞の趣があります。第二句は雪の比良山を配して人事を詠んだところが前の句と異つてゐます、寺か在家かで兼平忌を修してゐます、するとその庭の松の木の間から雪の比良山が見えてゐるといふのです、典雅な趣があります。第三句は遠景の雪の比良山を詠んだもので瀬田の橋から雪の比良山が眞北に見えるといふのです、湖を隔てゝ雪の比良山が全貌を現はして見えてゐるのです、眞北に見えるといふ事實がこの景色の妙趣をなしてゐます。

われらゆき山鳩梅の谷を越え　鮮洋

觀梅の一行が今山道を辿つて行くと山鳩が梅の谷を越えて向ふへ飛んで行きます、只それだけの景色を詠んであるのですけれどもこの句の趣はそれよりも作者の心持にあるのです。「われらゆき」といふ言葉の中にその心持が看取されます、今日のこの遊行を樂しむ一行の昂ぶつた心持です、天氣はいゝし、山の眺めはいゝし、山鳩が梅の谷を越えてゆくそれだけの景色さへ今日の一行には朗らかに樂しい景色として眼に映るのです、その心持です、けれどもこゝに詠まれたこの景色を苟に見てはなりません。それは朗らかに樂しい一行の心の影を象徴する景色として作者には感じられたのです。有心の景色として作者の詩心を動かしたのです。

雪女郎しきりに舞へば雪つのる　小山

雪女については謠曲にもあり淨瑠璃にもありいろ〳〵說話があるが要するに傳說的の說話に過ぎないでせう、けれども風雪の中に雪女の姿が現はれるといふやうなことは全くない譯ではなく錯覺には違ひないけれども實際に見られる現象のやうです、この句は風雪の中に立ち現はれる雪女郎を寫實的に叙したところに力があります。舞へりと言はず舞へばと言つたところが巧みです。かく叙した爲に雪女郎の舞を禮讃して天が雪をふらすやうな心持をも釀し出してゐます、さうしてます〳〵降りつのる雪の中に雪女郎がしきりに立ち舞つて居るのです。

雪雲に半ば隱れて雪の比良　滋賀　迷羊
樟の枝折れて大雪晴れにけり　同　同
樟の葉の雪落しけり雪の鴨　同　同
京極で又出逢ひけり寒念佛　同　西村幸吉
凍月や風鐸の影土にあり　同　同
松越しに比良の嶺白し兼平忌　同　同
奥津城に手向の琵琶や兼平忌　同　同
梅日和北野の宮に繪巻見る　同　同
枯菊や道より見ゆる竈の火　同　杉山薫花壇
落ちてゐる橋を往來や落葉宿　同　同
稻架の上に夕汐高く見えにけり　同　同
凍空の弦月雲を近づけず　滋賀　大津いばら
薄雪や築地にかゝる七つ星　同　同
白壁に寒月の波照り返す　同　府中泉原ひろし
牡蠣取れる濱名の湖に蔦低く　同　同
煮凝の鍋一つなる自炊かな　同　吉光佳水
紀元節來賓席に老節婦　同
暖かや舟乘り捨てゝ堤行く　同

雞買も來て加はれる焚火かな　長崎　後田青皷
初詣手術衣脫ぎて出かけけり　同　佐藤泰山
大吹雪事にかこつけ早寢かな　秋田
默々と面罵に堪ゆる暖炉かな　同
冬の川敵前渡渉敢行す　滋賀　和田不二斗
冬の湖戰ひの暇漁どれる　同　有田いさを
はるかなる櫓に人や枯野道　同
雪晴のひとやの濠の三十三才　同　百萬石
豆撒や男爵邸の裏書院　同　同
京を發ち雪の越路に入りにけり　小嘗
スキー行裾野の雪の眞つ平　同　速水月邃
雪晴や一つ浮べる雪の島　同　兼平陽村
梅咲きて木の間の春となりにけり　同
今日も過ぐ臨時列車や伊勢の春　三重　小森台生子
雪の比良眞北に見えて瀬田の橋　滋賀　深田五角
室咲きの梅を挿したる茶の間かな　宮城　志賀大弓子
春雨や後ろから來る最合傘　同　小坂一年生
芹洗ふ水輪にうつる女かな　奈良　秋田みのる
芽柳やうるむ日ざしの水にあり　西大門　高口六騎
女囚みな針にいそしみ春立ちぬ　山形　村山翠水
橋下に焚火の煙あがりけり　福岡　進藤陵風
子の頭巾忘れし子守呼び戻し　山口　八百谷錦月
二三本杉のありけり多木立　名古屋　中澤双葉
爪を剪る緣の日向や寒椿　松江　川津道暗

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切每月十日限
用紙官私製葉書

椎の實は熊笹に落ち水に落ち　巴潮

奥深い溪谿の踏み入ることの出來ない荊棘の中にこの椎の木は立つて居るのです、だからこの椎の實はその邊りに茂つて居る熊笹の中に落ちるか荊棘の中を流れてゐる水の中に落ちるかするより外ありません。さういふ情景をこの句は手際よく現はしてゐます。

退潮に靡き伏したる石蕗かな　梨枝

潮の流れに引かれて立ち靡いてゐた石蕗が潮の引いたあとにそのまゝの形をしてべつたりと靡き伏してゐるのです、海藻類の中でも石蕗でなければ見られぬ趣がよく出てゐます。

寒鮒の一尾魚籃に息づける　蘇來

魚籃の中に只一尾の寒鮒がアプ〳〵と息づいてまだ生きて居るのです、今日一日釣をして來て獲物は只この一尾だつたのです、一尾といふので相當大きい寒鮒であることが分ります、一ぴきも釣れない日もあるでせうが今日この大物一尾を獲たことは近來の手柄でせう、そこに寒鮒の趣も自ら看取される譯です。

初髪を氣にせる如くせぬ如く　絹糸

丸髷の夫人でせう、初髪を氣にせるやうでもありせぬやうでもあるといふのはよくその心理を捉へてゐます、起ち居の間にさうした樣子の見えるのも女性の優しい性情の一つでせう。

代々に傳はる面を飾りけり　沼津　常春
氷雨降る夜の町行くも旅心　釧路　筍雄
父病むと弟の便り寒に入る　宇都宮　野村筍々子
若水を汲まばや五十鈴川上に　高松　かがち
芽柳の池にうつりて明るけれ　栃木　赤羽栃村
掛軸にやさしき影や床の梅　三重　尾能虹晴河
手焙を傍に縫ふ春淺し　同　小野其蜩
工場街過ぐれば雪の幻住庵　滋賀　古堀秋來
兒の寢入る炬燵の加減そつとみる　同　樋口柏葉
蕗の薹殘んの雪の間より　小菅　三浦瞳帆
道芝の霜に照る日の影うすし　同　江東子
徒然をかこつひまなき多日かな　同　甘樂
朝風や波にきらめく多日影　同　雨城
なきそ鳥二月の午後の日を浴びて　函館　船木たゞを
おき見れば北山雪の綿ぼうし　京都　平井鶴宗
凧揚や囚屋の塀の直ぐ外に　宇和島　今津賴風
御手洗に初燈明のうつろへる　滋賀　壽美
歸省して舊正月の友と逢ひ　宮城　高子
長閑さや大島の煙近く見ゆ　伊東　默川
霜やけをかこち乍らに毛糸あむ　三重　橋本鷺城
初東風や帆に閨まれし佃島　岡崎　繁校
入營の旗飜へる山家かな　奈良　和田小草
丘陵の唐人廟や草崩ゆる　三重　川波淳男
囚人の笠をかしげて時雨れゆく　山口　無津子

敍任辭令

一月十四日

勳八等瑞寶章　看守長　篠田利太郎（大阪）
同　同　市原福馬（高松）
同　同　木下右京（大分支）
同　同　清水重光（浦和支）

一月二十一日

高山支所長　同　阿部新市（名古屋）
名古屋　同　島田誠吾（長野）
免本職（長野）　支所長　小島耕一（高山支）
同　同

一月二十五日

府中　典獄補　津久井作司（秋田）
名古屋　作業技師　妙圓薗弘吉（横濱）

一月二十六日

東京詰置　保健技師　大谷靜夫（千葉）

一月二十九日

保健技師（京都）十一級　保健技手　青山仁（豐多摩）
同　（福岡）同　同　林一郎（鹿兒島）
同　（岡山）同　同　脇山憲一（甲府）
千葉　保健技師　西村實（廣島）
廣島　同　滿石益雄（京都）

二月二日

願免典獄補（大阪）七等六級　作業技師　益山喜三郎（大阪）
典獄補（長崎）七等七級　司法屬　牟田初太郎（行刑局）
川越少　作業技師　原三郎（札幌）
豐多摩　同　高城守人（川越少）
作業技師（札幌）十一級　看守長　菊樂夷（横濱）

二月四日

横濱　同　宇都木武（甲府）
免本職（甲府）　支所長　瀧澤五郎（長岡支）
長岡支所長　看守長　堀池猪太郎（栃木支）
免本職（栃木支）　支所長　小室利市（德山支）
看守長（山口）八級　看守　藤井秀一（大阪）
同　（札幌）九級　同　土田四十治（千葉）
同　（宮城）同　同　鎌田玉藏（小菅）
同　（大阪）四七　同　岡野正隆（横濱）
德山支所長兼山口　看守長　重富一郎（山口）

二月三日

死亡　支所長　茂久親秋（平良支）
同　同
二月五日
矯正院書記（福岡少年院）七〇　看守長　主稅鐵雄（秋田）

免本官專任司法屬八級　看守長兼司法屬　上澤隆（小菅兼行刑局）

二月四日

勳四等瑞寶章　所長　和田岩雄（奈良）

勳六等同　少年所長兼典獄補　宇田象三（盛岡少）

勳八等同　司法屬　島田幸治（行刑局）

二月九日

願免四級　看守長　富永與一（熊本）

熊本　同　高崎又市（沖繩）

看守長（沖繩）八級　看守　村松榮造（甲府）

同（秋田）四七　同　鷲見孝義（大阪）

同七級（平良支所長）　同　森元桃隆（東京拘置）

大阪　看守長　松野岩吉（小倉支）

小倉支　同　中村秀一（大阪）

二月九日

願免　保健技師　窪田幸記（東京拘置）

二月十日

休職　支所長看守長　阿部新一（高山支）

二月十四日

檢事兼司法書記官　三等　司法書記官　岡五朗（行刑局）

保健技師（高松）十一級　保健技手　荒木榮吉（小菅）

宮城　保健技師　佐藤重則（福島支）

福島支　同　溝見正男（高松）

函館兼汐見町支　同　安田正一郎（高松）

高松　同　多田隈滿（函館兼汐見町支）

休職　同　伊藤孫二（宮城）

刑務協會町名變更

今回市區改正の爲め三月一日より協會の町名は左の如く變更された。

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一

巡回映畫に『五人の斥候兵』購入

今回協會では日活トーキー作品『五人の斥候兵』を購入して次回の巡回映畫から全國刑務所で映寫することゝなつた。

『五人の斥候兵』はこれ迄の際物戰爭映畫と類を異にし、地味な手法で戰線の雰圍氣を描寫したもので、そこに却つて巧まざる力強い迫力を生んでゐる。筋は五人の兵が斥候に出て歸つてくる迄の簡單なものであるが、上官と兵士の間を流れる美しい信賴の情や戰友間の友情が美事に活寫されて居り、皇軍の面目まことに躍如たるものがある。陸軍省、文部省、內務省等の推薦を受け公開に際しては近來稀な好評を博した。行刑局長始め當局者も國民精神の眞髓を語るものとして直ちに採用方決定したが、この映畫購入に當つては行刑局の一方ならぬ盡力があり超大作の事とて協會でも費用の上に相當の犧牲を拂つたのであつた。

訓令通牒

（刑政第五〇卷第十一號）

◇行刑累進處遇令ニ依ル增棨給與ニ關スル件依命通牒

（司法省行甲第一六〇號　行刑局昭和十三年二月十四日）

行刑累進處遇令ニ依ル增棨給與度數ハ各所ノ特殊事情等ヲ考慮シ夫々認可相成居候處其ノ後ノ實情ニ徵シ彼此權衡ヲ失スル等處遇上遺憾ノ點有之、之カ統一ノ要アルモノト認メ今般給與度數等左記ノ通決定セラレ候條行刑累進處遇令取扱細則中ノ增棨給與度數ヲ改正實施スル樣御取計相成度候

記

一、給與度數

一級　一箇月ニ　七回

二級　同　五回

三級　同　三回

四級　給與セス

二、給與額

一人一回平均金貳錢以下ニ於テ增棨ヲ給與スルコト

三、豫算處理方法

本所要經費ハ一人當棨代指定額ノ範圍內ニテ處辨スルコト

四、實施ニ關スル注意

本改正ハ從來ノ收容者中新進級者ニ限リテ之ヲ實施スルモノトス

移送者及新收容者ハ本改正ニ據ル

刑政第51巻第3号

矯正図書館

法學協會雜誌

第五十六卷　第三號

三月一日發行

有斐閣

論說

公務員收賄罪に關する若干の問題(五・完)……東京帝國大學　名譽教授　美濃部達吉

フランスの責任保險法(三)……東京帝國大學助手　野田良之

共同相續財産に就いて(二)……東京帝國大學助手　來栖三郎

資料・執行異議事件に就いて……法學士　村松俊夫

紹介

ヘック著『無因的物權行爲論』……東京帝國大學教授　我妻榮

新刊短評

學界消息

萬國海法會會長フランク博士逝く……法學博士　松波仁一郎

教師の不信行爲責任に關する佛國の新立法……東京帝國大學助教授　福井勇二郎

法理研究傳記事「血液型と親子鑑定」

判例研究

民事訴訟法判例批評(一八七)……東京帝國大學　名譽教授　加藤正治

刑事判例研究(三)……東京帝國大學教授　牧野英一

民事法判例研究錄(昭和一二年度・一〇)……民事法判例研究會

法學論叢

昭和十二年三月　三月號發行

第三十八卷第三號

壹冊金五拾錢郵稅貳錢

半年分郵稅共金參圓

一年分郵稅共金六圓

發行所　京都帝國大學法學會

登賣所　東京　有斐閣

論說・資料

儒帝新勅法第六・七號邦譯……田中周友

所謂小數民族の國際法主體に就て(一)……田畑茂二郎

合名會社の社員の決議(二)……大隅健一郎

刑法に於ける所謂キール學派に就て(二・完)……佐伯千仞

佛國海上物品運送法(四・完)……大橋光雄

我國近世の民事訴訟手續に就て(二)……小早川欣吾

批評と紹介

破産及和議制度に關する國際情報機關設置の要望……齋藤常三郎

民事局長通牒『軍人の婚姻届出ニ關スル件』……近藤英吉

ヘック『抽象的物權行爲』……於保不二雄

判例研究

〔民事法〕被用者の賠償義務の時效完成と民法第七百十五條に依る使用者の責任……石田文次郎

株主の利益配當の標準・白地手形と權利行使の方法……大橋光雄

訴に依る否認權行使の效果・破産者の處分行爲と意思の認定……齋藤常三郎

雜報　研究會記事

矯正図書館

京都帝國大學
教授法學博士

石田文次郎著

民法大要

新刊

本書は現行民法の全面に亙り、廣く綜合的な理據に立脚し、清新なる體系の下に、現行民法學の諸理論と諸問題とを論述せられしものである。蓋し簡明平易の敍述の裡に、能く斯法の要を盡し又精疎の按配宜しきに適ふことは、寔に至難の業にして、從來多くの人々が企てて尙ほ及び得ざりし所である。博士は小肆の永き懇望を容れられ、其の多忙なる研究の餘暇を割き、周到なる用意を以て玆に筆硯を新にして本書を全七卷に分ちて執筆、其の成るに從つて之を公刊すべきことを快諾せられ、曩に「民法總則」及び「物權」を公にされ好評を博せるが、今回待望の「擔保物權」を公刊せらる。本書によつて初學入門者は一讀容易に斯法の大要及び精神を會得し得べく、又學生、高文受驗生にとつては其の研學の整理仕上げを爲すに適してゐる。尙ほ本書を分冊として刊行せるは各種專門學校・實業學校其他に於ける民法教科用として廣く利用せらるゝ場合の便宜を考慮したるものである。汎ねく江湖の支援を期待す。

石田博士著

民法大要

擔保物權

菊判總布裝
總頁一六三
定價一・五〇
送料一四

民法總則 一・五〇 送料一四
物權 一・五〇 送料一四
以下續刊

債權總論
債權各論
親族
相續

東京・神田・神保町

有斐閣

振替東京三七〇番

編輯後記

◇明治二十二年二月十一日我が國に憲法發布せられて玆に五十年、建國の佳辰を壽ぐ歡びに皇士を擧げて萬歲の聲溢るるとき、畏くも至仁至慈の　大御心から恩赦の大詔が渙發された。洵に　聖恩雨露の如く、仁澤臻らざるところなき次第であり、國民齊しく恐懼感激に堪へざるところである。昭和の聖代において恩赦の大詔を拜することは今回をもつて第四回とする。行刑史上特筆すべき盛事として謹んでこれを錄する。

◇司法省行甲第五二號に基く作業統制打合會が新たに編組された管區のもとで順次開催された。東京管區は二月四日、廣島管區は九日、宮城管區は十二日、大阪管區は十五日、名古屋管區は十七日、札幌管區は十八日、長崎管區は二十日。いづれの管區にあつても打合會は共助の精神に基き至極圓滿に取運ばれ、各地ともほゞ同樣の協定案を得た由である。作業の全國的統制陣玆に成る。今後における作業の向上發展は期して俟つべきものがあるのである。

◇東北の木村龜二教授が東朝紙上に「明るい刑務所」と題する感想を公けにしてをられる。此處に明るい刑務所とは收容者をして希望に滿ちて社會に出でしめ再び有用な人間に還元すべく訓練教育することを意味する。さうしてそれには先づ刑務官が明朗で行刑の眞の目的を自覺した指導者であらねばならぬとされるのである。行刑の眞諦を體得した刑務官に非ざる限り眞の行刑の行はれざるべきことは編輯子も頗る感を同じくするのである。

定價		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十三年二月廿八日印刷納本
昭和十三年三月一日　發行
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一

編輯兼發行人　伊藤忠次郎　東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　大河內恭三郎　東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會　電話銀座二三四四・三八二五番　振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館